

は何と四十八議席、七十六名中四十八議席ですか。六三・二％の議席を占めているのです。つまり四三％の得票で六三％の議席を地方区では自民党が得ている。ですから、社会党や他の政党は逆にマイナスが非常に大きくなっている。同じときに行われた衆議院の選挙、自民党が大勝したと言われているけれども、得票率で言えば四七・九％ですよ。それが議席では二百八十四、つまり五五・六％の議席を得ている。

つまり比例代表という最も根本の理念を先ほども金丸議員は認められましたが、国民の意思に対してそれを的確に議会の議席の数に反映させようという趣旨から言えば最も矛盾があるのは参議院の地方区であり、場合によっては衆議院でもまだ大きく残っている。一番弊害の少なくなっている参議院全国区に、比例代表制という原理から言えば一番的確にそれが反映されている全国区にもたらす理由の第一義が何なのかという質問をしたわけですが、一番最初に言われた参議院の、つまり比例代表制の本質との関係では、ここに導入することの意味はないじゃないですか。

比例代表制の本質からいって、参議院全国区に比例代表制をもたらすことの意味はどこにあるわけですか。さっき答えられたことは、最初に言われた比例代表制の本質の問題に関係のないことを言われているだけですね。有権者がどうか費用の問題とか、これは後でまた問題にしたいと思いますが、参議院全国区にこれを導入しなければいけないと考えられる理由をお答えいただきたいと思ひます。

○金丸参議院議員 比例代表制を採用いたしますねらいの一つは、現在の全国区の選挙制度に伴います弊害を是正するということ、もう一つは、そういった場合に、国民の政治的な意思をできるだけ的確に国会に反映いたしますためには、政党本位の比例代表制をとることがよからうということからでございます。結果の数字がそう余り違わないという点もあるかも知れませんが、

も、その点はその点として、制度を改正いたしましたために、全国区の制度の非常に言われております弊害を除去いたしますのは拘束名簿式の比例代表制がよからう、こういうことからでございます。

先般も申し上げましたように、党によりましてはブロック制に改めようというお考え、また私どもと同じように全国区に比例代表制を採用したらどうかという党が三党もあるわけでございます。私は、これは全国区の弊害をどのように是正するかということ、国政にどのように国民の意思を反映するかという方法論についての違いではなからうか、私どもはその方法論として比例代表制が適当であらう、こういうふうに考えたわけでございます。

地方区の制度と衆議院の選挙区の制度は私どもは一応別個の問題だ、これも先般の御質問に際しまして私がお答えを申し上げました。地方区をどうするか、衆議院の選挙区をどうするか、これはまた別個の観点から私どもは論議して結論を得るようになければならない問題ではなからうか、こういうふうに考えております。

○菅委員 この問題は一番本質的な問題だと思ひます。この問題も、結局は比例代表制の本来的趣旨ということではなくて、あえて言えば、それから派生するいろいろな効果なりメリット、デメリットの中のメリットを求めてこの提案をされたというところのように関わるわけです。

それでは、少し話を進めまして、今回比例代表制の中でも特に拘束名簿式を提案されている。これはつまり名簿をつくる政党の拘束力が最も強い制度であることは発議者が書かれた本にも書かれているわけですね。つまり政党化を、参議院については現実を認めるということではなくて、政党化を制度的に強制するということになるわけですが、これも、なぜ拘束式を提案されているのか、この政党化の強制ということが必要だと考えられているのか、それについて意見を伺いたいと思ひます。

○金丸参議院議員 私は先般からお答え申し上げておりますように、参議院の政党化がいわば自然の趨勢でございます。全国区という制度を残して直接選挙という制度をとります以上は、政党化はもう自然の流れである、現実にそのようになつてまいっております。

拘束名簿式の比例代表制を採用いたしましたのは、自民党の中におきましても非拘束式の名簿という案が大勢の時代もございました。しかし、非拘束式の方法をとりますと、個人個人が現在と同じような選挙運動を行うことになりまして、現状と変わりがなく、現在の弊害がほとんどそのまま残つてしまふ、こういうことから拘束式の方が適当であらう、こういう結論になつた次第でございます。

○菅委員 いまの話をもつても、政党化が自然の流れだ、自然の姿だと言われた。私はこれそのものも必ずしも納得できませんけれども、百歩譲つてそれを認めたとしても、それが自然の姿であるのと、今度のように制度的に政党化せざるを得ない、強制するというのは、さらに大きく意味が違つていふところですね。この問題も、比例代表制という本来の趣旨、また拘束式という問題とあわせて、どうも本来の趣旨と結果的なものを非常にずれていふのじゃないかということを感じております。

そこで、さらに話を進めて、この中で政党要件というものを設けられて、無所属なり個人立候補というものを事実上排除している。これはどういう理由なのか。特に比例代表制という考え方からすれば、無所属とか一人一党を認めても、国民の意見の比率によって代表を送り出すという趣旨から言えば、必ずしもそれを認めたからといって相矛盾しないのではないかと思いますけれども、その点はいかがですか。

○金丸参議院議員 私は、非拘束式の比例代表制をとりますれば個人の立候補もなじむと思ひます。しかし、党本位の拘束名簿式の比例代表制をとりますという、論理の帰結として個人の立候補を認めることは無理ではないか。と申しますのは、拘束名簿式の比例代表制を採用いたしますと、やはり政党らしい政党が基本になつてまいらなければならぬ。政党の要件というものを設けなければならぬ。わが国の判決でも、政党というのとは一人では成り立たないのだ、政党と言う以上は複数の人が共同して政治的な活動をする団体でなければならぬ、こう言われております。仮に無所属の立候補を認めますという、一人一党を認めなければならぬ。一人一党を認めれば、国会議員が五人とか三人とかということは無意味になつてまいります。二人でもいいじゃないか、五人とか三人とかいう政党の要件を決めることがいよいよナンセンスになつてしまふやしないか。だから、拘束名簿式の比例代表制を採用いたしましたら、拘束名簿式の比例代表制を採用した一つの要件でございますが、国会議員が何人以上という要件を決めなければならぬ。そういう論理からいまして私どもは、個人の立候補と拘束名簿式の比例代表制とはなじまない、こういうような結論でございます。

○菅委員 いまの発議者の論理というのは、私は発議者の論理としてはまさにそのとおりだと思ひます。どういふ論理になつていふか、つまり現状の参議院全国区は費用がかかる、これを何とかしなければならぬ、それには同じ比例代表制でも拘束式をとらなければならぬ、拘束式をとつたら、これはそれとバランスからいって無所属とか一人一党は認めたい、こういう三段論法になつていふのです。しかし、これは本来逆じゃないですか。

つまり、初めは金丸の問題、費用の問題から来ている。それがいつの間にか制度の問題になり、最後は個人の立候補を認めるか認めないかというきわめて本質的な問題になつてきていふわけですよ。つまり、当面のいろいろな矛盾点を解決するために制度をつくり、さらにその制度に適應させるために個人立候補を抑えてしまふのも仕方がないという、何というのでしょか、枝葉末節から

本質を仕方がないと言っているようなもので、法律がこうなっているから憲法をこうやっただけで仕方がないよと言っているのと同じなわけですよ。私は、そういう意味で今回の理論というものは、あちこちの理論を全部聞いてみても、なぜ比例代表制を導入しなければいけないのか、拘束式を導入しなければいけないのかという本質論がなくて、枝葉末節のその議論から全部組み立てが成っているという意味で大変疑問を感じざるを得ないわけです。

そこで先ほど言われた現在のゆがみ、いわゆる費用が大変かかるという問題ですけれども、これは自治大臣にお尋ねしたいのですが、現在でもちゃんと法律を守れば、法定費用というのがあって、一定のルールに沿えばそれほど費用をかけないといけないという規定があるわけですが、本来お金をかけない、またお金がめちやくちやにかからない選挙制度というのは、そういうルールを守るといふそのことからスタートすべきだと思いませんか。大臣はどうお考えですか。

○世耕国務大臣 御指摘の点はよく理解するものでございますが、選挙というのは大きな政治の分野の大変また重大な部門になるわけで、選挙を除いてはつまり議会制民主主義の中の政治というのは成り立たないと思うのです。その選挙でございしますが、これは日常の政治活動となかなか区分できない分野がある。そういう点で、全国区現行のもの、選挙に對してもそういった非常に分野が広いということ、個人の負担がなかなか耐え切れないうこと等、いろいろなものがあるわけですね、その点の立場から考えていかなければならぬのではないのか。それがとりもなおさず法定選挙費用で上がるかどうかということにも立ち至ってくると思っております。

○菅委員 自治大臣がみずから法定選挙費用で成り立つかどうか疑問だみたいなことを言われることがどうかというの、私は内閣として大変なことだと思えますけれども、私は昭和四十九年の参議院の選挙のときに、昨年亡くなられた市川房枝

さんの選挙の責任者をやったことがあります。そのときに、ちょっと当時の資料を引っ張り出してみましたが、四千八百八十四人の中からカンパが集まりまして、千三百三十六万八千九百十七円のカンパが集まりました。選挙費用として使ったのは三百九十八万六千五百六十七円、まあ四百万円。その後、いろいろな報告書なんかを合わせても六百二十五万円程度で選挙をやった、たしか百九十三万余の得票で当選をされた選挙だったわけですね。もちろんこれは、市川房枝さんという個人に對する非常な信頼が多く国民の中にあったということですから、しかしこういふことは全くないわけじゃない。あり得ることだし、また、あつてほしいことだと思わなければならない。それを逆に現状を半ば肯定した形で、ルールはあるけれどもそれはなかなか守れないのじゃないかなんというところを大臣みずから言われるような形で、それで制度の根幹をいじり、場合によっては憲法に照らし合わせても疑問があると言われる一人の立候補を抑え込むということまでやっているというの、まさに論理的に矛盾していると思わますか、逆の論理の組み立てになっていると言わざるを得ないと思わますか。

そこでもう一つ、少し立ち止まってこの条文の内容を含めて問題にしていきたいのですけれども、私はこの条文をずっと読んでみて一番感じたのは、政党というものを概念的に持つておられる、また人格のようなものを概念的に持つておられる、または持たなければ成り立たないような組み立てがたぐささんあちこちに見られるわけですね。その点でお聞きしたいのですけれども、衆議院にお聞きしたい方がいかに思いますが、政党というものをどのように考えておられるのか、一つの法人のようなものだと想定されてこの法律をつくられたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○金丸参議院議員 私は、わが国の政党の現実からいたしまして、権力能力なき社団、これに近いような団体から、数人の国会議員が話し合いをなさいます、新しい政策を志向して新しい政治目標

標を達成していこう、こういうようなグループと申しまして、そういうものまでいろいろあるかと思っております。

私も政党法をつくらうとすることがまだ少し時期が早いのではないかと今ふらふらに考えております。わが国の現状からいまして、少教の政治家の方あるいは民間の有志の方が新しい政治を志されるという動きがございしますので、こういうものはやはり私もそのような活動が自由でできていくようにしなければならぬ、こういうふうな考えるからでございまして、だから、大きなきわめて組織の整った権力能力なき社団と言えりやうな政党からきわめて少数の政治家とか政治を志される方々のグループとかそういうところまでいろいろな団体がある、このように認識いたしております。

○菅委員 いま、かなりよく整備されたものですから権力能力なき社団という言葉を使われたわけですね。私も、政党というものは実際的には非常に大きな力を持つて、政治に對し、国家に對して大きな影響力を持つていけるけれども、それ自体というものは任意の団体であつて、まさに言われるようなものではないと思つてゐます。しかし、じゃこの法律がそれになじんでゐるか。たとえば政党要件の中の一つ、四〇条項というのを見てみると、たとえば私が前回の選挙で十五万票なら十五万票とつた、それで、ほかの党の方々が十何万票とつた、じゃ合わせて新しい会派を組みましよう、政党をつくりますよ、それが合はせてみると四〇条項になつてからこれでいいんですかと聞いてみたら、いやそれはだめです。私は社会民主連合で出たから社会民主連合の票であり、ほかの党の方はほかの党で出たからほかの党の票だ、幾ら集まらつたつてその票はもとの政党の票なんであつて、四〇条項に入りませんという答えなんですね。つまり政党の総得票数というものが考えられていられるわけですね。政党が立候補している形で票を得たやうな形になつてい

わけですね。名簿そのものもそうですね。それから、特に私は今回の法律で非常に奇異な

感じがしているのは、前日まで名簿から外すことができる、除名とか離党で外すことができる。さらには投票日の十日前までだつたら、四分の一を超えりやうな人が外された場合は同じ数までをふやすことができる。つまり差しかえることができて、極端に言えば、前の日になつてあそここの人とこの人が名簿にあるなと思つたら、投票日になつたらなかつたということがあるわけですね。それをもつて政党がやるんだからいいんだ、まさに政党に人格を認めているやうな形で全部成り立っているわけですね。私はここにもまさに、権力なき社団である、せいぜいよく言つてその程度の人格的な要素しかないものにそこまで与えられているというこの法律の構成が大変に無理があると思つておられるけれども、その点について一言見解を聞かせていただきたいと思います。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。

金丸先生からお答え申し上げましたように、今回の拘束比例代表選挙は政党に主体を置いております。政党というものは、先生御指摘のように必ずしもきちつとしたものでないことは私も存じておりますけれども、実態的には法人格を持つていけるに等しいやうな能力を持つていける団体がたくさんあるわけでございます。政党本位の選挙制度をとる以上、しかも法律で名簿を提出できる政党というものを明定する以上、そのものを中心にして法律制度が組み立てられていくというのはごく自然な考え方ではなからうか、私はこのやうに思つております。

御指摘をいただきました、前日まで名簿の差しかえができる、こういうことでございしますが、個人本位の選挙の場合とは異なりまして、政党本位の選挙では、除名とか離党とかいういった者がございした場合に、そういう者が載つておりますことはかえつて政党本位の選挙に逆行する考え方になりますので、選挙手続上可能な限りやういふ者を抹消するやうな手続を認める方が適當であらうという判断でございしますし、また十日前までに名簿登載者の四分の一以上の者が欠けた場合、

これは除名とか離党とかいう者がそうたくさん出るとは思っておりませんが、何か不幸な集団事件等でぐあいが悪くなるというようなことも考えられますので、そういう場合には名簿登載者数というものを選挙戦略によってどの程度立てるかという目標が狂ってしまっているわけでございますので、それについては補正を認めるという考え方をとる、こういうことで規定をいたしたわけでございます。

○菅委員 結局いまの話も先ほどの金丸さんの話とよく似ていて、こういう制度をとる以上は政党というものを一種の法人格的なものというふうな、法人的なものにみなざるを得ないんじゃないか、非常に逆なんですね。現在の政党なり現在の政治団体のあり方がそうなっているからこういうものを導入するというんじゃないか、こういう制度を持ち込む以上はそうやらざるを得ないじゃないか、実態に合わないかもしれないけれども、そうやらざるを得ませんと、まるで制度の方から無理やり政党の実態を何か想定しているような、そうとしか聞かえないわけですよ。

余り時間もないので、もう一点この問題について。私はこの法律で、この二百二十四条の三という項目を非常に注目しておるわけです。つまり「名簿登載者の選定に関する罪」ということです。つまりいままで、たとえばある政党がこの人を公認しますと、お金を受け取っているかどうかかわからないけれども、公認をする、しないというところでこういう規定が設けられたというのは私は知りません。今回は名簿に登載する権限を持つている人がそれによって請託を受けた場合は、この条文でもってまさに刑法の刑事罰を受ける。まさにこういう問題があつては困るわけですから、設けることそれ自体を否定的に言うつもりはありませんが、しかし一つの政治団体の、政党の内部での議論、内部での意思決定に対して、それに一種の収賄罪のようなものを設けたというのは、私は大変に、この政党の実態という

ものといまの刑事罰というものの何とていうか非常にそぐわないものを無理やりにくっつけたという感じがしないではないわけですね。

私はこの問題はあえて指摘だけにどめておきますけれども、じゃ選定について権限を有するというのは一体だれなんだ。幹事長とか書記長なのか、選対委員長なのか、そういう何かの選定の委員会なのか。そういう人が、たとえば、じゃ立候補するときには、地方区の選挙もあるから、全国区は自分で選挙をやらないんだから何千万かずつ一種のそういう負担をしない、支援団体にもその負担をしろというところを基準を決めたときに、この条項との関係でどうなるのか。そういう点、この法律がもし施行された場合には一体どのような判断をするのかということが大変注目しておるわけですよ。

時間がないのでこの問題は指摘にとどめて、最後に三つだけ少し細かい問題をお尋ねをしておいて、私の質問を終えたいと思います。

一つは、個人名の投票が無効だというように言われておりますけれども、条文で言えば一体どの条文でこの個人名の投票が無効だということを読むようにしているのかという点が一点。

第二点は、投票用紙等についてのあり方はまだ何も書かれておりませんが、地方区と全国区を別々の投票用紙に書かせるのも、地方区と全国区を一枚の投票用紙に書かせるのも、それと、これが第二点。

第三点は、いま私どもは新自連という形で衆議院で会派を組んでいるわけですが、たとえば新自由クラブ・民主連合という名前でも名簿をつくったと想定したときに、投票者が新自由クラブとだけ書いたとか、または社民連、社会民主連合とだけ書いたとかいう場合に、これは有効票となると考えられるかどうか。

この三つについて、最後に質問をしたいと思っております。

○塩崎委員長代理 松浦功君、簡潔に答弁をお願いします。

○松浦参議院議員 三つお尋ねがございました。一つは、個人名を書いたら無効だということですが、どこに条文があるのかということでございますが、四十六条の二項の後段に「同項の届出に係る名称又は略称を自署して、これを投票箱に入れなければならない」と書いてございます。これは政党名または略称を書けということでございます。したがって、現在の制度で個人名を書けと書いてあるのと同様でございます。それ以外のものを書いた場合には他事記載ということになって無効になる、こういうふうな御理解をいただければ結構かと思っております。

第二番目の御質問は、地方区の票と比例代表区の票は全然別々でございます。二票というふうにお考えをいただきたいと思います。(菅委員「用紙が別ですね。」と呼ぶ)用紙が別でございます。

第三番目の御質問でございますが、新自由クラブ・社会民主連合、こういう名称を一つの政党としてお届けになられる、すると名称保護をお受けになりますから、これに類似した名称は、第三号要件に該当する十人だけで出るような団体でございしますが、そういうものはこういう名前を名のれません。したがって、これを届け出た名称を前提として考えますならば、新自由クラブという投票も社会民主連合という投票も、選挙長の判断でございしますが、有効とされるものと私は考えております。

○塩崎委員長代理 菅直人君、質疑時間は終了いたしましたので、簡潔に願います。

○菅委員 もうこれで終わりますけれども、大変実務的なことの確認をいただきましてありがとうございます。

ただ、一つだけ指摘するにとどめると、四十六条にこう書いてあるから個人名が無効というふうに言われましたけれども、実際六十八条の二項に、次の場合は無効とするという表現がわざわざ設けてある中に、個人の記載が必ずしも他事記載というふうな読めないように私には理解をされるので、これは法律が動けばここで決めるのじゃないか。

くて裁判所が判断するわけですから、必ずしも個人名が無効という判断をされるかどうか、この条文構成だと必ずしもそうなっているとは一概には言えないのじゃないかと私は思います。また最初に申し上げましたように、この制度そのものが果たして日本の参議院の持っている問題にちゃんとこたえられるものか、大変に疑問だということとを最後に改めて申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○塩崎委員長代理 以上で菅直人君の質疑は終了いたしました。

次に、沢田広君。

○沢田委員 いま議論もありましたが、民主政治、議会政治ということ、現在は多数決制度が採用されております。そういう条件の中での選挙あるいは議会の民主主義を守っていく、大体大きく三つの言われている要件があると思うのでありますが、これは私が言うよりも、大体三つくらいという要件がそれには必要だとお考えになっておられるのか、提案者からまずお聞きをしたいかと思っております。――提案者、聞いていたのですか。同じことを二度言わせないようにしてください。

要するに、民主主義下における議会政治、あるいはそれを守っていくための選挙制度、それには幾つかの要件があると思うのです。その幾つかの要件の中で、大きなものが大体三つくらい言われている。多数決原理というものは、原則の一つだと思っております。しかしその中でも、今日まで百年以上の歴史をたどってきているそういう経験から、選挙のあり方というものの、まあ多くの柱がありますが、三つくらい大きく言われているものもあるのがあります。その点は、この選挙の原則というものの、あり方、やり方、そういうものについてはどういうふうにお考えになっておられますか。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。

私も、そういう深遠な理論に対しては答えにくいのでございますが、たとえば平等選挙であ

るとか直接選挙であるとか秘密選挙であるとか、
そういう幾つかの重要な要素が選挙の体系の中
において守られるべきものとして考えられるとい
うふうに思っております。

○沢田委員 多数決制、これも一つだと思つて
すね。それから、公平とか公正、フェアでな
ければならぬ。やはり同じ条件の中において戦わ
れるということが一つの原則ですね。それからも
う一つは、やはり少数意見の尊重というものが民主
主義の一つの原則だと思つてすね。どこの国に
おいても、いわゆる一党の独裁が続くとテロが起
こつてきたり社会不安が助長されたりということが
で、やはり常に少数意見の配慮ということが民主
主義を守る一つの大きな前提になつていふと思
つております。

ですから、選挙を考える場合には、まず公平で
なければならぬ。お互いの条件を同一の条件にし
なければならぬ。同時に、いま言ったような多数
決の原理というのも一つの原則であります。し
かし同時に、その少数意見を尊重していく仕組み
をその中にどう取り入れるか、これも民主政治を
守っていくための一つの大きな要件だと思つて
すね。この点の考え方はいかがでしよう。

○松浦参議院議員 全く御高説のとおりでござ
います。

○沢田委員 だとすると、個人の場合は単純得票
数であります。いまも議論になりました政党の条
件というものは、私はきわめて問題があるよう
な気もするのでありますが、一応それは後におき
ます。

それで、その政党の条件があつて、今度は比例
代表制になりました。比例代表になれば、三十が
あり十があり五があり三がある、こういう形にな
ります。われわれの統計学的なものの中でもいろ
いろな統計学、一次方程式もあれば二次方程式も
あれば三次方程式もある。あるいはモードとい
うり方もある。ですから、統計学的に見てより多
くの国民の意思を議会の中に反映するといふこ
とは、単純なる計算ではないだらうと思つてい

す。だからその意味においては、上にいけばある
程度割合が高くなる、ある一定限度以上いっ
割合の比率が、まあ得票数が多くなければだ
とか、やはり上を詰めていくといふような方法
は当然考慮されなければならぬ。これは考え方の
問題ですよ。方法はいろいろありますが、考え
方としてはやはり一党独裁という形を常に避け
る。こういう配慮が民主主義を守る一つの大きな前提
です。これは恐らく、逆の体制になればあなた
もそういうことを言われるだらうと思つてい
ね。だから、常に少数意見を守れる配慮とい
うのを民主主義の最大の原則に置かなくちゃなら
ぬ。そういうのが選挙制度の場合には大変必要
なんです。これは、われわれ労働組合の場合なん
かにおいてもそういうことなんですね。ですから、
完全連記というのをやめさせる、やはり制限連記
をさせる、常に一部の少数者の意見を反映でき
る仕組みというものを取り入れていく、それが国民
の意思を、一つの集約をしていく形、発言の場
を与えるといふ、そういうことを必要としてい
るんじゃないかと思つてすね。これは政治の一つの
哲学だと思つてすね。ですから、いまここに出
ているような、ドント方式のような単純に比率で
割っていくのではなくて、やはりある程度上の方
は歩どまりを考えながら少数意見を取り入れられ
る仕組みというものを採用していくといふこと
は、非常に基本的な要件の一つだと思つてすね。

いま自民党が多数ですからこの方がいいと思つて
いるでしようが、あるいは世の中変わつて逆にな
る場合もあるのですよ。逆になる場合もあつた
ときにはやはりそのことが必要になつてくる。私は
必ず歴史といふものはそういうものだと思つて
す。ですから、お互いに常にそのバランスを考え
ながら、少数意見をやはり国会の場に受け入れて
いく条件といふのは、どんな場合になつても考え
ていくことが必要になつてくる、このことをまず
認定してもらわないと、いわゆる政治哲学とい
いますか、民主主義を守る前提が崩れてしまふこ
とになる。少数意見の抹殺といふことは最大限に避

けなくちゃいかぬ。これをもしやつていきます
と、それは実力行使で対抗せざるを得なくなるわ
けですから、それはテロ行為になり、あるいはそ
の他の破壊行為にならざるを得なくなる、そ
ういふ排除の論理ではやはり民主主義は守つてい
けないといふことになつてくると思つてすね。この考
え方だけ、まず一つ大前提になることですからお伺
いをしておきたいと私は思つております。

○金丸参議院議員 民主政治のもとにおきまして
は、できるだけ少数意見を尊重しなければならな
いといふお考えは私も全く同感でございま
す。

○沢田委員 それならば、ここに提案されてお
りますこの方法からサン・ラダ方式といふような
もの、この一・四がいかにどうかは別問題です。一
・五がいかにどうか、一・三がいかにどうかは別
問題ですが、しかし、そういう一つの比率という
ものがある程度かばせながら少数意見を吸収し
ていく場をつくつていく、これは別に私は新自
由クラブさんやいま言われた方々の立場という
のじゃない、政治の原理としてそういうことが必
要である。あるいは極端な一部の人間でもときに
必要である。あるいは国民の声であるといふこと
は必要である。あるいは国民の声であるといふこ
とをそのものが国民の声であるといふことは、その
受け入れていく余裕といふものを民主主義は大前
提として持たなくちゃならぬ。ただ排除だけがす
べてではないといふふうに思つてすね。

ですから、そのことだけをまず皆さんが前提と
して受け入れていただければ、ある程度その点に
ついて直してもらへる余裕を持てるのかどうか、
今度は次の問題に入らうといふことです。

そのことが民主主義を守つていく一つの大きな
要素である。力で強引にやつていくことだけがす
べてではないといふことをぜひひとつ提案者の方
も御理解いただいて、今度は具体的な問題になつ
てくる。おつとそうはいかないといふことにな
るのでしやうけれども、ともかく概念的に同一の
土俵に乗ることが必要ですから、そういう意味に
おいては少数の意見を吸収できる条件をわれわれ

は配慮していかなくちゃいけない。われわれもい
つ少数のものになるかわかりません。それはお互
いの立場。だけれども、そういう意味において常
に配慮するといふことがこの選挙法を考える場合
の最前提の要件だと思つてすね。その点いかがで
しやうか。

○松浦参議院議員 金丸先生からもお答えがござ
いましたように、少数意見を圧迫したり、これ
を排除したりといふことはとるべき姿ではないと
思つてすね。あくまで平等といふことを旨にし
ていくといふことであらうかと思つております。

○沢田委員 そう思ふのだけれども、平等だとい
ふことでこの単純計算が出てくるのじゃあつと
おかし。この平等といふ意味はさつきも言つた
ように統計学的に言へばいろいろあります。単に
算術計算で割る方法もあるし、あるいは等差級数
といふものもありますし、あるいは等比級数とい
ふものもあります。あるいはいろいろな倍率の掛け
方もあります。一位の場合は一・二の比率でい
きまます。三十位以上は逆に
今度は○・幾らになりますか、そういうふうな物
の考え方もあります。ですから、統計学的方法
としてはいろいろな方式があるから、その方式の
採用についてはひとつ平等という議論じゃなく
て、それも含めて平等の範囲に含まれる、こうい
うふうに解釈していいですね、その選択がある
といふこと、少数の意見を尊重していくためへの選
択といふものはあり得るといふふうに。いかがで
すか。

○松浦参議院議員 先ほど先生がおつしやられま
したように、この後にどういふ問題が出てくるの
かといふことになりました。余り簡単にイエスと
も言いかねるわけですが、少なくとも最低限平等
といふことを確保していくことが必要
だ、そう思つております。

ほかの質問がございますれば、それに関連して
先生のおつしやるような御意図もこの法案の中
に幾つか出てまいります。その点についても御説明
を申し上げたいと思つてすね。

○沢田委員 では続いて、社会党が出ておりますサン・ラグ方式、これは修正されたものであります。こういう方法は一つの例としてまず考えられないか。このとおりというんじゃないのです。このとおりというんじゃない、もっと違う方法もある。五十名のうちの三分の一まではもう完全な得票でいってしまふ。その次の三分の一は若干の数的な配慮、修正を使う。そして残りの三分の一については、さらにいまの差を上回るような等差級数をつける。こういうことも一つの論理としてあるわけですね。三分の一はあくまでも票でいきますよ、三分の一以下の場合にはもうそれで終りますから。その次はある程度等差のものをつけます。その次にはさらに少数意見の尊重という配慮をしていきます。頭がたとえ五万であった場合に、片方は四万でいい、片方は四万三千でいい、わかりやすく言えばこういうとり方ですね。そういうような等差的に縮めていく方法もあると思うのです。いわゆる修正サン・ラグ方式がスウェーデンなりノルウェーなりなんかでやられているのは、いま申し上げたような少数意見の抹殺ということがかえって民主主義の破壊につながるという危険からそういうものの救済措置を講じているわけですね。ですから、そういう意味においての方法というものはやはり考慮すべきではないかという気がします。ですから、具体的に言えば、このサン・ラグ方式ではないけれども、少数意見をどう取り入れるかという形について御検討いただきたい。これは具体的に党が後で出しますけれども、ひとつ御検討いただけるかどうか。

〔塩崎委員長代理退席、委員長着席〕
○松浦参議院議員 御承知のように、今回本法案において採用しているのは比例代表でございます。したがって、あくまで公正に比例して案分するというのが筋道であらうと考えております。したがって、単純比例という方法を考えてみたわけでございます。これはもう小学校の生徒にもわかってもらえる問題でございますので、それが一番いいと思つて考えました。

と、ところが、端数の処理をめぐりまして、整数と端数とを分離して数学的に結びつけるということに無理がございまして、いわゆるアラバマのパラドックスという非常に妙な結果が出てきてしまふ事例が出てまいります。そこでいろいろの方法を検討いたしました。まず、単純比例の端数処理に伴う矛盾を解決する方法として一番比例代表に近い結果が出てくる方法がドント式であるということに結論を得ましたので、ドント式を採用することにいたしました。先生も当然御承知のことと思いますが、サン・ラグとか修正サン・ラグとかいうのは、これは比例代表ではございません。小政党内意図的に有利になるように考え出した方式でございます。そういう考え方をとるかとは、これは全く政策の問題であり主張の問題であり私は思ひますけれども、比例代表制度をとる以上は、やはりなるべく比例という形が出てくる方法がいいのではないかと、このドント式を採用したということでございます。

いまの問題で若干御説明の時間を許していただきましたと思ひますが、単純比例でやりますと、実は現実の五十二年の得票数をもとにして計算をいたしましたところ、五十一の定数、まあ補欠があつてつづけた場合、五十一の定数といたした場合に二名とれる政党が、五十二名の選挙定数ということで計算すると一名になつてしまふという極端な矛盾が出てくるわけでございます。そのために単純比例方式がとれなかったというところを御理解いただければ幸でございます。

○沢田委員 いまの話は、先ほどの数字にも出ていきましたが、一名区の選挙になれば、落ちる票の割合というのはいさめて大きいんですね。千票の差であつても片方は落選、片方は当選、それが十選挙区あつたら、これは比率の問題から見たらもう雲泥の差になつてしまふわけですね。選挙というものは一種の戦いであり、その中から民主政治を求めていくわけでありまして、一名区のところ等においてはそういうことが当然で、それが寄せ集まればいさめたような現象が出てくる。これは県会や何かにはたくさん出てきている現象ですね。

ただ、いまおっしゃられたけれども、ドント方式がすべてオールマイティだというふうには私には考えていない。もしあえて言うならば、こういうものはお互いの話といえますか、政治哲学の問題として、少数意見をどの程度考慮できるか、こういうことの配慮だと思ふのです。ですからそういう意味においては配慮、たとえば譲つてドント方式を採用するとしても、なおかつ少数の政党に対して配慮をしていくという心がこの案の中に含まれていないといかないのじゃないかという気がいたしますので、今後、問題は党と詰めていただきたいと思います。

次の問題に行きます。順は不同になりますけれども、あと項目ごとにくさんやっています。まず、拘束名簿の中に含める人のイメージといひますが、どういふ人が入るのだからかというところが一つ気になります。これは法律の中には全然入っていない、各政党に任せですということになるわけですね。

それから、その名簿に載っている人がどういふ運動をするのかという、ほとんど皆無に近い。運動に言へば、寝ている方が無難なんです。選挙違反にもひっかからないし、運動は政党がやってくれるし、青島さんのことを出すわけじゃないが、外国にでも行つちやうつてゐる方がずつと楽なんです、日本にいないで。寝ているか、外国に行つちやうつてゐる方が、選挙違反にもひっかからないければ何にもならない。あとは政党が勝手にやってくれる、順番は自然に出てしまふ、上の方にいる人はなおさら寝ていても大丈夫だということとで心配しないで済む、こういう形です。

やはり選挙である限り、候補者にある一定の国民に対する運動の義務というものは必要なんじゃないか、大前提として。私は何を考えるかという

ことをいろいろ言う必要はあるのじゃないか。それから、最低限の運動の基準というものを定める必要はあると思うのです。皆さん方は提案者になつてまだかくしゃくとしておられる。政治家が物を言わないでがまんして黙居している、穴の中へ入つてモグラのようにじつとじつとしている、こんな姿が民主政治と言へますか。とにかく動かないことだ。動くわけにいかない、選挙中はいわゆる政治活動もできない、選挙運動は党がやる、こういう形の中に候補者が据え置かれたときには、候補者なんというものは全く床の間の置物みたいなものだ。出てくればはこりだらけになつて、よほどほこりをたたかなければ使ひ物にならない、こういうことになつてしまふ。とにかくこの選挙法でいけばそういう形態が出る。もう少し脈々とした活気のあるものにしていく必要があるのじゃないか。それには拘束名簿に載つた人にある一定の運動義務を負わせる、こういうことが必要になつてくるのだからと思うのですが、その点はいかがでしようか。

○松浦参議院議員 ちょっと誤解をしておられるのではないかと、思ひます。名簿に載りました者が選挙運動を禁止されるということは一切ございせん。法律の許す範囲で全く自由でございます。したがって、名簿に載せた者を選挙運動にフルに使うか使わないかは、党がお決めにされることだと思つております。少なくとも、私が仮に五十八年の選挙に名簿に載るといたしますならば、私はやはり党の御指示に従つてフルに選挙活動をして歩くと、思ひます。

その場合に地方区と違ひますのは、松浦功、松浦功と言つて歩くことは余り効果がないのでございします。私は名簿に載つておる松浦功でございます。こういう考え方を持っております。私は自治省の出身でございますから、地方自治の拡充のために大いに努力をいたします。その私は名簿に載つております。したがって、ぜひ私を落とさないために自由民主党とお書きください、こういう運動を徹底的にして歩かざるを得ないと思つてお

ります。

ですから、先生がおっしゃってられるのは、選挙公報とかあるいはラジオ、テレビ、こういったものしか今度の名簿式の選挙では運動を認めておりませんが、党で御主張のように、もうちょっと車を認めたらどうか、ポスターを認めたらどうか、こういうこととの絡みだと思っております。それはあくまで党に認めるものでございまして、先生方の御主張も、個人にお認めになるわけではございません。ただ、算定の基礎を名簿登載者一人につき一台、こう言っておられるだけでございまして、これはあくまで党でございまして。その車にだれを乗せるかは党がお決めることになることであって、これは各党が、名簿に載っておる者にどういう者があるかというところをお知らせいただくために、名簿登載者をフルに活用していくということをお断りしてお考えになっていただくものと思っております。私は少なくとも自民党員としては、そういう考え方でやっていただくように幹部の方にもお願いいたしていきつうりでございまして。

もう一つ、候補者のイメージのお尋ねがございました。これは、名簿に載せるのは各党がお決めたわけでございまして、非常に国民にアピールするようなイメージのいい候補者が並ぶというところは、それだけ国民から支持が得られるのだと思っております。逆に言えば、得られるように各党がイメージのいい候補者を名簿に登載するということがなるかと思っております。これは党の判断の問題というふうに考えております。

○沢田委員 いまの範囲においてできるということと認めますが、それはあくまでも、参議院なら参議院の地方区が当然行われているわけですから、あとは党の人数によって与えられた車、それの連呼要員になって乗って歩くということなんでしょう。しかしそれだつて大変危険で、いつ選挙違反を起すかわからない。

連呼をやって歩くならば、普通ならアルバイトの女の子ですよ。連呼ならばそういう形が出てき

てしまう。そうすると、当然その中では相当本人の選挙運動というものは、名簿拘束者は候補者になるというふうな理解していいですか。

○松浦参議院議員 法律上は、名簿登載者は候補者の地位を持つものと思っております。

○沢田委員 あちこち行ってしましますが、そのイメージの問題でいままでも議論されているのは、学識経験者、それから有名というものは何が有名なのか中身はわかりませんけれども、有名である、有為な人材である、それから職能代表である、こういうような形の者を拘束名簿の中に登載者として入れる、いままでの速記録の中において要件はこういうことになっているわけですが、これ以外に考えられているものはありますか、それともこの程度のものなんでしょうか。

○松浦参議院議員 お答え申し上げますが、なかなかむずかしい御質問でございまして、あるいは非常に大きな支援団体と深いつながりを持つておられる方というようにも、選挙戦術としては一つの方法になろうかと思っております。いざいざにいたしまして、やはり有権者全般の方々から御支援が得られるようなという配慮、さらには、参議院というものを考えた場合に、各分野においてそれぞれ深い知識、経験を持つておられる方、こういったようなものも重要な要素として考えていいのではなからうか、こんなふうに考えております。

○沢田委員 そこで、これから後また細かくやっていきますが、そうすると政党任せである。これは法律ですから、国民としてはこういう枠の中から選ぶという政党に対する義務、政党に対する責任、そういうものは何ら法規制はないということですか。

○松浦参議院議員 全くお説のとおりでございまして、義務はございません。そのかわり、先ほど来繰り返して申し上げますように、名簿登載者の選定のいかによっては、非常に厚い支持が得られてみたり、あるいは予想したよりはきわめて少ない支持しか得られない、こういう形で国民の意

思が反映されてくる、こう理解をいたしております。

○沢田委員 法案の方はこれからなんです、じゃあえて申し上げますと、政党の届け出の中に、団体の届け出だけでも、なぜ政策は入らないのですか。政党で候補者を選ぶ、政党で選挙をするというのに、綱領と規約と三つ載っています。なぜ政策は含まれないのですか。政党の選挙であれば政策で国民は選ぶわけですから。綱領で選ぶわけじゃないのです。綱領は未来、二十一世紀にわたってまでの方針なんじゃない、それから規約は党の内部の規約ですからね。国民に対するこれは何も、いわゆる会社でいえば定款みたいなものですよ。あるいはその他の役員会で決めたとか何で決めたなどという届け出も、これも別に問題になることではない。まあ議論は後でしますが、なぜ政策は入らないのですか、政策のない政党なんというのはいかなるのですか、これは。

○松浦参議院議員 公の権力が政党の内部に立ち入ることは好ましくない、できるだけ自由であるべきである、これは基本原則だと思っております。今回の届け出の中に書き加えたことは最低必要限度のものを書いただけでございまして。むしろ政党という実体を持ったものが自己の政党の政策を政治活動として宣伝しないなどというものは私はあり得ると思っております。したがって、政策を届け出なくても日常の政治活動あるいは選挙運動期間中の自己の政党の政策、こういったものは当然法律の規定にかかわらず声を大に述べてあらわに述べられるものというふうに思っております。

○沢田委員 それはこじつけというものでしょう。綱領だとか規約だとか、こんなものこそこれは当然なければ政党なり政治団体にならない。だけれども、選挙をやる以上は少なくとも政策で争うのです。それぞれの党の、この政策で私の党を応援してください、松浦さんを応援してくださいというのではありません、この政策に御支持をいただきたい、減税をやりますよ、増税をやりますよということ

を言いながら、とにかく選択を求めるのでしよう。それが届け出の中に含まれていないということとは、これはどう理解したって画竜点睛を欠くというか、画竜までいらないですけれども、これは蛇ぐらいなんではないけれども、とにかく話にならないのだと思っております。だから政党である限り政策というものが同時に添付をされて、その政策というものが条件になっていかなければ国民の選択の基準にもなっていないだろうと思っております。それはいわゆる自民党さんが長年の政権をとっている安易さがこういう法律になってきたのだと私は思うのです。とにかく新しい、生まれ出る政党であつたとすれば、それはやはり政策が最高のものになつていかざるを得ないだろうと思っております。だから国民もこれからはだんだん政策を選んでいく、人を選ぶのじゃないぞ、政党を選ぶのだから、その政党の持つ政策がいいか悪いかで選んでいく、こういうことになっていくだろうと思っております。ですから、この政策の入らない、届け出の必要がないというこういう政党というのはナンセンスになるのじゃないかと思うのです。これは当然含めなければいけぬのじゃないかと思うのです。いかがでしょうか。

○松浦参議院議員 繰り返して申し上げますように、なりませんが、政党というのは政策を掲げてその政策を実行していくということに本来の目標があるわけでございます。これは何も届け出をしなくても、どの機会にもいろいろな機会があるわけでございます。特に政治活動というものは全く自由でございます。国民の皆さま方に政党の政策を知らせるということは十分機会があるものと思っております。

何か言いがかりをつけるようなお答えになつて恐縮でございますけれども、現在の個人本位の選挙におきましても政策の届け出というのはないのでございます。これは沢田先生の顔がいいから投票してくれという選挙制度ではないのです。先生が何を考えになり何党に属してどういう政策をお持ちになつておるかということに対して国民は

やはり審判するというのは、個人本位の選挙であつてもそうだろうと思つておられます。これも政策の届け出はさせておられません。選挙公報を通じて恐らくやつておられます。また政策というものはときどき変わることもあるわけでごさいますので、余りその固定性にお考えをいただかないで、生年月日とか年齢とかいうものとは別に考えていただいた方がよいのではなからうか、こういうふうにお考えをいたします。

○沢田委員 これはまた私も逆なでするようですが、だから二枚舌を使う政党が生れてきたり、あるいは言ったことが守られない政党が生れてきたり、今度は比例代表制で拘束名簿式なんです。少なくとも、その全体の候補者を拘束するものなんです。この政策でこの人たちは今後国会で働くのです。これが国民に対する責任だと私は思ふのです。それが政策がちょいちょい変わるから出せないのだということでは少なくともないだろうと思ふ。九十日がいかに悪いかは別問題です。九十日できない政策なんということは私は考えられない。これが三年前に出せとか言うのなら無理だといふふうにある程度言われても、しかし方針は私はあると思ふのです。いまだつてあるのだから。それは九十日の名簿を出すときに政策が出せないという論理は私は考えられないのであります。これは政策である限り政策は存在するのですから、拘束名簿でこの人たちのいわゆる国会の活動をする基準はこの政策で活動をするのです、だからその政党が責任を負うのですということにならなければ、論理が合わないのじゃないかと思ふのです。きょうはではこの問題は回答はお昼過ぎにしてみたいです。このままでいってまたお互いに逆なでし合つてもよくないですから、もう少し前進的に謙虚にひとつ御判断をいただくといいことが必要じゃないか。政策という文字を二字入れるか入れないかの問題ですから、それはひとつ考えていただきたい。

さっきの質問でいわゆる略称の問題があります。自民党は象さんを使つてうちは三矢の矢を使つてゐる。これも一つのシンボルマークです。から、マークということになります。略称というのは自民党は横暴とかかわがまなんだという略称もあるかも知れませんが、これは余談ですけれども。そういうことで、略称のつけ方というのはいろいろな略称のつけ方があります。それから社会民主党とか民主社会党だとかあるのは何々党国民会議なんという長い会派名にもなつていてところもあるわけですから。そうすると全部書かなければだめなのかどうかとこれは不安になります。だから、これは必ず略称を使うに決まつておると私は思ふのです。マル共とかマル社とかマル自とかこういうようなものに——マル自というところ、新自由クラブと間違えるから、マル新とか、とにかくそういうような略称が使われることも一つの方向だと思ふのです。それでこの略称という範囲とそれから中身をひとつ説明をいただいてお昼にしていきたいと思います。

○松浦参議院議員 名称はきちつと決まつておるはずでございしますので、これは御理解いただけたらと思ひます。

略称となりますと、やはりそれを簡略にしたもの、こういうことだと思ひます。私の党を考えますならば、これはまだ決まつておりませんけれども、届け出をどうするかは決まつておりません。自由民主党というものが名称でございまして。自民党というものが恐らく略称と考へていい一つの言い方ではなからうか、こう思つております。

○沢田委員 ちょうど途中ですから、考へていただく時間でお昼にするということで、途中で終わります。

○久野委員長 午後一時より再開することとし、休憩いたします。

正午休憩

午後一時十三分開議

○久野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。沢田広君。

○沢田委員 先ほどの懸案になっております、政党の要件の一つに政策を含めることは不可欠な要件であるという点について、御回答をいただきました。というのが一つです。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。

食事をちやうだいしながらいろいろ考へてみましたが、政党がそれぞれの政策を宣伝するという機会はある機会があるわけでごさいます。選挙管理委員会の方に提出する資料の中に政策を書かせるということになつても、それが直ちに表に出るといふ手続になるわけではございませぬし、はなはだお言葉を返すようでございませぬけれども、これは政党の手によつて、それぞれの本来の目的に従つてやつていただくべき筋ではなからうかといふ前回の答えを繰り返して申し上げざるを得ないような気持ちでおります。

○沢田委員 これは昭和二十一年の当時、何らか案がありましたけれども、本来なら政党法という法律がつくられて、これは前にも質問があつたようです。それからあえて私は重複を避けて省略したのであります。また国民的の中における地位、こういうものをやはりしっかりと法律の中に明記して、政党と何ぞや、常に幽霊のごとく足がなくて何だかわけがわからぬ、こういう形であつてはならぬのであります。その意味において政党法というものが制定されれば、その中に必要の要件を当然具備しなければならぬ、こういうことになつてから、あえてここでまた綱領とか規則なんか入れなくてもいいんだと思ふのです。

ただ、その政党の基盤といふか政党そのものが不明確な、あるいは政治団体といふものが足がわりあい不明確な条件にある今日、その政党で選ばれるという条件になれば、やはり政策といふものが裏づけにならないと、これは政党と一体のもので、これは委員長、大要提案者はたたくにそういうことを言つておられますけれども、本人自身としてはいまさら直すわけにもいかなし弱

つたな、こういう気持ちでいるんだろうと思ふのであります。

そこで委員長、後でひとつ御配慮いただいて、政党と不即不離にある政策といふものが国民の前に提示されることは必要な要件であると私は理解をいたしまして、何らかの機会に発表されるだろうといふようなことでは、若干法体系として十分とはいへない、こういうふうには思ひます。で、委員長がそのお取り計らいをしていただきたい、こういうふうにお考えですが、いかがでしようか。

○久野委員長 一応承つておきます。

○沢田委員 承つておきただけではちよつと残念なんで、理事会等でお諮りいただいて、ひとつ御配慮いただかなければ、これ以上質問していても意味がなくなつてしまふので、政策と政党といふものは要するに、先ほど言ったように人間の顔なんですから、その政策は、お能の面をかぶつたようなかっこうをしていって実物は鬼だつたというやうなことになるのではこれは話にならぬのですから、その意味において政策といふものは党を国民が選択する一つの大きな基準なんですから、やはりそれはある一定の、定款並みのものだと思ふのです。そういうようなもので扱われることが必要だと思ふので、ぜひ委員長としては、私いまここでいふことは言ひませんが、理事会等でお諮りをいただいて善処していただきたい、こういうふうにお考えですが、いかがでしよう。

○久野委員長 沢田君の御発言につきましてはいく承りました。承りましたので、後日理事会にお諮りをいたしまして協議をいたしたいと思います。

○沢田委員 若干前に戻ります。法制局来ておりますが、略称とは、先ほどもちよつと私がいろいろ言葉を挙げましたが、トレードマークあるいは愛称、そういうものを含むかどうか、その点法制局の方からお答えいただきたいと思ひます。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。

略称とは名称を省略したものでございまして、で、いまの愛称とかトレードマークとかそういう

ものは含まないのではなからうかと存じます。

○沢田委員 若干統一してまいりますが、先ほどの候補者の資格要件の中で各政党がそれぞれの拘束名簿の中の人を選ば、選ぶ人柄も不明だし、それから一切この法律では何らタッチされていない、ただ包括的にその政党に委任している。その政党が、言うならば経理の上においてもあるいは組織運営の面においても、国民から認知をされるような形態になっているかどうか、そのことがやはり必要な要件になると思うのです。

たとえば、村落における政治団体というものは、この場合にはどういうふうになるのか。果敢階は皆あるだろうと思うのです。それから、市段階もほぼあるだろうと思うのです。村落関係、離島関係に行つた場合に、この政治団体を構成する主要な構成員は、事務所もそうでありまうけれども、何人がこれに対応するの。日本の政党というものは、まだそこまで発達しておりませんから、個人の家であるとか何かになつてくるのじゃないかという気がするのです。一定の事務所を設けてある場所というものは、ほとんどないと言つてもいいんじゃないかと思うのです。そのときに、個人の家を借りるとか何かをするようになりますが、その点はどういうふうな配慮されておられるのでしょうか。

○松浦参議院議員 いわゆる地方単位の政党その他の政治団体のことだと思ひますけれども、これについては、全く一般の政党と同じように考えておるわけでございます。

○沢田委員 政党が確認団体として拘束名簿の選挙をやります。その政党とはどの党を対象としても構いませんが、全国にそれぞれ確認団体の事務所を設けてやつていく、これは常識ですね。そういうことは考えていないのですか。これは政党が責任団体になれば、その政党がどこか、確認団体の事務所を都道府県に一カ所置くところには書いてありますね。それから市町村段階には、これは置くとか置かないとか書いてないですね。そう

いう点については全国の国民に訴えるわけでありまうから、言うならば各行政単位ぐらいに確認団体の事務所は当然不可欠な要件になるのではないかと、常識的に考えて。その点はどういうふうに法制上は考えておられるのですか。

○松浦参議院議員 お答えいたします。

各県に一カ所選挙事務所を設けられるという規定から、全国的な組織のみというふうにお考えかもしれませんが、先生御出身の埼玉県の中で国会議員五人さんお集まりいただいて、その組織も当然今度は選挙に参加できる。その場合には、埼玉だけで選挙運動をやつたのでは票がとれないだらうから一カ所ずつ四十七県に設けてもよろしいよ、こういう趣旨でございまして、決して、全国的に網を張つておつてそれぞれの組織の支部を持つておる、こういうことを要件とするとは考えておりません。

○沢田委員 若干、私の方の質問が次の問題と関連してゐるからその上だけ言つたのであります。たとえば選挙違反等の場合ですね。政治団体の確認団体は政党である、もしくは主要な構成員である、一応こういうふうになつております。たとえばビラ張りがあったというふうな場合あるいはパンフの配布があったあるいは戸別訪問があった、それは政治確認団体の構成員以外に運動員ということになるかと解されるわけですか。運動員かお手伝いですね、いわゆるアルバイトのお手伝いということになる。確認団体の構成員メンバー以外の人たちの扱ひは、この場合どう考えておられるのですか。

○松浦参議院議員 構成員以外は、当該政党の政策に共鳴して協力する運動員であつてみたり、あるいは日当支払いをして動いてもらう労働者であつたりということになるのではないかと思ひます。

○沢田委員 いまの答弁は、法制局ではそういうふうにご理解しておりますか。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。ただいまの答弁と同様に考えております。

○沢田委員 そうすると、ビラ張りみたいな場合は、直接貼付した者が広告条例その他の処罰の対象になるのはいままでの法律の適用でありまうが、やや企画的なところあるいは計画的なところあるいはその指示を命じた者との関係等からいふと、それは運動員であるから罪は免れる、言うならばその確認団体が責を負うものであるというふうな解釈してよろしうございませうか。

○松浦参議院議員 選挙法のたてまは、行為者を罰するというのが原則でございます。もちろん先生から御指摘がございましたように、違法行為を企画立案をし、指示した者、そういった者は共犯になる、これはもう当然のことだと思ひます。

○沢田委員 続いて、第八十六条の二にありますが拘束名簿の中にある立候補の届け出等となつておりますが、特にその最後の行に「当該選挙における候補者とする」、こういうふうな八十六条の二で規定をされております。そうすると、先ほど質問をいたしました、選挙運動の場合に候補者としての行動ということに拘束名簿の人になるというふうな理解をするわけでありまうが、そのとおりの解釈してよろしうございませうか。

○松浦参議院議員 比例代表選挙におききます名簿登載者は、候補者としての地位を持つものというふうな理解をして法律を組み立てております。

○沢田委員 候補者となれば、選挙運動の運動の分野の条項でまた質問いたしますが、標旗を持たなければならぬといふ制限条件がございませうか。この場合は、この候補者としての条件は全般的に除外をされているということになるのか、あるいは一定の候補者としての要件というものがあつて、あるいは一般の運動員との混合といふ問題は起きてこないかどうか。時には人の車に乗つて運動してしまふ。候補者でありながら他の候補者の車に乗つてしまふ。これは運動員として、応援者として乗るといふことで、標旗がないわけですから。あるいは、候補者としてやる場合には今度は標旗は持たなく、候補者でも自分の車は持たないですね。そういう候補者としての運動

形態というものはどういふふうに描いておられるのでしょうか。

○松浦参議院議員 個人選挙の場合における候補者と違ひまして、先ほども申し上げましたように候補者等しい地位は持つものの、選挙運動に関しては全く一般の者と同じ、したがって応援演説をするとか街頭演説の車の上に立つとか、これは所定の、定められた要件のもとにおいて自由に活動できる、こういうふうな理解をいたしております。

○沢田委員 同じ法律上候補者という名称の言葉を使いながら中身が違ふということでは、若干問題が起きるんじゃないですか。同じ「候補者」としての制約というものを当然受けなければならぬ。あるいは、特別に除外規定というものが制定されなければならぬ。何らかのそのことがない、やはり候補者は違ふ、これは運動員であり片方は候補者なんだという使い分けは若干問題があるんじゃないかと思うのですが、いかがですか。これは法制局の方でお答えいただきたい。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。

個人本位の選挙制度のもとにおきましては、立候補の届け出を選挙長が受理いたしますと、候補者は公職の候補者という法的な地位を取得するわけでございます。政党本位の選挙制度のもとにおきましては、その点は全く同様でございます。政党が名簿を選挙長のもとに届け出まして選挙長に受理されますと、名簿登載者が法律上の公職の候補者という法的地位につくわけでございます。その点は、個人本位の選挙制度のもとにおけると政党本位の選挙制度のもとにおけると全く同様でございます。

いま先生お尋ねの、公職の候補者としての法的地位を有する者が選挙運動の上でどのように振舞われるかという問題でございますが、その点につきましては、政党本位の選挙制度におきましては政党対政党の選挙になりますので、選挙運動の主体が、これはもう先生御案内のように政党というこ

とになります。それから、従来の個人本位の選挙制度のもとにおきましては、選挙運動の主体は個人の候補者と個人の候補者同士が争って選挙戦を戦うということになります。政党本位の選挙制度のもとでは、先生御承知のように政党同士が選挙戦を争うこととなりますので、公職の候補者ではございますけれども、選挙運動の主体として政党が行います選挙運動に党員として従事する、こういう形になるわけでございます。したがって、党員として事実上たとえ政談演説会で応援弁士になる、あるいは地方区に応援に出かけていくとか、それは党員として選挙運動に従う、こういうことで、個人本位の選挙制度の場合とは本質的に違ってくることになるわけでございます。

○沢田委員 政治活動は、時間外は前まではできたのですが、今度時間外はできなくなりましたね。一般的選挙運動は七時から八時までです。しかし、政治活動は時間外も許されていたのですが、今度政治活動は選挙期間中はできない、こういうことになったわけですね。この点は間違いないですね。

○松浦参議院議員 これまでと同様でございます。特定の形態の政治活動につきましては、たてまえとしてこういう行為は選挙期間中はできないという規定いたしました。ただし、確認団体として認定を受けたものはこういう態様ならできるといふことを現行制度でも書いてございまして、今回の法体系においても何らこれは手いじりをいたしておりません。従前と全く同じというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○沢田委員 従前というのはこの間の改正後という意味ですね、この間改正して変わったわけですね。それ、その前の従前ではないですね。

○松浦参議院議員 お説のとおりでございます。

○沢田委員 そこで、法制局から答えられた、候補者であつて候補者でない、党員というものであるということになると、八時以後はいけないことにはなっていますが、個人の家を訪問するとかその他の運動は当然残される、こういうことも許される。

れる。一方で候補者であつていろいろな制約条件がある、しかし一方で、党の運動としての立場から見れば制約されていない。選挙運動というところは動けない、八時で終わりますが、それ以外で日常行動は八時以後も当然行える、あるいは個人演説会みたいなことは当然行える、あるいは個人の家の座談会等も当然できる、こういうことになるかと解してよろしいですか。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。名簿登載者も公職の候補者であるわけではございます。だから、政治活動はもちろんな法の定める範囲内において自由に行うことができるわけでございます。たとえば通呼行為というものは法で定めませんでした範囲内ではできる。ただ、政治活動でございましては法の規制には当然従うわけでございします。

○沢田委員 答弁になっていない。後で、政治活動の制限のところにいつてまた重ねてやりますか、八十六条の二で候補者と決めておいて、一方で運動は候補者でなくてもいいのだという形、何らかの部分で漠然とした余地を残すというところは法律の体系として望ましいことではないのじゃないかという気がするのです。やはり候補者であれば候補者としての地位、規律あるいは制約、そういうものが当然出てこなければならぬ。党がやるのだ。そうすると、逆に言いますと、個人の活動は党が全部責任を負うということになりますか。無人格なんです。名目上は候補者にするけれども事実上候補者でなく行動するのだ。とすれば、党の指示に従って行動する無人格のロボットであるということになるわけですね。本人の意思は全然ない、また、候補者という名前、肩書きはくっつけられたけれども候補者としての実体はないというところに運動面ではなるのであります。これは法制局の方でどういう位置づけをされておられるのか伺いたい。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。名簿登載者は公職の候補者ではございますが、選挙運動面ではどう位置づけられるかというお尋ねでございしますけれども、選挙運動の主体は政党が選挙運動を行うわけでございします。ただ、名簿登載者も公職の候補者でございします。他の党員あるいは当該政党の構成員と同様に選挙運動あるいは政治活動に従うわけでございしますけれども、いづれも法令の範囲内で従うわけでございします。

○沢田委員 では逆な質問をしますが、してはいけないことは何なのですか。候補者としてしてはいけないことは何があるのですか。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。候補者としては、政党の選挙運動といたしましては、たとえ新聞広告とか選挙公報とか、あるいは政見放送とか、比例代表選挙においては選挙運動は制限されております。また、政治活動の面におきましても、選挙運動期間中におきましては、現在の確認団体について認められていた政治活動しか認められておられないわけでございします。公職の候補者としたしましては現行法で認められておる選挙運動しかできませんから、それ以外の選挙運動をすることは認められぬ。たとえばわが党にどうぞよろしくというような街頭演説をいたしましてたりあるいはそういう文書図画とか、すべて選挙運動は政党に認められておる選挙運動以外には認められておられないわけでございします。

○沢田委員 結局運動員の域は出ない、こういうことですね。運動員の域は出ないということと解していいでしょう。運動員で、公職選挙法で定められた運動の普通一般の人が運動する以上のことはできない、これはあたりまえのことです。ただ、候補者と名前がついている者の制約は何かというのを言っているわけですかね。

○松浦参議院議員 先生もう十分御承知のとおりと思ひますが、今回御提案申し上げております法案の考え方は政党本位の選挙でございします。したがって、選挙運動も政党でございしますし、投票用紙に書いていただくのも政党名でございします。したがって、政党の選挙運動という概念が先行いた

しますために個人の選挙運動という概念はほとんどなくなつてしまつております。そこで、何が違うかと申しますと、本来の個人選挙における個人候補者としての考え方はなくなつてしまつてございまして、あくまで政党の構成員という立場で、法に許された行動はすべてとれる、こういうことだろうと思ひます。

○沢田委員 これで時間をとりたくないのですが、若干の疑念が残つておりますが、今後の条項の中でまた出てきたら伺ひます。

そこで、次の第二項の第二号、先ほど申し上げた「政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書」、届け出をするときにはこういうものが必要である。それから「前項各号の一に該当することを証する政令で定める文書」、こういうことになっております。

まず、そこで政策がなかったということをごで言つたわけでありまして、「その他これらに相当するもの」等の中身は何を意味しているものなのか、その点、どちらでも結構です、お答えをいただきたい。

○松浦参議院議員 まことに細かいお尋ねでございますが、綱領、党則、規約というふうにはつきり明示していない「これらに相当するもの」しか持っていない団体もあろうかと思ひます。そういう場合のことを考えまして、「これらに相当するもの」というふうに書いたわけでございします。

○沢田委員 「これらに相当するもの」等の判定はどこがやりますか。

○松浦参議院議員 届け出を受けます選挙長でございします。

○沢田委員 ではそれはそれで、いいか悪いかは別問題として次へ進みます。

細かいことと各条文になつていきますから、その点御理解をいただきたいと思ひますが、この宣誓書なのであります。「当該名簿登載者が誓う旨の宣誓書」、これは第五号もありまして、その「選定を適正に行つたことを当該機関を代表する

者が誓う旨の宣誓書、これはその「選出方法並びに名簿登載者の選定の手続を記載した文書並びに当該名簿登載者の選定を適正に行つたことを」宣誓をする。これはきわめて重要な項目なのであります。要すれば、この拘束名簿制の名簿の提出に当たってインテキはありませぬ、ごまかしはありませぬということを示明する宣誓書なのであります。その中身は大体どのようなものか考えておられるのか。ある意味においては偽造ということも起きるであらうし、出してしまつてから、いや、ということも起こるであらうし、それから、わざわざ宣誓書という言葉を使つた意味、それからその位置づけ、その点お答えをいただきたい。

○松浦参議院議員 これにつきましては、法律を御可決をいただきますならば、これらの細かなものについては様式等を定めるということをお自治省で考えておるようでございます。

○沢田委員 なぜ宣誓書が必要なのかという問題が一つ起きます。これは政党選挙である、そして政党がどういふ人を選ぶのも自由であります、その中には干渉しませんが、これがいままでのたてまえだつたと思うのです。それをここへ来てなぜ宣誓書を出さなければならぬのか、あるいは選出方法とかその手続、こういうものを提出をしなければならぬとなつたのか。一切党に任せたとするならば、その登載の名簿を受け取ればもう文句はないのじゃないのですか。なぜこの項目を入れて宣誓書までとらなければならぬとなつたのか。前の答弁と比べて、どうもここへ来るとばかに厳しくなつたみたいなきが起きているわけでありまして、その辺が矛盾するやうな感じがしますのでお答えをいただきたいと思ひます。

○松浦参議院議員 政党の行動についてはできる限り規制しないというのがたてまえであらうと思ひます。先生のおっしゃられるやうな考え方もあります。先生のおっしゃられるやうな考え方もあります。たゞ、今回の選挙法においては政党というものが国民の意思を国会に反映するための媒体として、

選挙の中心としてきわめて重要な地位を占めております。私は、現在でございますが政党は良識があるものとして考へてはおりますけれども、やはり最小限形式的に様式は整えておいた方がよいと思はれる問題についてその条項を規定したというふうには御理解をいただければ結構かと思ひます。

○沢田委員 この宣誓書まで出さざるということ、まだ罰則の方まで見ておりませんが、何か罰則規定はありますか。規定の書類を出さなかつた場合の罰則規定はあるのですが、宣誓書に偽りがあつた場合の罰則規定はなかつたと記憶するのですが、その点はどうなのですか。

○松浦参議院議員 宣誓書を出さなかつた場合の罰則というのはないわけではございません、宣誓書が出てこなければ受け付けないことになりまして、罰則はございません。ただ、虚偽がございまして、これは罰則がございまして、

○沢田委員 これからまたむづかしい問題になります、第九十条へいきまして、いわゆる公務員の立候補なのであります。

これはほかの各項目にも関係してきますが、その県の知事を名簿の中に入れる、そして投票前まで差しかえる、あるいはその県の首長を入れる、そして投票前まで差しかえる、こういうことも法律のたてまえとしては不可能ではなくなつてきています。これはほかの各項目にも関係してきますが、その県の知事を名簿の中に入れる、そして投票前まで差しかえる、あるいはその県の首長を入れる、そして投票前まで差しかえる、こういうことも法律のたてまえとしては不可能ではなくなつてきています。

○松浦参議院議員 名簿は告示の日と翌日の二日間に出るわけではございません、現職の知事さんその名簿の中に入れて本人の承諾を得て届け出ますならば、知事の地位が飛びます。

○沢田委員 しかしこれでは、公職を兼務することのできなかつた者については、当選してから五日以内にその職を失ふものとするとなつています。ですから現職で名前を掲載することは可能であつて、当選すれば結果的には五日以内に失う、こういうことになりまして、高給官僚の横滑りその他は別問題として、一番下の方に現職で掲載しておけばいいわけでありまして、当然当選する順位でないとこへ入れておいて、万が一

そこまでいったら結果的には五日以内に辞職をするか、あるいは知事をやめればよいということがこの法律体系としては起きてきますが、いかがですか。

○松浦参議院議員 先生がお尋ねの場合は、知事が名簿に載つて、そして当選をしなかつた後の繰り上げ補充の問題をお指しになつておられるのではないかと申すのでございます。

○沢田委員 いや、違つたのです。百三条をくらんになつてくたさい。「当選人が兼職禁止の職にある場合の特例」と書いてありまして、第二項で、兼職禁止の場合の条件に欠ける者は「五日以内にその職を辞した旨の届出をしないときは、その当選を失ふ」となつています。だから当選人が兼職禁止の職にある場合の特例ということ、で、現職であろうと何であろうとににか立候補は可能で、現職の知事の名簿の中に掲載することは可能になる、そしてそれは五日以内にいずれかを選挙すればいいということにこの第二項ではなつています。

そうなるとなつた下の方にその県の知事の名前を入れておくことは、これは四百万円損するといふことになるかどうかはわかりませんが、とにかく掲載することは可能である。しかも現職の知事を載せておいて、そして五日以内にどちらかを選択する。だから、これは公務員の立場の問題としてあえて言うならば、それは当然やめて載せなければならぬというのが筋道ではないかと私は言ひたいわけでありまして、しかし、百三条では兼職禁止の職にある者は五日以内になつて、こういうことを言つておられるわけでは。

○松浦参議院議員 百三条の二項のお尋ねだと思ひますが、これは繰り上げ補充、更正決定等の規定でございまして、当選しなかつた者が後に当選者となる場合のことでございます。いきなり今度の来年行われる選挙に知事さんを名簿に載せて出したというときは……

○沢田委員 いや、第一項もあります。第一項は当然使えるのです。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。いまの先生の御質問は、現職の知事が名簿登載者になる場合のお話だと思ひます。これは現職の知事は九十条の規定によりまして、ある政党が名簿に載せて選挙長のところへ届け出まして、選挙長がそれを受理いたしますと、公職の候補者となりますので、現行法九十条によりまして、公職の候補者となつたときは「その届出の日当該公務員たることを辞したものとみなす」とございまして、当然知事の地位を失うわけでございます。これは選挙期日前の話でございますけれども、それで百三条の規定、これは選挙が終つた後で、名簿の下の方にある者が名簿の上位の者が亡くなつたので繰り上げ補充するとか……（沢田委員「百三条の第一項」と呼ぶ）第一項もそうでございます。これも選挙が終つた後で当選人となつた方が、仮に現職の知事であるかも知れませんけれども、その場合は当選の告知をいたしますと、その日に知事の地位を辞するということでございます。問題が二つございまして、選挙期日の前に名簿に——立候補するの、現職知事が立候補できるかという問題と、選挙期日が過ぎた後で仮に当選人となつた場合は、その職を辞するかどううかという問題がございまして。

○沢田委員 とにかくしどころで話にならないのだが、要するにこつちが公務員の退職なん、一般の公務員が立つ場合はやめて出なければならぬといふのがいまの公務員法です。公務員法でやうなつてゐるのです、これは。だから、こつちでいう立候補のための公務員の退職といふのは、大体いかなる場合でもやめて出なければならぬ、公務員法ではやうなつてゐる。第九十条はさういふことだ。そこで百三条になると、いわゆる議員または長と兼ねることのできなない職にある特別公務員の場合のことがこゝには載つてゐるわけだ。だからこつちが一般公務員なんだ。片一方は特別公務員のことを言つておられるわけなんだ。特別公務員の場合については、当選してからその告知を受けた日

にその職を辞したものとみなす、その当選の告知を受けて辞職をしたものとみなすというふうに兼職禁止になっておるわけです。だから、あなたの言っていることにはこれには該当しないのです。知事が該当するものがないか悪いかは別問題ですよ。だけれども特別公務員をこっちは言っているのだ。だからあなたの答弁には該当しないのだ。こっちは、一般の公務員の場合は同時にやめなければならぬ、こういうことになっている。だからあなたの答弁ではそれは通用しないのだ。

○播磨参議院法制局参事　もう少し具体的に申させていただきます。

さいません。参議院の比例代表の選挙でござい
すから、原則の九十条に戻るわけでございます。
名簿を出した途端に知事は失職するわけです。だ
から、百三条へいきまして百三条一項の適用は
ないわけなんです。兼職を禁止するもしないも、
やめてしまっているから、兼職の禁止の対象にな
り得ないのです。

○沢田委員 それだったら、百三条の第一項は必
要ないじゃないですか。

○播磨参議院法制局参事 だから、百三条の第一
項は動きようがないのです。百三条第一項のこれ
は地方自治法で、関連の請負企業なんかの場合

ば三公社とかあるいは公庫、公団の一定の人とか、
 こういう方は、議員さんと兼職できないという規
 定にはなっておるけれども、しかし現職のまま立
 候補はできる、こういう人もおるわけでありま
 す。そこで、その方が当選されますと、兼職禁止
 の規定とひっかかりますので、百三条の規定をわ
 ざわざ置いておる、こういうふうに御了解いただ
 きたいと思ひます。一般の公務員、つまり立候補
 をしますとその途端に地位が吹飛びます場合に
 は、そもそも百三条は関係がない。しかしなが
 ら、兼職禁止の規定はあるけれども、その職を持
 ったまま立候補できる方もおられるわけでありま

もう当選は考えていない、しかしその地域の集票のために入れてくる。その地域の集票をするためには、前知事であるとかそういうような者が入ればなお結構だろ、現知事が入ればなお結構だ。そういうことの道が開かれてくることに通じないかというのがこの第百三条の気になるところなのであります。そういう形でお互いが利用し合っていくというような形がとられてくるか、いわゆる選挙の邪道になっていくのじゃないか。ですからあえて言うならば、こういう百三条等についてはもっと厳しくしていかないと、本来の姿にならない。届け出ですから、九十日前にやめるとい

ずスタートになるわけでございますけれども、公務員はそういう立候補をいたしますれば、この九十条によりまして当該公務員……（沢田委員「それはわかるのだ、やめるのだから」と呼ぶ）退職するわけです。ただ、いまの特別公務員のことを先生おっしゃっておられますが、これは公職選挙法の八十九条というのがございまして、八十九条では在職中でも、普通はいま申し上げました九十条で立候補すれば自動退職になりますけれども、八十九条というのがございまして、立候補してもなお公務員として職を失わない場合がござい

こういうふうに書いてあるのです。だからそれと
 の関係でこういうのが一応出ておるわけでございます
 まして、だからいまのお尋ねの知事に即して申し
 上げましたら、当該首長選挙ではございません。
 比例代表の選挙でございますから、九十条の原則
 に戻りますから、名簿を出した途端に首長はもう
 知事の職を失いますから、兼職をするということ
 はあり得ないわけです。名簿の候補者になってお
 る、名簿登載者になっておるだけでございます。
 だから繰り上げて選択ということはありません。

員「議員または長でありますか」と呼ぶ。議員または長でもございます。たとえば三公社の中には、いろいろそういう公社法に基づきまして兼職禁止を決めておる規定があるわけであります。そういう場合が一番典型的な例だと思います。

○沢田委員 それはもとなのであって、ここでは、議員または長と兼ねることのできない職にある者が当選の告知を受けたときはその職を辞したたものとみなす、こう書いてあるわけですからね、第一項は。あとは繰り上げのあれです。ですから、いまあなたのおっしゃったことの中心は、要

判断を求める名簿になっていかないんじゃないか。いわゆる便宜のなにかに世ものが生まれてくるといふことに、だれでも考える知恵は同じですからね、これは。危い人は上の方に置いておいて、この人までというところを、やはりネームバリューのある人を置くということになるのでしょよし、自民党さんが考えているマイクなり宣伝なり放送なりは、タレントさんが放送に出る、こういうふうなかつこうで選挙運動をやっていくということでは、大体だれが考えても想像にかたくないのですよ。そうなると、当然名簿の後方にこういう人た

まのように、全然当選させる目的がなく、当選の可能性のない下位順位に有名人を載せるということとは法的に禁止されているとは考えません。

しかし、いずれにしても、当該政党が提出した名簿がきつめてまじめな、この制度に沿った形の候補者であるかどうかということが有権者の支持を得るか得ないかということにつながっていると思いますので、わが自民党としては、幾らお金があつて、一人四百万取られたつていいからというところで、そういう形のものを利用するなどという考え方は持っておりません。

○沢田委員 とにかくあなたは持っているでないでしようし、良識派だと信じております。しかし、問題は、そういう知恵が出てくるという要件を持っているところに危険がある。悪用すれば悪用できるという要素があるというところに問題があるんじゃないのか。まじめな人だとばかり信じているわけにはいかない。だから、そういうふうになつてくれば、貧すれば鈍するという言葉があります。が、やはりそういうふうなことで、せつば詰まればそれ選挙の戦術というものは非常にこうかつになつていくものでありますから、そういう場合の道をふさいでいくというか、そういう防波堤をつくるということが大変必要になるんじゃないのかというのを私は申し上げたわけで、きょうの段階の時間ではあるいは詰まらないかと思ひますから、今後の問題としてももう少し整理して、後で私の方にひとつ事務局からお答えをいただくようにしていただきたい。もう少し整理していただきたい、こういうふうに思ひます。

それから続いて次にいきます。

いわゆる欠員補充の三年議員と六年議員の取り扱いであります。要すれば、比例拘束名簿で、今度六年でいきますが、三年の人が欠員があつて、三年の人が何人か出てくる、その三年の人はどこに該当してくるようになるのか、その点お答えをいただきたい。

いわゆる欠員があつて、補充選挙で三年目の任期の人も、いまはいないかわかりません。

が、理論的には起こり得る可能性がある。その三年しか任期のない場合の人と、それから六年の場合の人との競合、それから取り扱い等についてはどのように考えておりますか。

○松浦参議院議員 今回は名簿登載者から六年間の繰り上げ補充を認めておりますので、五十八年、来年初めて仮に行われるといたしますと、そこで欠員が生じた場合はそれぞれの名簿から繰り上げてまいります。ところが、名簿に繰り上げできる人がいなくなつてしまいました場合は、それは欠員になるわけでございます。

たとえば御党で二十名名簿に載せておられた。十五名当選されたけれども、六名が何か不幸によつてお欠けになつた。そうすると一人だけ欠員になります。それは次の六十一年の選挙に補充選挙を合併して行くことになりますから、六十一年には五十一人の定員で選挙をやる。五十人は六年議員、一人は三年議員、こういう形の選挙に相なります。

○沢田委員 それは名簿の上でどういうふうな処理されていくのか。そのときはまた改めて選挙をやるわけでしょう。選挙をやつていくわけですね。そうすると、三年議員というのが一名できるわけですね。その五十一名の一名はどこに、最下位の者になるわけですか。

○松浦参議院議員 御承知のように、ドント方式で計算をしていきますと、各党別にそれぞれの整数で割つてまいりますから、一番最後の、一番少ない方、五十一番目の得票を割り出した結果、その政党へ属する、こういう形になります。

○沢田委員 それは、解釈はわかりました。それから、事務所を毎日移動できるというところ、これは選挙の買収供応の一番犯罪の巢窟であると言つてきていますのであります。これが拘束の選挙の制度の中においても、選挙事務所が一日に一回ずつ、大変な費用がかかるわけですね、これは。そういうことを意識しながら、一日ごとに選挙事務所を変えて、一日に三回変えていた人もいふと言つていろいろ話もあつた

けれども、そのたびに何百人かを集めて、ごちそうして、選挙事務所開きをやって、批判になつたというところもあるくらいであります。なぜ、この選挙事務所が一日に一回なんというふうなせせこましい、お人柄を見ると相当おおような、人徳圓滿な方であつたらうかというふうなせせこましい選挙方法をつくられたのか、理解に苦しむのであります。もう少し、期間中に三回なら三回くらいにすると、四回か五回くらいにするとか、いろいろに制約されるのが今日の課題ではなかつたのかというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○松浦参議院議員 比例代表選挙におきます選挙事務所についても、ほかの制度における選挙事務所と同じ取り扱いをいたすことにいたしましたわけでございます。一日に何回も動かすのはおかしいじゃないかというお説でございますが、その点については、現行法の考え方を一番よく知つております自治省の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○大林政府委員 現在、御承知のように、一日に一回を超えて選挙事務所を移動してはいけないという改正が昨年行われましたのは、先生が御質問の際にお述べになりました御趣旨のとおりでありまして、一日に何回も何回も移動をするたびにいろいろな経費をかけておるといふ弊害を除去するために各党で御相談いただきました。そういう改正になつたものでありまして、今回の改正もそれを踏襲されたものと承知しております。

○沢田委員 だから、この改正に当たつて、なおかつ一日一回も少し多過ぎやしないか。三回ぐらゐらゐるとか五回ぐらゐらゐる、あるいは段階的に縮めるといふ配慮はなかつたのか。とにかく一日一日動かしているだけだつて大変な努力だし、費用も莫大にかかる。だから大体五回なら五回、離島もありまふから、ゼロだとはい言ひません。離島もあるし、離れ選挙区もあるでしょうから、そういうようなことから見れば、五回とか、せいぜいそのぐらゐにしるものが常識じゃないのか。こう

いうことでお伺いしているわけなんです、これを毎日移動するということに選挙違反の根っこがあるわけですから、それをある程度制約、改正ごとに幾らかずつ縮めていくという努力が行われなければならぬんじゃないかというふうな気がいたしますが、それはいかがですか。これは、提案者の方はそこまでは考え及ばなかつたということですか。(松浦参議院議員「それは現行法で」と呼ぶ)現行法で、では提案者の罪ではないというふうに理解していきましよう。

それから、人気投票の公表の禁止なんですありますが、これはまたきつめてむづかしい問題だと思ひます。これは新聞記者その他がやられる。罰則がなければ、こんなものは精神条文ですから問題はないのであります。「予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。」ここで言う人気投票とは、世論調査を含むのか含まないのか。あるいは抽出的な調査という、新聞社等が行つていゝものは含まないかと解釈していいのか。人気投票という言葉も俗語ですね。ずいぶん俗語なんで、タレントの人気投票じゃあるまいし、選挙のときの人気投票という、人気という言葉を使うということ自身、私は良識を疑いたくなるのであります。そういう点で、これはどういふふうに考えておられるのか、お伺いをいたします。

○委員長退席、塩崎委員長代理着席

○大林政府委員 これは古い条文でありまして、戦後、特に非常に新聞の販売競争というものがございまして、次に当選をするような候補者はだれであるか、こういう往復はがきみたいな、投票用紙みたいなものを新聞の中に折り込みまして、それで販売活動の促進を図つた、こういう時期がございまして。そういう意味で、先ほどの御質問のような人気投票という言葉が法律の上にできたわけでありまふけれども、要するにそこで禁止されておるものは、投票の形式をもつてそういう予想をするということが禁止されておるわけ、投票の形式を伴わない、たとえば面接調

査というものはその条文の中に入っておりません。

○沢田委員 拘束名簿の候補者は、全国を歩く国鉄の無料乗車証はもらえることになるわけですか、もらえないことになるわけですか。

○松浦参議院議員 無料パスは今回の規定からは適用しないことになっております。

○沢田委員 この第四百四十二条に、はがきがあるわけでありませう。さっき言った国鉄は、拘束制の方はもらえないというのはいままでのところ、一般の選挙の方では、これはいままでのところ、無料になっているわけでありませう。はがきの方は有料で、この百七十六条に「交通機関の利用」としてあります。これには、一般の衆議院議員、参議院議員の選挙のときには交通機関は無料で、十五枚の乗車券を交付する。ところが、はがきの方は有料になっているわけですか。これは統一性が要なんじゃないか。どっちも、いまこれだけ行革で大変な騒ぎを起しているときに、一方はただ乗りです、一方は有料ですというの筋が通らぬ。

○松浦参議院議員 片っ方も無料にし、片っ方も無料にする。片っ方も有料にするんなら片っ方も有料にする。当然の経費にのせたらいいんじゃないですか。どの選挙報告を見たら、皆余って選挙をやっているという結果が出ています。足りないという選挙報告は一つもないのです。ですから、これは有料にして、国鉄も赤字で困っているわけですから、大いに利用して黒字にしてみたらどうですか。これは有料にしてもらったかどうか。そうでなければ、郵便の方も同じように無料にするか。同じ機関で、片っ方は有料です、片っ方は無料ですというの、この時期に提案するに当たっては配慮が必要なんじゃないかという気がします。それから、両方無料なら無料に思い切っちゃって。でなければ、両方有料なら有料で選挙をやってもいい、そういうふうにとつてお考えいただけませんか。

○松浦参議院議員 一つのすぐれた御意見であると思っておりますけれども、今度の選挙運動はあくまで党が主体でございます。先ほども申し上げましたように、名簿登載者は党の機関として活動するわけでございますから、党にお支払いをいただいたらいいんじゃないか、こういうたてまえで適用を異にした次第でございます。

○沢田委員 ですから、それはわかったと言います。この矛盾はちっとも直っていない。だから今度のはがきも、これは全部はがきですが、最小限度無料にしたらどうか、数は減らすかどうかは別です。でなければ、はがきなんというものはゼロにしてしまつていいんじゃないかという気もするのです。どうせ全部の有権者に行くわけじゃないんだし、なまじか数が限られているためにいよいよ苦勞するのです。はがきを出さなければ票が入らないというふうなことから、はがきは全廃してしまつてしまつて費用も軽減できるし、また、はがきを出したから当選するかしないかというほどのウェイトがあるのかと言え、それほどのウェイトはないんじゃないかという気がする。そういうような意味から見れば、全然なんならぬ。選挙民の方も理解をするわけです。なまじか入れるから、おれのところへ来ないという不満も出てくるわけ。全部出すわけにはいかない。隣の家の家へ行って自分の家に来なければやばい不満が出る。枚数を制限することがかえって選挙の公平を期することにならない、こういうことにもなりかねませんから、思い切つてこの文書図面の配付の中に入れて、はがきを出さないというふうな割り切つた方がかえって公平正大な選挙になる、こういうふうには思いますが、いかがですか。

○松浦参議院議員 私どもが立案をいたしましたのは、全国区制度の弊害を矯めて拘束比例代表制度にしようということでありまして、衆議院その他の選挙について手をつけたいということが原則でございます。その場合に、比例代表制度をとる際に、党が主体になって選挙運動をするので、こういうものは必要ならぬという判断をしたわけでございます。衆議院議員の選挙における無料パスを廃止するというものになれば、先生方におしかりを受けるようなことにはなりはしないか。また、十分御相談を申し上げなければ結論も出ない問題でございますので、その辺はひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

○沢田委員 こういうところの矛盾といひますか、それを凌ぐといひ、整合性をとつていくのが私は政治なんだと思ひます。それはいいからなかつたといふんじや、良識の府としての参議院の方の権威を若干落とすんじやないかという気がするのです。良識の府であればこそ、言いくくるところもやはり言つて、衆議院のわがままを是正するの参議院の重大な役割りの一つなんでありませうから、そういうことを参議院がしてもらわなければならぬが、いまのところは、今度は参議院のわがままをわれわれが一生懸命是正しようとしていくので、どうも逆さまな感もあるわけでありませう。そういうような意味においては、この辺はひとつ御検討をわれわれの仲間から今後さらにまた加えていただくことになつたと思ひます。

○松浦参議院議員 統一して、全国区比例代表制の選挙公報の出し方でありませう。この公報の出し方については、これは事務局にお伺ひしますが、二十名出すところ、三十名あるところがあるわけでありませう、いまの段階で考えているものについてお答えをいただきたいと思ひます。

○大林政府委員 選挙公報の枠取りその他の問題につきましては命令に委任されておりますので、今後考え方を固めていかなければならぬと思ひますが、一応法律の上では候補者数というものに依つて枠取りその他を決めるというふうなことになつております。したがつて、候補者数がどのくらい候補者数であればどのくらいのページ数とか枠取りとか、そういう話になつてくるわけでありませう。そういう問題につきましては、適当な時期に各党の皆様の御相談をいただきたいと私ども考えておるわけでありませう、一応スタイルといひましては、従来の選挙公報のスタイル、こういうものは政策公報というふうなかつた

うになりまして一応続けてまいりたい、こういうふうな考へております。

○沢田委員 第六百六十四条の五に行きます。街頭演説であります、(比例代表選出)議員の選挙においては、選挙運動のために街頭演説はこれを行うことができない。さっき、これ候補者の運動の関連性をお伺ひしたわけでありませうが、この比例代表選出の参議院議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために街頭演説は、その場所にとどまつてやれます。しかし、比例代表制選出の議員の選挙においては、これはしかし同時に進行されるので、地方区と同じです。それから大体同時に進行されるので、選挙運動のために街頭演説は行うことができないといふことになると、運動員としては行かぬので、私は、寝ていることになるんじゃないかといふのが一番当初の発想になつていったわけでありませう。そうすると、比例代表選出の議員の選挙は同時に進行されるわけですから、選挙運動のために街頭演説、政治活動も、これは後にないといふとすれば、戸別訪問以外にならんじやないか。あとは飲みましたり食わしたりということになるんだけれども、まさかそれもないだろう。そうすると、あとは戸別訪問以外にないんじゃないかというふうな考へられるのですが、では、あとは何かあつて、街頭演説を禁止した意味はどこにあるのかということをお伺ひしたいと思ひます。

○松浦参議院議員 選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙は一緒に行われるわけでございます。そこで、選挙区選出議員の選挙において許される態様において、その個人の選挙運動の中で比例代表選挙の選挙運動にわたつてよろしいという規定を設けております。さらに政治活動としては確認団体、これが比例代表選挙の選挙運動に許された態様の中でわたつてよろしいという規定を設けておりますので、それで足りると思ひます。

○松浦参議院議員 一つのすぐれた御意見であると思ひますけれども、今度の選挙運動はあくまで党が主体でございます。先ほども申し上げましたように、名簿登載者は党の機関として活動するわけでございますから、党にお支払いをいただいたらいいんじゃないか、こういうたてまえで適用を異にした次第でございます。

○沢田委員 ですから、それはわかったと言ひます。この矛盾はちっとも直っていない。だから今度のはがきも、これは全部はがきですが、最小限度無料にしたらどうか、数は減らすかどうかは別です。でなければ、はがきなんというものはゼロにしてしまつていいんじゃないかという気もするのです。どうせ全部の有権者に行くわけじゃないんだし、なまじか数が限られているためにいよいよ苦勞するのです。はがきを出さなければ票が入らないというふうなことから、はがきは全廃してしまつてしまつて費用も軽減できるし、また、はがきを出したから当選するかしないかというほどのウェイトがあるのかと言え、それほどのウェイトはないんじゃないかという気がする。そういうような意味から見れば、全然なんならぬ。選挙民の方も理解をするわけです。なまじか入れるから、おれのところへ来ないという不満も出てくるわけ。全部出すわけにはいかない。隣の家の家へ行って自分の家に来なければやばい不満が出る。枚数を制限することがかえって選挙の公平を期することにならない、こういうことにもなりかねませんから、思い切つてこの文書図面の配付の中に入れて、はがきを出さないというふうな割り切つた方がかえって公平正大な選挙になる、こういうふうには思いますが、いかがですか。

○松浦参議院議員 私どもが立案をいたしましたのは、全国区制度の弊害を矯めて拘束比例代表制度にしようということでありまして、衆議院その他の選挙について手をつけたいということが原則でございます。その場合に、比例代表制度をとる際に、党が主体になって選挙運動をするので、こういうものは必要ならぬという判断をしたわけでございます。衆議院議員の選挙における無料パスを廃止するというものになれば、先生方におしかりを受けるようなことにはなりはしないか。また、十分御相談を申し上げなければ結論も出ない問題でございますので、その辺はひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

○沢田委員 こういうところの矛盾といひますか、それを凌ぐといひ、整合性をとつていくのが私は政治なんだと思ひます。それはいいからなかつたといふんじや、良識の府としての参議院の方の権威を若干落とすんじやないかという気がするのです。良識の府であればこそ、言いくくるところもやはり言つて、衆議院のわがままを是正するの参議院の重大な役割りの一つなんでありませうから、そういうことを参議院がしてもらわなければならぬが、いまのところは、今度は参議院のわがままをわれわれが一生懸命是正しようとしていくので、どうも逆さまな感もあるわけでありませう。そういうような意味においては、この辺はひとつ御検討をわれわれの仲間から今後さらにまた加えていただくことになつたと思ひます。

○松浦参議院議員 統一して、全国区比例代表制の選挙公報の出し方でありませう。この公報の出し方については、これは事務局にお伺ひしますが、二十名出すところ、三十名あるところがあるわけでありませう、いまの段階で考えているものについてお答えをいただきたいと思ひます。

○大林政府委員 選挙公報の枠取りその他の問題につきましては命令に委任されておりますので、今後考え方を固めていかなければならぬと思ひますが、一応法律の上では候補者数というものに依つて枠取りその他を決めるというふうなことになつております。したがつて、候補者数がどのくらい候補者数であればどのくらいのページ数とか枠取りとか、そういう話になつてくるわけでありませう。そういう問題につきましては、適当な時期に各党の皆様の御相談をいただきたいと私ども考えておるわけでありませう、一応スタイルといひましては、従来の選挙公報のスタイル、こういうものは政策公報というふうなかつた

うになりまして一応続けてまいりたい、こういうふうな考へております。

○沢田委員 第六百六十四条の五に行きます。街頭演説であります、(比例代表選出)議員の選挙においては、選挙運動のために街頭演説はこれを行うことができない。さっき、これ候補者の運動の関連性をお伺ひしたわけでありませうが、この比例代表選出の参議院議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために街頭演説は、その場所にとどまつてやれます。しかし、比例代表制選出の議員の選挙においては、これはしかし同時に進行されるので、地方区と同じです。それから大体同時に進行されるので、選挙運動のために街頭演説は行うことができないといふことになると、運動員としては行かぬので、私は、寝ていることになるんじゃないかといふのが一番当初の発想になつていったわけでありませう。そうすると、比例代表選出の議員の選挙は同時に進行されるわけですから、選挙運動のために街頭演説、政治活動も、これは後にないといふとすれば、戸別訪問以外にならんじやないか。あとは飲みましたり食わしたりということになるんだけれども、まさかそれもないだろう。そうすると、あとは戸別訪問以外にないんじゃないかというふうな考へられるのですが、では、あとは何かあつて、街頭演説を禁止した意味はどこにあるのかということをお伺ひしたいと思ひます。

○松浦参議院議員 選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙は一緒に行われるわけでございます。そこで、選挙区選出議員の選挙において許される態様において、その個人の選挙運動の中で比例代表選挙の選挙運動にわたつてよろしいという規定を設けております。さらに政治活動としては確認団体、これが比例代表選挙の選挙運動に許された態様の中でわたつてよろしいという規定を設けておりますので、それで足りると思ひます。

○松浦参議院議員 一つのすぐれた御意見であると思ひますけれども、今度の選挙運動はあくまで党が主体でございます。先ほども申し上げましたように、名簿登載者は党の機関として活動するわけでございますから、党にお支払いをいただいたらいいんじゃないか、こういうたてまえで適用を異にした次第でございます。

○沢田委員 ですから、それはわかったと言ひます。この矛盾はちっとも直っていない。だから今度のはがきも、これは全部はがきですが、最小限度無料にしたらどうか、数は減らすかどうかは別です。でなければ、はがきなんというものはゼロにしてしまつていいんじゃないかという気もするのです。どうせ全部の有権者に行くわけじゃないんだし、なまじか数が限られているためにいよいよ苦勞するのです。はがきを出さなければ票が入らないというふうなことから、はがきは全廃してしまつてしまつて費用も軽減できるし、また、はがきを出したから当選するかしないかというほどのウェイトがあるのかと言え、それほどのウェイトはないんじゃないかという気がする。そういうような意味から見れば、全然なんならぬ。選挙民の方も理解をするわけです。なまじか入れるから、おれのところへ来ないという不満も出てくるわけ。全部出すわけにはいかない。隣の家の家へ行って自分の家に来なければやばい不満が出る。枚数を制限することがかえって選挙の公平を期することにならない、こういうことにもなりかねませんから、思い切つてこの文書図面の配付の中に入れて、はがきを出さないというふうな割り切つた方がかえって公平正大な選挙になる、こういうふうには思いますが、いかがですか。

○松浦参議院議員 私どもが立案をいたしましたのは、全国区制度の弊害を矯めて拘束比例代表制度にしようということでありまして、衆議院その他の選挙について手をつけたいということが原則でございます。その場合に、比例代表制度をとる際に、党が主体になって選挙運動をするので、こういうものは必要ならぬという判断をしたわけでございます。衆議院議員の選挙における無料パスを廃止するというものになれば、先生方におしかりを受けるようなことにはなりはしないか。また、十分御相談を申し上げなければ結論も出ない問題でございますので、その辺はひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

○沢田委員 こういうところの矛盾といひますか、それを凌ぐといひ、整合性をとつていくのが私は政治なんだと思ひます。それはいいからなかつたといふんじや、良識の府としての参議院の方の権威を若干落とすんじやないかという気がするのです。良識の府であればこそ、言いくくるところもやはり言つて、衆議院のわがままを是正するの参議院の重大な役割りの一つなんでありませうから、そういうことを参議院がしてもらわなければならぬが、いまのところは、今度は参議院のわがままをわれわれが一生懸命是正しようとしていくので、どうも逆さまな感もあるわけでありませう。そういうような意味においては、この辺はひとつ御検討をわれわれの仲間から今後さらにまた加えていただくことになつたと思ひます。

○松浦参議院議員 統一して、全国区比例代表制の選挙公報の出し方でありませう。この公報の出し方については、これは事務局にお伺ひしますが、二十名出すところ、三十名あるところがあるわけでありませう、いまの段階で考えているものについてお答えをいただきたいと思ひます。

○大林政府委員 選挙公報の枠取りその他の問題につきましては命令に委任されておりますので、今後考え方を固めていかなければならぬと思ひますが、一応法律の上では候補者数というものに依つて枠取りその他を決めるというふうなことになつております。したがつて、候補者数がどのくらい候補者数であればどのくらいのページ数とか枠取りとか、そういう話になつてくるわけでありませう。そういう問題につきましては、適当な時期に各党の皆様の御相談をいただきたいと私ども考えておるわけでありませう、一応スタイルといひましては、従来の選挙公報のスタイル、こういうものは政策公報というふうなかつた

うになりまして一応続けてまいりたい、こういうふうな考へております。

けでございす。

○沢田委員 かし、選挙運動は行うことができないとわざわざ規定した理由はどこにあるのですか。わざわざ街頭演説はできないという規定を入れた理由はどこにあるのですか。

○松浦参議院議員 党がかねがね政策を掲げて展開をいたしておりますので、有権者の方々にはその党の政策が私の気持ちに合うかということとはそれとわかってはいるはずでございす。そういう意味で、個人の名前を浸透させるというふうな個人の選挙運動的なものは必要なら、そういうふうな考えたわけではございまして、比例代表選出議員の選挙として街頭演説はできない、こういうふうに書きましたけれども、それにかわるものとして、選挙区選出議員の選挙の中で一緒にわが党に投票してくださいという運動ができるという規定も設け、また確認団体の政治活動として認められる選挙運動の中に比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動にわたってよろしいという規定を設けることによってこれをカバーできる、そういう意味で、明確にするために比例代表選挙単独のための街頭演説はできないという規定を設けた、こういうふうな御理解をいただけたら結構でございす。

○沢田委員 そうすると、一番当初おっしゃられた、自民党の松浦です、よろしく願いますということは選挙中は言えない。自民党をよろしく願いました、社会党をよろしく願いました、と云うことはできるけれども、候補者である議員の、これは「議員の選挙」と書いてありますから、議員の選挙においては、選挙運動のためにする街頭演説はできないということ、そういう意味に解釈してよろしいのですか。

○松浦参議院議員 松浦功をよろしくと言って叫んで歩くことは有害無益でございす。松浦功と書かれてしまつては投票も無効になります。そういう運動の形態をこの選挙では考えておらないわけではございす。

○沢田委員 それは松浦さんの場合は有害無益か

もわかりません。しかし、非常に有益な人もいるわけであらうと思うのです。タレントさんなどが来れば、名前に入れないで結構ですが自民党さんをよろしく願います、きやあと言えはきやあ、こうこられる、こういうものもなほはないのですから、あなたは無益の方かも知れませんけれども、そうでないものもあるわけですね。

ですから問題は、参議院議員の選挙においては選挙運動の街頭演説ができないということ、これをわざわざ規定した意味は何なのか、その本質を知りたいわけですね。応援ならできるけれども街頭演説——「議員の選挙においては」と書いてあるのですから、比例代表制は党がやるのですから、そうすると、これは個人を示すものだろうと思うのです。だけれども、選挙運動のための街頭演説はできないのですとわざわざここで街頭演説の禁止規定を置いた理由はどこにあるのだろうか。

○松浦参議院議員 ここで書いてございすのは、公職の候補者とはいう意味ではございす。選挙運動のためにする街頭演説を行うことができない、これは、私どもが考えておるのは、政党はという意味でございす。(沢田委員) そうなったらまたおかしくなるじゃないかと呼ぶ。政党はと言つてはいけません、何人もということではございす。政党を含む何人もという意味です。

○沢田委員 とにかくあいまいですな、答へが。みんなもわからないでしょう、何をここで言おうとしているのかというのがわからない。委員長、実質上の委員長みたいなもので、それから、委員長がこの辺の取りまめをひとつして、後で理事会で御相談をいただきたい、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○塩崎参議院議長 理事会で相談したいと思ひます。

○沢田委員 さっきの交通機関の問題は、有料にしたかどうかという問題も含めてひとつ御検討いただきたいと思ひます。

次に第二百一条の六、ここに「通常選挙における政治活動の規制」とあります。これは一般の選

挙における規制をうたつてゐるわけでありす。それと、いわゆる全国の名簿登載者の場合の宣伝カーの数がここに書いてあります。この宣伝カーの利用は党が全部運用する。候補者であるけれども候補者でない拘束名簿の人は、党の指示に従つて行動するだけであつて、そのことの規制は何もないというふうな理解をしてよろしいですか。

○松浦参議院議員 お説のとおりでございす。

○沢田委員 第二百一条の十一に「政談演説会及び街頭政談演説においては、政策の普及及び伝播のため、公職の候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説をすることができ、これは他の演説会場の禁止とか病院等があつた場合の禁止ですが、この場合においてはすることができ、これは「政治活動の形態」となつております。これは「街頭演説の規定は街頭政談演説に適用しない」というただし書きが入つております。

そこで、「政治活動の形態」として、これは選挙期間中の問題なのであります。「この章の規定による政談演説会及び街頭政談演説においては、政策の普及及び伝播のほか、公職の候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説をすることができ、これは「政治活動の形態」となつております。前の方は、「通常選挙における政治活動の規制」、これが二百一条の六に規制が入つてゐるわけですね。二百一条の十一に、そこで括弧して「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、当該名簿届出政党等の選挙運動」ということで政治活動ができるというふうになつてゐる。二百一条の六とこの拘束名簿制のいわゆる党、地方の場合はもちろん党がやるのでありますけれども、ここでわざわざ入れた理由はどこにあるのか、お伺いしたいと思ひます。

○松浦参議院議員 これまでは個人選挙でございすから、いま先生の御指摘の箇所は政治活動でございす。それが選挙運動にわたつてしまつたということが困るから、そういうものではないというところになつておつたわけではございす。今度は政党主体の選挙でございすから、政党が政治

活動をする中で党名を書いてもらう、党中心の選挙の中で御支援を願うということを禁止することはむしろ不自然じゃなからうか、こういうことでそういう規定を入れたというふうな御理解をいただいたら結構かと思ひます。

○沢田委員 運動の中身としては、宣伝カーは規制されている、マイクも制限されている、携帯マイクもだめである、そうなりますと肉声だけしかない、あとは個人の政談演説会、街頭演説はもう自由である、こういうことに解釈してよろしゅうございすか。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。

それだけの定めをしております条項の範囲内において全く自由である、こういうことでございす。

○沢田委員 党の名前でやれば、結果的には、何月何日政談演説会を開催いたしますというビラ、ポスターは——二百一条の六では、「政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類の掲示及びビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車及び拡声機の使用については、参議院議員の通常選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り、これをすることができ、これを」と書いてあります。そして、片方はできると書いてあります。それでは、これはどういう方法で知らせるという考え方なんですか。こういう催しがあるということを知らせる方法は、政党がやるためにはどういう方法なら政党はその周知徹底が可能なものでありますか。

○大林政府委員 二百一条の六の前段に書いてございすことは、要するに、選挙期間中確認団体以外の政治団体は、ポスター、車その他は使えない、こう書いてあるわけでありまして、その後段のただし書きで、確認団体でございすれば、そこに列挙されてありますようなポスター、車、拡声機、こういうものは使える、こういう書き分け方になつております。したがしまして、名簿届出政党は当然に確認団体になるという前提でありますから、そこに列挙されておるポスター、自動

車、そういうものは政治活動あるいは選挙運動のために使うことができるということになるわけでございます。

○沢田委員 そうすると、二百一条の六は、二百一条の十一の運動は制約されない。第二百一条の六の「通常選挙における政治活動の規制」は適用はない、こういうふうに理解し、確認してよろしゅうございませうか。

○大林政府委員 二百一条の六では、政談演説会あるいは街頭政談演説は政治活動のためにやることとができる、こう書いてあるだけでありまして、それではおかしいのでわざわざ二百一条の十一というものを設けて、政治活動の政談演説会なり街頭政談演説会において選挙運動をあらわして行うことができると、プラスアルファをしているわけでございます。

○沢田委員 「政治活動の態様」と書いて、これは選挙運動のために演説をするというのは比例代表制の場合だけでしょう。

○大林政府委員 二百一条の十一の選挙運動にもわたることができるといふのは、もう現行法でそうなっておりますのでありまして、従来の個人選挙でも、確認団体の選挙期間中、政談演説会あるいは街頭演説におきまして選挙運動の演説もできる、こうなっております。

○沢田委員 その点は私のあれですからいいです。

それで、結局二百一条の十一の場合には二百一条の六の規制は該当しない、だから自由にできるというふうに理解してよろしいですか。

○大林政府委員 二百一条の六の前段で、こういうことをしてはならないと書いてありますのは、あくまで確認団体以外の政治団体について……

○沢田委員 「政党」と書いてありますよ。

○大林政府委員 その「政党」というのは、一般的、全般的な政党のことを書いております。したがって、まず、選挙期間中は政党、政治団体はそういう政治活動はできないと書きまして、ただし、その中で確認団体となった政治団体について

は以下のことができる、こうまた書いておるわけでありまして、したがって、確認団体については、そこに列挙されてありますような道具を使って政治活動あるいは選挙運動をすることができると書いてございます。

○沢田委員 わかった。三の二は省略されてありますが、第三号、第四号等のことが可能であるという意味ですね。

それで、同時に私が伺いたいことは、それでは第二百一条の十一の選挙運動は、その第三号、第四号の範囲内に限定されるのかどうか、それ以上にわたることはできないのかどうか伺いたいわけでありませう。

○大林政府委員 二百一条の六で確認団体が行うことができるのは、二百一条の六に書いてあります限りにおいては政治活動ができる、政治活動のためにできる、こう書いてあるわけでありませう。

ところで、政談演説会において確認団体が所属候補者のことを全く何も言わぬといふのはまことに不自然でありませうから、わざわざ、本来は政治活動のための政談演説会ではあるけれども、あわせて所属候補者の選挙運動もすることができると、こう書いてあるわけでありませう。

○沢田委員 私、あと今度は具体的に聞いていきますが、たとえば駅頭宣伝を例にとりまして申し上げます、たとえば、午前七時—午後八時に限定されるというところになります、選挙運動ですから、それから、ここの政治活動であれば時間の制限はないというところになりますね。六時から出て行っている構わないというところも起こり得るわけですが、これは前の選挙で大変苦労をしたわけでありませうが、一方は六時から演説を始めるが、候補者のいる車は七時でなければいけません、こういうことが現実にあつて、この間の選挙法の改正にもなつたわけでありませう。あるいは、八時過ぎになると大体遠慮しますが、片方は八時半になつてもやっているけれども、片方は八時でやめなければならぬ。こういう実態が、政治活動の境界といふゆる選挙運動との形態といふものの違いが起きてくることは非常に煩わしい問題になるわけでありませう。だから政治活動の禁止といふものが、ここで一つ規制ができたわけですね。それが今度、二百一条の十一で緩められてきたということになります、駅頭なら駅頭では、これは時間の制約はあるけれども街頭でできます。しかし、二百一条の六の中の制約は、そうするともう限定された車で以外はできなくなつてくるということになる。しかし、朝六時に出すことは可能である、肉声でやる分には可能であるということなども起きてくるわけでありませう、その辺の調整とか考え方とか、そういうものについては、これは事務局の方に聞くのでありますが、念頭になかつたのか、今後考える条件なのか、それは考えたことなのか、加えた後の起こり得べき変化についてどう判断されているか。

○大林政府委員 今回の改正が行われましたも、確認団体の街頭演説あるいは連呼、こういうものは選挙運動における同じように時間的制限がございませう。夜は八時までしかできない、こういう制限がございませう。ただ、そのお手持ちの、恐らく新旧対照表であると思ひますが、これは今回の改正に関係がない条文は省いておりますので、その表に入つておられないものがございます。現行法でも確認団体の時間的制限が選挙運動における時間制限と同じように規定してございます。

○沢田委員 いや、時間のことを聞いたのは例を言つたのであつて、この条項を入れたことによつて、その起こり得べき変化については想定したかしたなかつたかといふことを聞いていたもので、したならしたでいいので、しなかつたならしなかつたでいいのです。時間のことを聞いていたのは一例を挙げただけなんですから、その辺をきちんと答えてください。この条項を入れたことによつて変わるものは何かあるのかないのか、その辺を答えてもらへばいい。

○大林政府委員 変わるものはございませう。

○沢田委員 これは党内でも先般質問をされたようにですから省略をいたしますが——省略するといふのは罰則なんでありませう。名簿登載者の選定に関する罪、これは中村さんの方から質問があつたと思ひますが、いわゆる党内に任せたと、いう形の中で、「その権限の行使に關し、請託を受けて、金をもらつたとか何かをしたか」ということで「三年以下の懲役に処する」といふことは、党内に任せたと論理と相反するのではないかと、一つは気がするわけですね、これは信用していいといふことですか。それから、「前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者」も同じである。これも信用していいといふことなのです。

いままでの提案者の説明は、党内全幅的な信頼を置いて、善玉善玉の大善玉に置いて物事を言つてきている。ここへきて極端に、党は悪いことをするかもしれない、信用できない、だからこれは罰則をつけるのだ、この発想はどうも逆さまになつてきているのじゃないのか。また、そういう可能性を考えているのじゃないのか。考えたからこの条文が出た。自民党さんにはたくさん派閥がある。わが党だつてありますが、とにかく派閥がある。その派閥の中でいろいろの問題で起こり得べきことを予想してこゝで法律に載せようといふ、こゝはいわば天に任せてあるわけですが、いままで政党内に任せる体制をとつてこられたあなた方としては、きわめて不自然な条文なのであると思ひます。○松浦参議院議員 できる限り政党の御判断にお任せするといふのを基本としておられることは、これまで繰り返して申し上げたとおりでございます。

ただ、今回の政党本位の選挙というものにおける政党の果たす役割りというものは、きわめて重要でございます。そういう意味で、私どもは、政党の良識に期待しております。こういう事態が起くることは考えておりませうけれども、国民に對

して、やはり国民の信託を受けたという形に政党
がなるわけでございますから、あり得ないことで
はございませんが、形式的に様を正すと申します
か、みずからを律すると申しますか、そういう趣
旨で、こういうことはありませんよということ
を、むしろ天下に声明したいという気持ちで決
めたというふうにお考えをいただけたらいいかと
思っております。

○沢田委員 これは党内で処理し、党内で除名を
するとかあるいは処分をするとか、刑事事件にな
るものは刑事事件で処理するということになる
と思うので、わざわざこの法律の中に入れなければ
ならないかどうかということは、見せかけにして
もちょっとおかしいのではないかと。やはり一般の
刑事事件の例があるわけですから、刑法があるわ
けですから、刑法に於いて、総務会長がもつた
とかあるいは幹事長がもつたとかということであ
ったならば、当然そういうことは刑事事件にな
っていくわけですから、こういう項目が果たして

——自民党の中には必要性大いにありと感じたか
らあえて入れたのかもわかりませんが、どうもか
えって屋上屋を重ねた嫌いがあるのじゃないの
か。やはり一任するなら一任して世の批判を受け
る、それが政党なのじゃないかと思うのです。だ
から、政党法をつくったときにはこの条文が必要
になつてくるのだと思うのです。けれども、政党
法のない今日、この中に含めるといふことは、か
えって政党をみずからが誹謗し、みずからが地
位を下げていることにならないかという気がしま
す。その点は後、直るか直らないか、むずかしい
問題があるだろうと思うのですが、一たん入れた
ことを削るということも若干むずかしいと思いま
す。思いますが、しかし、これはもう一回考え直
してみれば必要性のあるものだという気がいたしま
す。いかがですか、その感じだけお答えくださ
い。

○松浦参議院議員 繰り返したお答えになります
けれども、今度この政党選挙の中で果たす政党の
役割りというのは、有権者との間できわめて重要

な地位を占めるものでございます。しかも、選挙
という手続の中で主体的な活動をなすわけござ
いますから、公的な地位と申し上げていいほどの
地位を持つものだと思います。そういう意味で、
政党というものを私は良識があると考えておりま
す。こういう事態は万々起こらないと思つており
ますけれども、みずからを律するのに敵であつて
よろしいのではなからうか。また、国民の皆様方
にも、こういうことも考へて間違ひのないように
いたしておりますということをお願いした方がい
いのではないかと、この趣旨から規定した、この
御理解いただけたら幸甚でございます。

○沢田委員 そういふことであれば、それなりに
有効に活用することが必要ですから、大臣をえさ
などにしながら名簿の作成その他には当たらぬよ
うに、これは大いに与党としては配慮していただ
かなくてはならぬだろう、こういうふうな気がい
たしますから、一言忠告して、次の問題に入りま
す。

次は、同じく刑事事件の処理であります、と
にかく百日以内に選挙に関する罪はやらなければ
ならぬ、こういうことで二百五十三条の二がつく
られて今日に至つております。刑事局長来てい
ると思ひますが、今日までこういう事件で、百日以
内にこれをするように努めなければならぬという
法律は、果たしてどの程度の割合生きてきたの
か、その点の實際をひとつ御報告いただきたい。

○前田(宏)政府委員 二百五十三条の二のいわ
ゆる百日裁判の規定の運用状況でございますが、
その実態までお尋ねがあるというふうには考へ
ておりませんでしたので、具体的な資料の持ち
合わせをしております。恐縮でございますが、
私の理解しております限りでは、これは裁判所が
中心でおやりになることでございますけれども、
裁判所とされましては、できる限りこの精神に沿
うように訴訟の進行を進めておられるというふう
に理解しております。現に百日以内に処理ができ
た事件も少なくないわけでございますけれども、
事実によりましてはいろいろと争点等もございま

すし、また被告人、弁護人側で言い分もあるとい
うようなこともございまして、事案の内容あるい
は問題点等によりましては、このとおりにもか
い場合も少なくない、こういう実情でございま
す。

○沢田委員 とにかく、百日以内に終わったん
というの、略式命令で終わった程度のものしか
ないのじゃないですか。実際の処理について、そ
ういふ簡単なものは別として、その他百日以内で
終わった例というのは皆無と言つていいんじゃない
ですか。

○前田(宏)政府委員 先ほど申しましたように、
略式命令の場合は当然でございますけれども、一
般の公判請求の事件におきまして、数は少ない
かも知れませんが、この趣旨に沿つた裁判
が行われたことは実例がございまして、ただ、同じ
ようなことでございまして、裁判所なりあ
るいは検察官だけが努力いたしましたもうまくい
かないような問題でございまして、私もいた
しまして十分な努力をいたしますが、関係者
がたたくさんあるわけでございます、被告人ある
いは弁護人側の御都合あるいは主張という問題も
絡んでくるわけでございますから、十分にそのよ
うにいかない場合もあり得るというふうな御理解
を賜りたいわけでございます。

○沢田委員 これは結論的には、守られない法律
をつくるほど意味がないことはないものでありま
すから、裁判所の方の意向も聞くことは聞いて、つ
くつてはみたけれどもちつとも実効の上がらな
い、守られない法律を、わが意を得たりなんとい
う気持ちでつくつておいても意味がないのであり
ますから、もっと向こうが実行できるような期限
というものを一応今後検討していく必要があるの
じゃないかと思うのです。だから、百日と決めた
のは、選挙の重要性の認識に立つて速やかに対応
していくことが、選挙民に対するわれわれの義務
であるという意味でわざわざ百日を決めたわけで
ですから、それが裁判所の方で守れないということ
ならば、じゃどれくらい守れるんだと、もう少し

だしてみながら実効ある法律にしていくな必要
があると思ひますので、きょうの段階は、いまま
の状況から見ると余りいい状況ではありません
けれども、今後さらに御検討いただくことを要
望し、次の問題に入ります。

法律の案文については、あと罰則の十万円が
きわめて低いという感じがします。なぜ地方議員
の供託金まで上げたのかという感じがします。全
制の問題だけを参議院ではやつていて、いろいろ
な事項を言つたら、それはもう全国区制と関係な
い、普通の選挙だから、その点は事務所の一日な
んというの、そのままだとしましたというふうな
こととお答えになりました。ところが、供託金だけ
は地方議員の分まで倍額にふやして、よいいな
ことまでやつておられるような気がしないでもな
いのであります。なぜこれはついでにやつたわけ
ですか、なぜ比例代表制の方のものだけに限定し
ておかなかったのですか、この分だけなぜ上げた
のですか。

○松浦参議院議員 供託金につきましては、大
体五年をタイムといたしまして倍額に引き上げて
おけるのがいままでの事例でございます。最近で
は五十年に大体三・三倍に引き上げてございま
す。すでに七年経過をいたしておりますので、倍
程度に上げるべきじゃないかというところで、
すべての選挙について供託金を倍額にした、こ
ういふことでございまして。

○沢田委員 では、なぜ罰金の方の十万円はその
まま据え置いているのですか。これも少し思ひつ
きみたいになつてくるような感じがします。それ
だつたならば、罰金の方も十万円を二十万円に
上げるのが筋じゃないですか。

○松浦参議院議員 これは同じ金額の問題でござ
いまして全然別個の問題でございまして、罰金
の金額につきましてはほかの処罰規定との関連を
考へなければならぬ、その辺のことから簡単に
私どもだけではいじめない、こういう判断をいた
したからでございます。

○沢田委員 やはりこじつけですよ。これを直す

そこで、任期は二期ぐらいで新陳代謝をしていく。二期やったならばわかる。あるいは衆議院なんかでくたばれてきたらひとつ参議院の方に回してくれなんて、こういうことだとして起り得るわけでありまして、ですから大体二期ぐらいで代謝をしていかないと、安易にこれが利用されまじり政治の不信につながってしまう。私は冗談まじりに言っていますけれども、それはきわめて憂慮すべき状況が生まれないとも限らない。そういうことでありますから、やはり二期ぐらいで一期は休んでもらって、その次またなつてもいいというくらいに制限はやはり入れておく必要があるのではない。いま宣誓していただいたその範囲内において、この適用についていかにお考えになつておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○松浦参議院議員 新陳代謝の問題については私もそのように考えております。現在党内において、どういう形にしておりますか、そういう問題も含めて検討をいただいております。また、老齢化という問題も片一方にはあるわけでございます。養老院になつては困つてしまいます。そういうこともあわせて検討をいたしておるところでございます。

○沢田委員 非常に未知数が多くて、月を見ているよりも裏側の方がより大きいというような法案なんでありまして、すべて政党任せ政党任せというところになつて、どうしても多数党の横暴ということが今後生まれてくる危険性を非常に感ずるわけでありまして。あんな人が出てきたのか、こんな人が出てきたのかという意外性がより多く出てくる。今回は何か前回の得票数に応じて、選挙違反とかしないとか、そんなことはかわりなしにどうも選んでくるような気もしておりますけれども、やはり拘束名簿制の将来を考えました場合には、より厳正でなければならぬ。そして拘束名簿制をとつたからより国会が明るくなった、あるいはそれだけよけに良識の府としての地位を保つようになったと、これは内容で決まりますから

ね、今後の。ここで失敗すると、これはもう民主政治の基本が崩れてくることになりかねません。ここはやはり義理人情でなしに、クールな立場で判断してもらふことがきわめて大切だと思ひます。これは御列席の自民党の各議員にも申し上げる言葉でありますけれども、委員長にも申し上げる言葉でありますけれども、委員長にも特にその点御配慮いただくことをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○久野委員長 石田幸四郎君。

○石田(幸)委員 それでは、私も各委員の質疑に引き続きまして、各般にわたつて御質問を申し上げたいと思ひます。

前回、私は提案理由の骨子である金のかかる問題についていろいろと質疑を交換をいたしましたわけでございますが、どうも余り十分なお答えがなかったというふうと思ひざるを得ないわけでございます。特に自民党さんは金がかかるというふうに言われるのでございまして、もう一度お伺いするのでございまして、特に個人の金がかかるというところを盛んにおっしゃるわけでございます。前回は立候補したのが全部で八十九名いらつしやいますね。その八十九名のうち個人でお金がかつた、これも幾らぐらいというふうなことがきわめて問題になるんだと思ひますけれども、一体この八十九名のうちの程度の人が、斎藤栄三郎さんがおっしゃつたようないわゆる五億前後のお金を使つておられるというふうと思ひ、それを排除するといふためにこの法律改正を計画をされたわけでございますが、この点どういふような感じを持つていらつしやるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○金丸参議院議員 先般もお答え申し上げましたように、参議院の選挙と言わず、衆議院につきましてもあるいは知事選挙につきましても、現実の選挙の準備のための経費、まあ選挙運動の経費、これがどれだけにかつたかという調査は、私はなかなかむずかしいと思つております。

先般の立候補者は御指摘のような数字でございますけれども、個人の金と申しまして、これは

いわば個人本位に使われておる金、個人候補者の選挙のために使われておる金という意味でございまして、個人が自分でお出した金という意味でないことは御理解いただけたと思ひます。その金が幾らぐらいになるかということでございますが、斎藤栄三郎先生は御自分で明らかにさいましたのではつきりいたしておりますけれども、松浦先生もお答えがございましたように、準備のためにパンフレットをいわば二百萬部つくるというだけでも大変な経費でございます。いまはがき一枚が四十円、印刷をして表にあて名を書いて百萬出しますと大体六千万と言われます。はがき代だけでも六千万でございます。だから私は、四億、五億と仮に言いませんでも、あるいは二億とか三億とかいふような金は、一年、二年の間に相当な方にお使いにならざるを得ないのが現実ではなからうか、このように思ひます。

○石田(幸)委員 ですから、この法律改正という意味において、私は、もちろんこの前御説明を受けたように、特例の人たちを、ごく少数の人たちのことだけを考へてというわけには改正はいかないわけでございますけれども、いまも申し上げたように、八十九名のうち相当数の人がと言つても、本当にそれは過半数を大きく超えて、それそれ個人に投票せしむるために金がかつておられるというふうなことが具体的な数値の上で明らかにするのであれば、私もその主張を認めるにやぶさかではありませぬけれども、どうもこの候補者の数から見ても、自民党さんは八十九名のうち二十三名出していらつしやるわけでしょう。そうすると、二五・八％です。わずかに四分の一の人たちの利益を守らんがためにあとの七四・二％の人たちの意思を無視しても改正をするというのには私は納得いかないわけで、そういう意味で、じゃ、一

体社会党さんは一人当たりどのくらいかかつていふというふうな想定をされるのか。あるいは民社党さん、共産党さんあるいは公明党、これは現実にとりだけ金がかかっているかということを認識

せずして改正案を出すのはむちゃじゃないかと思ひますけれども、その点はいかがですか。

○金丸参議院議員 私どもは、この問題につきまして野党の方々にいろいろと御意見を伺つたことがございまして、責任のあるお方々でございまして、そういうお方々の話を総合いたしまして、立候補者の少なくとも過半数は巨額の経費を投じて選挙をやらなければ実際に当選してこれない、私どもはこういうふうな感じをしております。

○石田(幸)委員 それならば、それはどこの政党の方がそういうふうにおつしやいましたか。

○金丸参議院議員 ここではそこまで申し上げるのには遠慮させていただきますと思ひますけれども、私も、私どもがここ数年いろいろなお方々とお話をいたしてみまして過程におきまして、自民党だけでなく、ほかの党におかれまして、個人本位の選挙のもとでは、いろいろな支援団体が巨額の経費を要して大変御苦労なさつておられるということと承つておる次第でございます。

○石田(幸)委員 本当はそこら辺が国民の皆さんの前に明らかにされなければ、私は法律改正の大きな根拠を失ふと思ひます。しかし、これは多分に水かけ論になるわけであつて、しからば金丸先生にお伺ひします。

八十九名の立候補がございましたね。それで、この人たちが、どうもいままでの発議者の先生方の御意見を聞いてみると、選挙にかける金の額というのはいずれにしても億単位であるといふような御認識のもとに改正がなされていふように思ひますのでございまして、それ以下、一億以下で選挙の準備活動が済んでいふ候補の人たちにはこの八十九名のうちのぐらゐあるといふふうには、これはきわめて重大な問題であつて、仮に半数の人がそういうふうな金がかかれば選挙をやつたといふことであればこれは過半数じゃないわけでありまして、改正の趣旨というものの、理由というものはかなり意味が減退してしまうのじゃないかといふふうな思ひます。現にわれわれは一候補一億もかけられるような党の財政状況にはあ

りません。他党のことはいざ知らず、少なくとも公明党に関しては九名立候補せしめておられるけれども、それだけの巨額の金はかけていない。それから諸派が三十七名立候補しておられるわけで、そうしますと八十九名と相対してみますれば、半数といわなくても少なくとも四〇%、公明党を入れば五〇%からの人たちが金がかかぬような準備活動で選挙に臨んでおる、こういうことは言えるのじゃないでしょうか。どういう想定をしていらっしゃるのですか。

○金丸参議院議員 前回は九十数名の立候補者があつたようにございます。無所属の方々が三十名からでございます。

一遍お答え申し上げましたように、無所属の候補者で、純粋無所属で当選なさつた方は御承知のように三名、中山千夏先生が草自連で出られて諸派といまして四名、わずかにこれだけでございまして。大多数の候補者はほとんど当選は、私どもから申しますとなかなか困難な状況でございまして。だから候補者が九十数名ございまして、実質上の参議院の選挙を戦われる方はそれよりずっと少ない数でございまして。そして私は、各党でも立候補の準備の間でも全国を本場に駆けめぐられて準備をなさつていらっしゃる。それが原因かどうかわかりませんが、前回でも向井長年先生も、当選をなさりながら当選の決定までに亡くなられたという事は、全国を本場に奮闘しておいでになつた。その経費がどのようになつたかという事は、その経費がどのようになつたかという事は、それは一々つまびらかにすることはできませんけれども、私は、斎藤先生が明らかにされていらっしゃるように、北海道に行つたりあるいは沖縄に行つたりして会合を持ちますと、事前の準備から後の始末から連絡からはがきその他の通知から、本場に目に見えない巨額の金がかかっているようにございまして。これは一つの団体から御支出にならないでも、北海道の支援団体の方が北海道の経費をお賄いになる、あるいは沖縄では沖縄の支援者がお賄いになる、そういう経費をずっと積算いたしますと、一億、二億と言

わず、やはり数億の経費が一年、一年半の間にかつていらっしゃる。これが私どもがいろいろお聞きしました限りにおきましては実情ではなからうか。だから、実際にわが国の政治を動かしておられる政党の間で参議院の全国区選挙が戦われている実情から考えますと、多くの方が非常に巨額の経費を要することに苦しんでいらっしゃる。このように判断をいたしておるわけでございまして。

○石田(幸)委員 この議論は長くやるつもりはありません。しかし、なお金丸先生がそこまでおっしゃつたとしても、準備活動に余り金をかけずに選挙をやつておる例もあるわけでございまして、むしろその金をかけない方に努力をすべきであつて、金がかかる金がかかるというようにすることで無制限にかけていくというふうなことは、金権選挙という国民の批判のそりを免れないと思ふので、この点の話はこれ以上しませんが、私どもも、少なくとも民主政治において少数意見を尊重するという立場から考えれば、そういう巨額の金をかけないようになつて、なおかつ少数意見の立場に立つ人たちの立候補も可能な方向に努力すべきが、本来は改正の趣旨でなければならぬのではないかと、こういうふうに思ふわけでございまして。その趣旨について別に反対はなさるまいと思ひますけれども、なお私たちが金がかかり過ぎるというふうな観点に立つての改正についてはどうしても納得がいかないわけでございまして。こればかりやつておるわけにいきませんので、次の問題に移ります。

これは自治省の方にお伺いをいたしますが、いわゆる法律を作成する場合の技術的な問題で若干伺うのですけれども、一つの事例として、百四十一条の二に「自動車等の乗車制限」があるわけでございまして、この趣旨というのはどういうことでしょうか。「自動車又は船舶に乗車又は乗船する者は、公職の候補者、運転手(自動車一台につき一人に限る。)」と、自動車は動いている場合を想定しているんですから、その場合は運転手は一

人に限るのはあたりまえのこと、二人で運転できるはずはないと思うし、「自動車一台又は船舶一隻について、四人を超えてはならない。」というふうに規定されておるんですね。えらい細かいことが規定されておるんですね。これはどういうわけでしょうか。

○大林政府委員 選挙運動を長い間やってまいりますうちに、ややもいたしますと運動員の大量動員ということがそのときときに問題になつておりました。しかも従前、かなり昔でありますけれども、自動車の車種制限というものがありませんでした、こういったときにはトラックなんかを使ひまして、選挙運動員をたくさん乗つける、あるいは街頭演説におきまして、人海戦術というふうなことで非常にたくさん運動員が動員される、そういうことがまた選挙の金のかかる弊害の一つになつておるのではないかと、こういうことで、自動車につきましては車種制限をいたしました、それから、その中に乗車あるいは船の場合には乗船し得る者の数を制限してきたというのが従来の制度の歴史と承知しております。

○石田(幸)委員 松浦先生、私に言わせれば、こんなのは、自動車一台について四名以上乗せちゃいかぬとかそういうような規定というのは、交通安全の規則とか車両法とかそういうもので、これはもう車種さえ決めれば決まるわけであつて、こんなのは改正のときに削るべきであつて、こんな細かいことを法律事項でこのまま残しておくというのには、私は法改正をなさるごりつぱな先生方のやるべき仕事ではないと思ふのでございまして。いかがでございましょうか。

○松浦参議院議員 先ほど来繰り返して申し上げておりますように、私どもは比例代表制度の選挙について立案いたしました。現行制度との脈絡といたしましては、私どもは比例代表制度の選挙については、この趣旨を維持するだけの余裕がなかったことは事実でございまして。その点は遺憾に存じておりますが、この自動車の乗車制限につきましても、これは議員提案でなされたものの

ようございまして、ひとつ十分御検討をいただきたいと思ひます。

○石田(幸)委員 議員提案でなされたものであれば、今回も議員提案されたものだから削つたらいかでございましょうか。

いずれにしても、たとえば百三十九条の「飲食物の提供の禁止」、これなんかは、「弁当料の額の範囲内」、「両者を通じて十五人分(四十五食分)」とか、ポスターあるいはビラ、このビラについては、百四十二条ですが、「第一項第一号及び第二号のビラは、長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートルを超えてはならない。」とか、細かい規定が実に法律条項として記載されておるわけですね。何でもそういうふうなことになるのかというのをいろいろ尋ねてみると、公職選挙法においては、とにかく何でもできるだけ法律で規制をした方がいいというたてまえで、ずっと来られたのだそうですね。それで、他の法律では当然法令で定めなくてもいいというふうなことまでも法律条項でお書きになつておる。これがいまままでの経過である、こういうことなんですね。えらい丁寧なやり方をしておるわけでございまして。

そこで、この前のいわゆる坂井先生の質問に戻るわけなんですけれども、私もあれについてはどうもいまだに納得ができません。わけがございまして、いわゆる政党要件の問題、八十六条の二に関する問題なんぞでございますけれども、これはやはり非常に問題があると思ふのです。衆議院を解散した、そのときの条項というものを特定をしておかないとやはりいかにぬのじやないかという気がしてなりません。特にこの前、坂井委員が取り上げました解散時における衆議院をどう見るかという問題、これも非常に議論が分かれるところ、それで政令にゆだねることではないのじやないか。これは政令にゆだねることではないのじやないか。自動車の乗員の数、弁当の数あるいはポスターのセンチの数まで決めているというふうなことを比較してみると、余りにもずさんではないかという

ことで議論が沸騰したわけでございます。

そこで、話を繰返すようにでございますけれども、この八十六条の二の十二、この「第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める」とありますが、少なくともここに書かれた衆議院議員あるいは参議院議員というものは、それぞれの両院に議席を置く議員、そのように想定をしてこの文章はでき上がっていると思うのですが、いかがですか。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。

第八十六条の二、第一項第一号と同条の十二項の關係でございますが、十二項に言う「衆議院議員又は参議院議員の数の算定」は、八十六条の二、一、二、三の「衆議院議員又は参議院議員を併せて五人」のその算定についてを想定しているものでございます。

○石田(幸)委員 いや、私が言っているのはその質問じゃなくて、これは参議院が衆議院のいづれかの議院に議席を置くということを条件としてこういう条文を書いているんじゃないですか、こう伺っているわけですか。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。

ちょっと質問の趣旨を取り違えまして失礼いたしました。十二項の「衆議院議員又は参議院議員の数の算定」は、現職の衆議院議員または参議院議員を原則として想定して書いてあることは事実でございます。

○石田(幸)委員 この条文についてまさに問題指摘があったのは、解散時においてこれをどう判定するかということなんです。まさに八十六条の二の十二について言えることも、衆議院が解散をしたときに、その「数の算定」とあるわけですから、その数を数えるということですね。衆議院が解散されちゃうと、私たちの解釈では全くただの人であって、これは各方面の法律家あるいは法制局等の御意見を伺っても、解散をしてしまえばそれはただの人ですよ、特定の人じゃありませんというのを申されておるわけで、これはそういう

意味においては、衆議院が解散をされたということとを想定しますと、ただの人なわけだから、解散時においては衆議院議員の数の算定ということとはできないんじゃないでしょうか。解散されちゃったけれどもいないのだから。解散というのは国の政治の最も基本的な手続の一つでございますから、これはいろいろな政治情勢によって当然緊急に行われる場合もあるわけでございます。解散されちゃった時点でどうして数を算定することができるとですか。ということは、それはいろいろなる理屈はあるでしょう、理屈はあるにしても、そこにこの条文の無理がないか、無理があるんじゃないか、こう私は思うのです。条文の書き方は間違っているのじゃないかと思うのですけれども、いかがですか。

○三宅参議院法制局参事 お答えいたします。

解散の時点において衆議院議員でございました方は解散後は衆議院議員の身分を失うわけでございますので、そこで、この「衆議院議員又は参議院議員を併せて五人」という五人は、衆議院議員の身分がないのだから数えるのはおかしいのではないかと御質問であると思います。しかしながらこの制度の趣旨を考えると、発議者が何回も申し上げておりますように、政党要件はいわゆる政党らしい政党を外形的な基準で五人の国会議員というような形でとらえたものでございまして、仮に解散いたしますと、解散の時点で衆議院議員としての身分は失いますけれども、解散後四十日以内に総選挙が行われるわけでございます。その間に参議院の選挙が行われる場合における政党要件をどう取り扱うかという、きわめて例外的な衆参同時選挙というような場合でございます。そういう場合に、おっしゃいますように衆議院議員としての身分はございませんけれども、それを政党要件としては当然に議員として取り扱ってよろしいのではないかと。そういうものとして議員に加えることは、この制度の趣旨から考えまして当然ではなからうかと。と申しますのは、実質的にこの制度の政党要件、いわゆる政党らしい政

党という政党要件の実質を変えるものではございませんし、また議員の身分を変更するものでもございせん。解散によって身分を失った衆議院議員を衆議院議員として取り扱うというものでございせんし、単にいわゆる政党らしい政党をどのように把握するかという観点の問題でございまして、このような例外的な事項は当然政令で書くことができるという解釈をわれわれはしておるわけでございます。

○石田(幸)委員 松浦先生にお伺いしますが、だからさっき私、自動車の例を挙げたでしょう。ボスターの例を挙げたでしょう。ビラの例を挙げましたね。みんな法律で書いておるじゃないですか。運転手一人なんていうのは、そんなこと決まっておることですよ。運行中の車が運転手二人要るわけ絶対ないんですから。そんなことも法律条項に書いておいて、それで前議員でございまして、これは前議員と読まざるを得ないんですというような解釈ではだめなんじゃないでしょうか。これは大混乱ですよ。

だから、私どもとしてはこれを明確にさせる必要があるわけで、たとえば八十六条の二の第一項一、二、三の「衆議院議員又は参議院議員を併せて五人以上有すること」とありますけれども、やはりその下にただし書きをちゃんとつけて、衆議院が解散中である場合は解散の直前に所属した衆議院議員を合わせることでございまして、こういうふうな明確にすべきが、この法律を作成する技術上からいって当然のことじゃないですか。いろいろな弁当何食分なんて規定して、この前議員であるか現議員であるかわからぬような条項をそのままにしておくと、これはおかしいんじゃないですか。これは改正さるべきじゃないかと思いますが、私の意見は誤りでございましてか。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。誤りであるとは思っておりません。法律で書くことも一つの方法でございまして。政令で書くのも一つの方法でございまして。私どもは政令を選ん

だ、そういうことでございまして。

○石田(幸)委員 それでは松浦先生にもう一度伺いますが、その書く書かないは私たちの勝手ですよというものは、それはそれなりの理屈があるにしても、しかし弁当何食分なんというのを法律条項にしておいて、議員であるか議員でないかという問題について政令にゆだねるということであれば、これはやはり事の重大さから考えて、ウェイトから考えて、バランスを欠いているとは思いませんか。

○松浦参議院議員 私どもはそうように考えておりません。

○石田(幸)委員 全くの強弁だと思つたのです。それでは、他の条項について申し上げたいと存じますけれども、公選法第五條の二の十項ですが、その中には「前項の規定(委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。)」にかかわらず、委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、あらたに委員が、その後最初に召集された国会における指名に基いて任命されるまでの間、なお、在任するものとする」というふうな「国会の閉会又は衆議院の解散の場合に」と明確にこの条項ではそういうふうな書かれておるわけで、公選法第五條の二の十項においては解散時を当然想定してつくっておるわけですよ。ならば、今度の改正案だつて当然解散時を想定した場合の条項が入ってしまふべしというのが私たちの主張でございましてけれども、これに対する御所見を承りたいと存じます。

○松浦参議院議員 公選法第五條の二の十項の規定は、任期が切れてしまつたにかかわらず特別に次の国会の指名に基づいて任命されるまでの間は、任期がないのに職務を行うということでございますから、これはきちっと法律で書かなければ大変なことでございます。ところが、衆議院が解散になりまして、衆議院議員が三人おられた方が議員でなくなられた。先生のお言葉によれば、ただの人、三人がただの人になつてしまつた、こ

の場合の問題でございます。私も政党といふものをつかまえておるのでございまして、それを外形的に国会議員の数でつかまえておるのでございまして、ところが政党の中身は何にも変わってこないでございまして、そこで、そういうことについての解釈規定を、解散があつても五人の中には算定しますよというところを書くテクニカルな規定でございます。議員の身分を復活するわけでも何でもございせん。そこで政令でもよろしいと私も考えております。もちろん、先生の言つしやるように法律で書いていけないなどは私も一言も申し上げておけません。私も政令でよろうと思つて政令で書いたということでござい

ます。

○石田幸委員 解散時において政令の態様が変わらないというふうにおっしゃいますけれども、それはそういうふうな特定することは困難であらうと思ふのです。しかし紛らわしいことは事実じゃないですか。だから政令事項にゆだねるのです。これは全然紛らわしくないのですか。紛らわしいから、あなた方も政令でまた新たに書かなければならぬでしょうと言つておるわけでしょう。ならば、政令よりも法律で書くべきじゃないですか。弁当の数だけ書いておいて、おかしいですよ、そういう議論は。

それから、さらに、この十二の規定に關して申し上げるならば、たとえば地方交付税なんかの問題でもいろんな場合を想定しているのだと思うけれども、省令で特例を設けることができるとか、あるいは自衛隊法で、自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵その他の問題については「火薬類取締法の適用については、政令で特例を定めることができる。」特例で定めることができると思つてゐるわけであつて、単に政令ではありませぬぞ、政令の中に特に特例を設けますよというのをいふことが書いてあるわけ、そういうようなことをいふわけ、法律をつくる上のいろいろな技術的な問題を研究してみると、そこら辺の問題を私ははつきりすべきじゃないかと思ふのです。特に議員の身分に關

する——身分と言ふとあなたの方、また怒られるかもしれないけれども、少なくとも解散時においてはこれは議員じゃないわけ、それを算定することは困難なわけですから、解散のことを想定して条文の中に改めて入れるべきが私は当然の処置ではないかというふうにおもふのです。まあいろいろ議論は……（発言する者あり）そこら辺はまたひとつ理事会で詰めることにしまして、これはまたわれわれは、法律作成上の技術上の問題としてはここに重大な欠陥がある。現にそういう法律の制局のいろんな方面のあれを聞いてみますと、できるならばこれは書いた方がいい、その方がベターであるという御意見の方もたくさんおられますので、この問題についてはなおひとつ坂井委員が質問を留保されておるわけでございますが、これをひとつ理事会においてお取り扱いをお願いをいたしたい、これは特に委員長に申し上げておく次第であります。

○久野委員長 はい。よくわかりました。

○石田幸委員 それでは次の問題に移ります。ちよつと罰則に關してお伺いをいたしておきますが、名簿登載者の選定機関、これはこの前伺つたように機関もあり得るし、個人もあり得る、こういうようなことでございます。機関というようになつてまいりますれば、政令活動のいろいろしているわけでございます。それから機関に所屬する複数の人たちがあつては機関の長、そういう人たちが選挙に關して名簿作成に際して「財産上の利益を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、これを三年以下の懲役」というふうにあるのでございまして、政令というものは間々政治献金を呼びかけておるわけでありまして、個人献金は少ないというものはこの前の委員会でも政府の方からそういうふうなままの状態で説明をされましたけれども、しかし依然として個人献金もあるわけでございます。政治献金を呼びかけたときに政令が政治献金を呼びかけた、たまたま候補になる人がそれに応じたというふうなことになるかと、この罰則規定にこれはひつか

かるのかどうか、この点についてどのような解釈をすればいいのか御説明をいただきたいと思ひます。

○松浦参議院議員 条文の中には書き書いてありますが、対象者は「選定につき権限を有する者」でございます。「その権限の行使に關し、請託を受けて」という条件がついておられますから、その条件に該当しない限り政治献金を受け取ることを出すこと、全くこの条文とは関係ない、こういうふうな考へておきます。

○石田幸委員 そうすると請託の意思があるかどうかはなかなか判定しがたいわけであつて、たまたまそういうふうなことで政令は選挙資金が足りないというので、それぞれの地方区にならうとする人あるいは全全国の候補にならうとする人から提出金を申し受けてもこれは必ずしも一概に該当するとは言えない、こういうことになりま

すね。

○松浦参議院議員 この二百二十四条の三という規定は、これは比例代表選挙における名簿登載者の選定に絡んでおるわけでございますから、地方区の問題とは全く関係はないわけでございます。（石田委員）両方を申し上げたわけでありまして「（石田委員）地方区の方は関係ございません。したがって先生おっしゃられるように、政治献金というものはここに記載されている条件に該当しない限りにおいては全くこの罰則と関係ないというふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○石田幸委員 それでは供託金を提出せしめた場合、今度は政令が供託するわけですから、それを提出せしめた場合は供託があたりまじやうか。

○松浦参議院議員 全くこれは党内問題でございまして、この条文とは関係ございません。

○石田幸委員 それでは次の質問に移ります。前回、政令に有権者の人たちが投票して議員が確定した、その人たちが確定した後に他の政令へ移つたときに一体その有権者の意思はどうなつてしまふんだというふうなことに御質問申し上げたんでございまして、選ばれる側の

人については、これは国会議員としての法律上の身分等もあつて別に問題はない、むしろそれを規制すること自体がおかしいというふうなことで、私たちがそれについて反論は申し上げませんが、その有権者の意思というところがなかなかいふにされてしまふ点についてはどういふことでございまして、どうかということについては、余り理解の得られるような御答弁がありませんでした。憲法十四条の条文を見ても、国民は法のもとに平等であるし、人種、信条その他の問題によつて政治的、経済的または社会的關係によつて差別されないというふうにあるわけですから、そういうことを考へてみると、有権者の意思というのは、投票した人の意思というのとはきつめて尊重されなければならない基本的な人権ですね。それを、他の政令へ移つてしまつたということになれば、これは政令選挙の体をなしていないんじゃないかという、どうしても私たちにそういうふうには理解できないんですけれども、これは制度上やむを得ないで少々の有権者の意思が曲げられてもこれ以上方法はないのです、有権者の意思というものが制限されてもやむを得ません、こういうふうな意味合いなのかどうか、ちよつとそこら辺のところをひとつ……。

○松浦参議院議員 お答えを申し上げます。有権者の意思を正確に継続的に反映することが望ましいことは当然でございますが、たとえばある政令で二十名の当選者の枠を得た、ところが当選者二十名の中の一人が離党した、別の党へ所属なさつた、その場合に国会議員という身分の重要性、これはいろいろな考へ方があるかと思ひますけれども、国民の信託を受けて当然に選挙のときは正しい過程を経て選ばれた者でございまして、そういう者の身分を失はせることはできない、こゝろ私はお答えを申し上げました。先生もその点については争われないと言つておられるわけでございます。そういういたしますと、他党に行きま

います。いかようにも選挙法上それを修正する道がないわけではございません。したがって、他党へ行ってもやむを得ない。若干有権者の意思とは外れてくるけれども、それは仕方がない、こういう考え方でございます。

そこで、最後につけ加えておいていただきたいのですが、その他党に移った方がお亡くなりになったという場合には、その他党の名簿に載っておりまして当選しなかった方が繰り上がるのではなく、もとの方から上がります。これでは有権者の意思というものは補正される、そういう考え方でとっておりますので、極力、技術的に可能な限り有権者の意思を尊重しようとしていこうということについては、ぜひ御理解を賜るようお願いをいたしたいと思います。

○石田(幸)委員 私どもは、それがなかなか納得できない問題でございまして、現にそれがいまの政界ではあるわけではございまして、そういう意味では、そう簡単にはいかない。そういう意味では、この法律と有権者の投票の権利というものが、私どもは阻害されるという表現をとっているわけですが、多少の矛盾はあるんだということではございまして、少なくとも。

○松浦参議院議員 おしかりを受けるかもしれないが、私は矛盾だとは考えておらないのでございまして。矛盾ではなくて、これは制度的にそういう帰結にならざるを得ないということではございまして。

○石田(幸)委員 それじゃ、同じような問題点があるところがありますね。これもすでに当委員会では話題の出たところではございすけれども、いわゆる九十五条ですか、ドント方式、規定をされておるわけですね。これによって考えてみた場合に、たとえば現在の無所属の諸君が新党を結成して、地方区五名、全国区五名の候補を並べたというわけです。そうして選挙の結果、予想外に当選数が出て、八名分あったと仮定します。そうすると、この前の御説明でございまして、その三名分については他党へ回ってしまふわけですね。要

網ではいわゆるドント方式というふうに言われているのですが、その条文については、どうしてこの九十五条の中にそういうことを想定した条文をおつくりにならなかったのか、これはどういう意味でしょうかね。

○松浦参議院議員 九十五条の二に、ドント方式という言葉を使わずに——新旧対照表でごらんになっておられますね。九十五条の二の四行目のところの「の数に相当する数までの各整数で順次除して得たすべての商のうち」という書き方をしておりますので、これで名簿登載者の数まで割って、それぞれ答えを出しまして、その大きい方からとってまいりますという結果、仮に五名しか名簿を出さずに、枠は八名分あったとしても、その政党は五つになつてしまつて、その残りの三つは整数、商の多い方から他党へ回っていく、こういう結果になる、これは条文にはつきり書いてございまして。

○石田(幸)委員 これは私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、いわゆる九十五条の二の一項においては、ドント方式と言われているものですね。この二項はドント方式じゃないんですね。ドント方式とは違ふのじゃないですか。ドント方式というのはそういう趣旨じゃないのじゃないですか。

○松浦参議院議員 これがドント方式でございまして。ただ、その八名の枠を得られた政党が五名しか名簿に載せていない、そのため三名だけは論理的に欠員になるんじゃないかというこの問題をどう処理するかということ、これは立法政策の問題であらうと思つてございまして。欠員のまま置いておきますというふうに書いて悪いということはないと私は思います。しかし、それはせっかく定員を定めてある選挙であるから、名簿の候補者より当選者が多くなるといふようなことのないように、それぞれの政党においてお力をお考えいたしたい名簿に御登載をいただけるだろう、こういう考え方で欠員を出さないという考え方がよからうというところでこの方法を採用した、こういうこと

でございまして。

○石田(幸)委員 私は、それはどうもドント方式ではないのじゃないかというふうに思ふんですけれどもね。では、ドント方式というのは、一体明確なそういうような規定というのではないというふうに、これはいままでの話を承っておりますと、いわゆる一で除し、二で除しというふうなことで来る、それを各政党に割り当てるわけですから、これがドント方式というふうに思つておりましたけれども、確かに計算の方法はそうなるけれども、余った票はほかの政党へ行っちゃうわけだから、ほかの政党へ行くとことになりまして、それが本当の意味のドント方式と言えるのでしょうか。これは私、よくわからないから聞いておるのです。

○松浦参議院議員 繰り返して申し上げるようになりますが、まさにこれがドント方式でございまして。ドント方式というのは、これは算定的方式でございまして。その算定的方式を文書で書けばこうなるということではございまして。ただ、その過程において、先ほども申し上げましたように、いまのように名簿登載者と当選枠とが食い違つて逆転をしてきた場合に、それを欠員にするかしないかということについてはいろいろ御議論のあるところだと思ひます。私どもは、欠員は出してはいかぬ、やはり全部定数五十名まで埋めるべきじゃないか、こういうことで、その場合にはドント方式で計算をする。その結果、先生がおっしゃるように、その政党の三名が別の政党に行つたような形に見えてくる。(石田(幸)委員「見えるじゃない。行っちゃうんですよ」と呼ぶ)行つてしまふ、こういうことになるわけではございまして。

○石田(幸)委員 そこになると、先ほどの有権者の意思というものは一体どこへ行っちゃうんですか。(戦術上の誤りだよと呼ぶ者あり)いま外野から声がありまして、戦術上の誤りで、党が悪いんだ、党があはや、こういうことでございまして。

○松浦参議院議員 まあ粗っぽい言葉になつて恐

縮でございまして、いわば八人の枠が取れて名簿に五人しか載せていないということは、当該政党が三名棄権をした、そう言うところと粗っぽい言葉になるかもしれないが、感觸としてはそういう感觸になるわけではございまして。棄権をしたのだから、その他の政党にドント方式で三人が割り振られる、こういうことに理解をいただくのが一番早道かと思ひます。

○石田(幸)委員 大変きれいな言葉で表現をされましたので、これはやはり外野席に声があつた、その政党があはである、選挙戦術を間違つたというふうな意味合いであらうと思つてございまして、しかしいづれにしても、憲法との絡み、そこら辺のところを、実際に他の政党へ行つてしまふわけですから、そこら辺との絡みは、どういふような御見解をお持ちなんですか。

○松浦参議院議員 国民は政党を選ぶわけではございまして、その政党は五人しか議員は要らない、こう言つておられるという考え方もとれるのではないかと思つてございまして。そういう意味では、おれたちももつとたくさん取るのだということとで名簿登載者をたくさん挙げている政党に、ドント方式で、商の大きいものから割り振っていくということは一つの考え方だろうと私は思つております。

○石田(幸)委員 しかし私は、もう少し選ばれる側の権利というものが担保される法律であつてしかるべきだと思ひますね。先ほど来法律をつくる技術上の問題についていろいろ触れているのですけれども、そういうようなことが選ばれる側の都合によつて書かれていまして。それで、どうしても法律をつくる技術上どうしようもないのだといううなきわめて乱暴な、有権者の意思をひん曲げてもやむを得ない、そういう可能性もある、そういうようなことがそのまま残つておることについては私たちがなかなか納得しがたい、こういうふうに思ふのであります。

それから、もう時間もありませんが、供託金の問題についてひとつ何うでございすけれども

も、供託金の意味ですね。この間お話を承ると、泡沫候補の乱立防止というようにあるとあるというところ、これもわからぬではないけれども、もう一つは、やはり経済的な差別を受けないという憲法上のいわゆる法の下の平等という問題を考えてときに、この点はかなり考慮を払わなければならぬ問題ではないのか、こういうふうに思うのです。この点はどうか、こういふふうになりますか。

○松浦参議院議員 供託金制度というのは、泡沫立候補の制限、それに加えて部分的には大きな公営費用の一部を分担していただく、こういう考えからできておるようでございます。

○石田(幸)委員 それでは、後段の方を先にいきたいと思います。

公営選挙の費用は前回どのぐらいいかりましたか。供託金没収の額はどのぐらいいかりましたか。

○大林政府委員 前回の参議院選挙におきまして公営選挙の費用でございまして、総選挙におきまして約七十六億、参議院選挙におきまして全国区が約二十億、それから地方区が約四十億、こういう数字になっております。

それから、供託金の没収でございますが、全国区につきましては、供託金没収総額が三十二人ございまして合計六千四百万円、こういう数字になっております。

○石田(幸)委員 この実態からいいますと、全国区二十億に対して六千四百万ですから、公営選挙の費用を補てんするといつてもそんなに大きな意味合いはなからう、三割ということですからね。私が心配をいたしておりますのは、確かに過去において泡沫候補の乱立という状況があったのですけれども、しかし、そういうものもいゆる世論の力に淘汰されてだんだんと少なくなっていることは事実なんです。これは一挙に二倍に上げられたのですけれども、そうすると、参議院の全国区、これはもう政党が金を出すわけでございまして、これらもう言ってしまうとそれまででございけれども、そういうわけで、仮にどうしても参議院に

出たいということになると十人そろえなければならぬ、四千万という金を用意しなければならぬというふうなことになるですね。これしかしちょっと方法がないのです。個人がどうしても立候補したいというならば、いわゆる同じ意思を持つ人たちを十人糾合して、そしてその中の一人を当選せしめるような運動をするしか方法がない。そうすると、非常に多額な金を用意しなければならぬというふうなことになる、これで特定の金持ちしか出る方法がなくなってしまう、そういう状況が生まれてくるのですけれども、特にこれは供託金を倍額にされたというふうなことも絡んでいたわけでありまして、この法律で五年ごとに見直しなんというふうになってきますと、二百万が今回の例によれば四百万になり、さらに五年後は八百万になる。そんなふうにもいかないでしょうけれども、いわゆる小グループの人たちがだんだん出づるのによつて、供託金という制度、この金額を上げるのによつて、そういうふうな状況が出てくるのですけれども、この憲法との関連の問題について、そこら辺はやはり調整する必要がある。一体どういふふうな考えでそこら辺を御検討になったのか、もう少し御説明をちょうだいいたしたい、こういうふうに思います。

○松浦参議院議員 別に供託金制度自体が憲法に絡んでくるとは私は考えておりません。また、供託金という制度は、これは預けるわけでございます、条件を満たせば当然返ってくる金でございます。取られてしまう金ではございませんので、その返もあわせて御理解をいただけたら幸でございます。

○石田(幸)委員 少数意見を持つ人々についてはきわめて御冷淡な態度でいらつしやるというふうな思わざるを得ないのですけれどもね。

最後に、この間話が出ましたね、選挙運動と政治活動の区別の問題、これについても一つお尋ねをしておきますが、いわゆる政治活動のときに、特に現実に参議院選挙に近い場合に、政党に一票入れてくれと言ふのは選挙違反である、政党

を支持してくれと言ふことについては選挙違反じゃないというふうな意味合いのことを言われておるのですけれども、現実にはそんなことが区別されているのかどうかというところ、それはいかにないので、ここら辺の規定はもうちょっと考え直して、もう政党選挙なんだからね。それは、街頭演説をやつたって、政談演説会をやつたって、あるいはその前のいろいろな時局講演会をやつたって、政党の幹部が出ていったら、今度はこういうふうになりますからぜひともわが党にひとつお願ひしますよというぐらゐのことは言いますわ。一票入れてくださいぐらゐのことは言いますよ。そのうだからといって、現実にはなかなか、そのことによつては選挙違反に問われるという状態じゃないでしょう。そこら辺のところはもう少し現実に即応した条項に改められた方がいいんじゃないか。そういう形式的な罰則条項を設けているというのは、かえつて選挙に対する国民の信頼を損なうことになりやしませんか。そこら辺は変えられたらどうかと思ひますが、いかがですか。

○松浦参議院議員 私は、先生から質問を受けまして、どうだと言われたのでそう言っているのをごさいます。これは余り深く突つ込めば突つ込むほどいろいろ問題が出てくるのでございまして、特に私どもどうしてもそういう意味の御主張に賛成できないのは、参議院議員選挙というものは、今度の政党選挙と選挙区選挙と一緒であるわけでございます。それを一気にそういう形にいたしますれば、必ず選挙区選挙の方に非常に問題が起こつてくる、そういうことを考えて言っているわけでございます。私は、先生も十分御承知の上で御尋ねになっておられるものと思ひます。

○石田(幸)委員 こういうふうな議論があったということは議事録に載るわけでございますから、警察の担当者の方々もそういうのをまたお読みになるだろうからもう変なことにはなるまいと思ひうけれども、いずれにしても、この改正案をおつくりになる場合にやはりいろいろなる場合を想定し

て、より選挙が公正に行われるように、しかも国民の間に信頼性が増すような方向で改正をしていただかなければならぬわけでございます。余りあいまいな規定をお残しになるというところは後で物議を醸すことになるだろうというので、御警告の意味でいろいろ申し上げておるわけでございます。皆さんの方のやはり現実を見れば、たとえば全国区で五人しか立てないで八人分得票できるなというところはまあまあなるうというふうなことで、現実的な問題を加味してこの法律をおつくりになっていくというところはわかるのですけれども、いろいろ不備な問題についてはもうちょっと明確にされなければならぬということを特に申し上げておきたいと思ひうわけでございます。

今回の質問はこれで一応終わります。(拍手)

○久野委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 冒頭にお尋ねをいたしました、あらかじめお手元に差し上げてありますように、私どもは今回のこの法案に対しては反対の立場をとっております。その理由も先日申し上げた次第でございますが、その理由も全く同じような意味のことがきょうの朝日新聞にも出ております。お手元にありますように、憲法学者有志二十一名から、まず第一点は、この法案が通つてしまつたら政党強化を促進してしまふではないか。そうすると第二院としての参議院の存在理由はなくなつてしまふというところ。第二点は、有権者の権利を制限することになりませんか。少数派の占め出しということは大変問題があります。第三点は、表現の自由と個人の立候補を完全に不可能にしてしまふ、これは大変問題がありはしないか。第四点は、各政党間の合意がいまま国民の意向も無視をして無理やり通すというところは問題がありはしないか。以上四つの問題が各政党に申し入れがありました。大臣のところにあつたかどうか存じませんが、本件についての担当の大臣として御見解をまず冒頭に承つておきたいと思ひます。

○世耕國務大臣 私はその申し入れは直接受けな

○松浦参議院議員 私どもも記号式投票というものにつぎましてその価値の高いことは十分存じております。大体、記号式の投票というのは、少数の候補者のある選挙においてとりまする場合に是非常に有効適切な方法であらうかと思いますが、今度の政党選挙で一体どれだけ政党が出てくるかわからないわけであります。しかも、非常に紛らわしい名前でも出てくるというようなことになると、かえっていろいろ混乱のおそれもございします。そういった点を配慮して、私どもは、記号式投票というものを否定しておるわけじゃございません、非常に価値のあるものだとは思っておりましますけれども、今回の選挙においては自書式をとった方がよりベターではなかるうか、こういう考え方であるということを申し上げておきたいと思ひます。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。いまお答えの中に非常に正直に出てきましたね。そういう記号式に賛成する意見もありましたと冒頭にお答えになりましたが、恐らく先生はその方じやなかったかと思うのであります。なぜならば、ここで二回もいまの答弁で繰り返しておっしゃいましたが、少数数のときに記号式を用いるということは非常にいいことでございます。こういうこ

とです。

　　しかしらばお尋ねいたします。先般、いままで行われてまいりました全国区におきましては、候補者数というものは前回が八十九名とおつしやいましたかね、大体小百人、百人近くの人が出ておいでになるわけでございます。したがって、自筆式ということとは当然必要であらうと思います。

　　だが、今回の選挙の場合に、いまある政党、六つですね。それが今度は十以上出ると思いますが、百も出ると思いますか、常識から考えてあり得ないことではないでしょうか。そういう常識から考

えてもあり得ない、いままでの個人の記名をいたしました全国区の数、約百名よりも十分の一にも減ってくる、いま答弁で言われたいわゆる小人数なのであります。その小人数を選ぶときには記号

式というのは非常に合理的である、非常によろしいということをおっしゃっており、私はその価値を認めております、こうおっしゃっておられるのですから、もう一遍ひとつ考えていただきたいと思ひます。

○松浦参議院議員 私が申ししておりますのは、市町村長選挙とか知事選挙とか数人で争われる選挙に一番向くと申し上げておるのでございまして、それでは逆にお伺いをいたしますけれども、一体今度の選挙で十以上にならないという保証を先生にいただけるのでございましょうか。私はそうは考えられないと思うのでございまして。そういう配慮もいたした上でということでございます。もしこの制度が確定をして、常に五党なり六党なりで争われるという段階が出てまいりますれば、またその機会には十分検討に値する制度だろう、こう思っております。(明快、明快と呼ぶ者あり)

○岡田(正)委員 私は名答弁とは思っておりぬのであります。いま私の方への質問がありました今回の選挙で立候補すべき政党というものが十を超えないで済むと思ひますかどうかというお尋ねであります。

大体、議会におきましては、質問者に対して、議員に対して質問をするということは一番の非礼であるということは、長い御経験から御存じであらうと思ひます。しかし、お互いに仲間同士ですからそういう非礼はとがめないことにいたしました。あえてお答えいたしますが、私は十以下でござまるであらうという確信を持っております。

それから、首長選挙のような少数人数を言ったのです、こうおっしゃいますけれども、私はそういうことを称して二枚舌と言う。数人とおっしゃるでありませんか。数人と十人とどれだけ違うのですか。私は百人と十人のことを言っておられるのであります。そういうのをこじつけ答弁と言うのではないでございましょうか。このことについては時間を食いますから、どうも私の方に分がよいようにあります、次に進ませていただきます。

次に、供託金の問題であります、今度の選挙はあくまでも個人選挙ではありませぬ、政党で選挙をやりますので、こう言っていますよ、委員長。であるのに、名簿に出てきた個人の数に掛ける四百万の供託金を取るというやり方はおかしいんじゃないのでございませぬか。個人が立候補するのじゃありませんか。政党が選挙を闘うのでありますから、一政党について、どうしても政党が信用できないということになるなら、その政党一つ分について幾らの供託金というものが本当じゃありませんか。政党というものは元来信用すべきものでありますから、本当からいって、今回のこの改正案でいくならば、政党に対する供託金、いわゆる名簿に対する供託金というものは取るべきではない、取らない選挙だつてあるのですから。取らない選挙だつて現実日本にあるわけですか。町村会議員の場合は供託金ありませんね、でございませぬ。前例がないわけではございませぬ。したがって、こんなごつと様子の変わった政党選挙ということをやるといへば、政党というものを、お互いの政党も信用し合つてもらわなければ、政党が信用ならない、政党の中でも泡沫政党があるかもしれぬというので供託金を掛けて没収する規定を置くなんというところは、ちょっと非礼じゃないでございましょうか。お答えください。

○松浦参議院議員 法律上は五十名まで名簿提出をできるように、定数いっぱいまでできるようになっております。ところが、供託金制度というのは、先生御承知のように、泡沫候補の制限とそれから公営費用の一部を分担していただく、こういう精神からきておる。ということによりまして、公営につきましても分担も政党に一部お願いしたいという気持ちもございまして、また、さらに、本質的には名簿登載者をむやみやたらにいっぱいにしていただきたくないという気持ちも入っております。泡沫名簿登載者と言つて問題だと思ひますけれども、そういう考え方も入つておるというふうに御理解をいただきたいのでございまして。

○岡田(正)委員 これにも余り時間をかけたくないと思ひますが、いまのお答えを聞いておつても、私はどうもこれは矛盾が多いと思ひます。は、各政党による選挙です、個人選挙ではありませぬ。したがって、各条項ずらつと政党、い

わゆる確団体による選挙しかできないように全部法案をしております。個人というところは出てこないのです。個人というものは全然出てこないのに、ただ名簿に五十人並べないといふ並べるか、ちよつとしか並べぬか、半分ほど並べるか、そんなことは各政党の自由じゃありませんか。本来選挙は自由であるべきでございましょう。それを五十名の枠いっぱい使つてもらうというのには好ましくありません。それと、そんな発案者の恣意によって決めるべき問題ではないと思ひます。私は、政治法をつくつてないのでからこれはいたし方のないことでありますけれども、残念であります。が、ともかく政党というものはこういうことにしようじゃないかという一つのルールをいまおつくりにならうとおるわけですから、そのルールにはまる政党であるならば、五十名の名簿いっぱい使おうと何しようとなんかとは自由じゃないか。それをとめる理由なんかつもない。だから私は、供託金をどうしてもゼロにするわけにはいかぬ、それは何ぼか取るようにしたいとおっしゃるなら、せめていわゆる名簿の個人一人一人について供託金ではなくして、政党の選挙でありますから、政党に対して供託金をかける、こういう方式にぜひ改めていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○松浦参議院議員 私どもは五十名出していいなというところのようにお受け取りいただくと非常に困る、五十名お出しただいて結構なんでございまして。しかし、既成政党のようにりっぱな政党だけがこの選挙に参加するかどうかは保証できないわけではございまして。そういうものが、一名しか当選の可能性がないのに二十五名載せてくる、こういうことになりまふと選挙はいろいろの混乱を

いたします。そういうことから、公営費用の分担という意味を含めてやはり一人当たりという計算をした方が適当ではなからうか、こういう気持ちで定めたわけではございまして。

○岡田(正)委員 それでは一つだけ意見を申し上げて、次に進ませていただきますが、私どもはどう考えても、この法律案をお用いになるのであれば、政党選挙に徹するんだということが大前提である限り、名簿の数掛ける何百万円というやり方というのは合理的ではない。発案者が常に好んで用いられる合理的という言葉からいつたら合理的でない。そして五十名いっぱい使う、あるいは二十五名使う。一人しか通らぬのにぎょうさん書いて何ということだ、そんなことはその政党が国民から指弾を受けるだけのことであつて、何もほかの政党に痛めつけようもないわけでは、五十名いっぱい書くことと書くまいと、それはその政党に任せられる、本来そうするべきじゃないでございましょうか。それが本当の自由じゃないでございましょうか。名簿の書き方まで金によってぐつと抑えつけようというやり方というのは、私は、金のかからない選挙をやるといつたてまえからいつてもおかしいと考へておるのであります。いま一度御考へいただきたいと思ひます。

次に、供託物の没収の規定であります、当選者の二倍までは取らない、それ以外は没収しますよ、こういうことに書いてありますが、この二倍という根拠は何なものでございましょうか。私は、小政党、特に少数派の人が候補を出して選挙を戦う場合のことを考へますと、少なくともこれは三倍ないし四倍ぐらいの比率に変えておいた方がよいのではないかと。二倍というのはそんなに根拠のあるものではないと思ひます。三倍か四倍にお変えになつて、少数派の人でも政党をつくつて立候補することができるようなその素地をつくることとが私ども既存の政党の役目ではないでございましょうか。新しい政党の芽生えを摘んでしまふような行為というのはできるだけ避けた方がよいと思ひますが、いかがですか。

と議論があつたようではありますが、このいわゆる罰則を設けるということにつきましてちょっとお伺いするのでありますが、請託を受けて、財産上の利益を收受、あるいは要求、あるいは約束をしたならば、三年以下の懲役または三十万円以下

の罰金。こういふことになっておるのであります。が、この「請託を受けて、財産上の利益」云々といふことを一体だれが、どうやって判定をするんでしょうか。

○松浦参議院議員　これはわからなければ出てこないわけでございます。わかるというのは、いろいろな方法でわかつてくるのだらうと思います。わかつてきますれば、請託を受けたか、権限の行使に関して絡んでおったかどうか、それから財産上の利益の授受があったかどうか、これは当然いまままでの犯罪行為と同じように、裁判所が最終的には認定する、こういうことだらうと思っております。

○岡田(正)委員　それでは、この「権限を有する者」という範圍はどこからどこまででしょうか。

○松浦参議院議員　機関というふうに法律では書いてございますけれども、その機関はそれぞれ党がお決めるのだらうと思ひまして、合議制とか独任制とか、そういうことを決めておりません。党ごとによつて機関をお決めたのだくと思ひま

す。したがって、独任制の場合には、その独任制の権限をお持ちの方が権限を持っておられる方ということになりましようし、合議制ということでは、委員会をつくるということであれば、その決定権、多数決になるかどうか、参政権を持っている方でございますね、この方が当然権限を有する者、党大会を機関というふうにお決めになる場合もあらうかと思ひます。そうすれば党大会の投票権の行使権を持った方が権限を有する者、こういうこと。各場合によつてそれぞれ認定されていくと……。

○岡田(正)委員　かなりわかりかけてきました

七

うような場合にはわかりますね。非常によくわかります。ところが、機関ということになりますと、どっちにしても、複数と言っても、少ない複数じゃありませんね。少なくとも十人かあるいは大きいところになると、何百人というような形になってまいります。その場合に、その中のたとえばたった一人、余り大きく言つてはいけませんから、百人なら百人の機関の中のたった一人の人間にたとえばお願いをして、その人が請託を受けて財産上の利益を約束した、あるいは受けたというようなことがあった場合、その一人がその罪になるのですか、その機関が罪になるのですか。

○松浦参議院議員　この選定罪は機関を罰するものではないです。それぞれ個人でございませう。権限を有する個人でございませう。

○岡田(正)委員　それでは、これは警察の方からお答えいただいた方がいいのかもわかりませんが、こういう問題が起きてまいりますと、発議者の方では、そういうことはおのずからわかつてきますよと、どうやってそれが判定するのか、こういう質問に對しまして、そういうことはおのずからわかつてくる、そういうお答えであります。たとえば百人おる機関があったとしますね。そういう中で、たとえばAさんならAさんという人におい、おれをぜひ名簿の中に入れてくれ、會議のときに主張してくれ、頼むと言つて頼んだだけなら、財産上の利益はありませんから、これは問題はない。だが、そのかわり、あなたに百万円上げるとかいうようなことをやった場合には、これは明らかにいまのこの罪に該当すると思うのであります。ところが、こういうことが出てくるといふ場合は、本人がいわゆる約束をして、果たされなかった人が腹いせ紛れに当局に告発するといふこと以外には出てこないのじゃないですか。発覚しないのじゃないでしょうか。いかがですか、私は警察をやつておらぬからよくわかりませんが。

○森広説明員 お答えします。
確かに現行法でも賄賂罪というのはございます

が、そういうものが発覚する場合には、当事者と申しますか、関係者と申しますかこういう者からのそういう告発からわかる場合も多うございますけれども、それ以外のことからわかることもございまして、まだ立法化されていない法律案でございますので、なかなか的確に申し上げることは困難でございますが、いろいろな事柄からわかつてくる場合もほかにもあるだろうというふうには存じます。

○岡田(正)委員　そこで私は非常に心配をするのでありますが、先ほどのIBMのFBIではありませぬけれども、日本では許されておりませんが、おとりやわな、しかし、日本では許されておらぬと言っても、法律では許されておらぬのではないのですね、法律に書いてないだけなんです、ただ、日本の民族性としておとりやわなというものを大変嫌うということだけであります、それが不文律になっちゃって、日本では麻薬捜査以外はおとりやわなはかけてはいかぬということに解せられておるのでございますが、一つの政党をたとえば徹底的につぶそうという意図を持っておつたとするならば、ある反乱軍が出たときしましたならば、そういう人たちがおとりやわなを仕掛けてその機関をぶつぶつぶすということだって可能ですね。それでいまの本人からの告発がなければ動かぬというのなら、これははっきりわかるのです、それ以外でも、たとえば赤ちやうちんで一杯飲みよるやつを聞いた、そういう状況を聞いて、だんだん探りを入れていつてみたら、どうやら臭いのが出てきたということになると――ほとんどいのが出てきたというのを捜査官が考えた場合には、捜査というのはいろいろなことをやりますから、いまのように、本当にもしこの法律が制定されて以後犯罪が行われたという確信

が持たれた場合には、御指摘のようにいろいろな捜査をやることになると思います。しかし、お話しのように、だれかが仕掛けたそのわなで、いきなり警察が政党の方々を全部取り調べるというようなことはあり得ませんで、やはり警察の捜査というものは犯罪の実態に即して常識的に進めるものでございますので、そういうたむやみやたらな捜査ということは行われないし、またやるつもりもないというふうに申し上げておきます。

○岡田(正)委員 これ以上はなかなかむずかしいでしょうから、御質問いたしませんで、発議者の方にそれではお答え願いたいと思いますが、たとえば、先ほどもちょっと出ておったようであります、私を名簿登載者のたとえば二十四番までしか通る可能性がないとしたならば、少なくとも二十番以内のところへ入れてください、そうすれば私は党へ一億円の献金をいたします、あるいは派閥の一番えらい人に献金をいたします、このようなことを言って党への寄附、党への献金あるいは派閥への寄附、派閥への献金ということを約束しましたら、これはどういうふうに理解をするのですか。

○松浦参議院議員 党の幹部は構成員ではないという前提だと思います。政党献金でございますればこの条文には即ひつかかるということにはならないと思います。

○岡田(正)委員 そこですよね。たとえば、名前を出して恐縮であります、鈴木総理や二階堂幹事長さんがその候補者を選考する機関の中には入っていないとします。ところが、その機関構成員の中には、たとえば何々派のいわゆる実力者とか、何々派の実力者という方は大方常識的には入るでございましょう、そういう機関構成員の一番トップでなくても実力者の方に、私を入れてくれたならば党へ献金をいたします、あるいは派閥へ献金をいたしますという約束は常識的にありそうな話じゃありませんか。その場合はどうなるのです。

〔委員長退席、塩崎委員長代理着席〕

○松浦参議院議員 権限を有する者との関係でございます。党の献金の問題はこの問題とは関係ございません。

○岡田(正)委員 それではもう一度言いますが、ここに書いてありますことは、頼まれた本人、AさんならAさん、頼まれた本人が自分のふところへ突つ込むだけと言うのですか。はっきりと答えてください。

○松浦参議院議員 買収の観念と同じように、ただいま先生御指摘いただいたとおり、権限のある者が請託を受けて入れるもの、このようなものでございます。

○岡田(正)委員 そこで、いま新聞紙上にもちよこちよことこのごろ書かれておりますが、たとえば、ある団体が、おれのところの団体から名簿の上位の中へ入れてくれるのなら党へ幾ら幾らの献金をしめます、幾ら幾らの寄附をしめます、こういうことがもうぼつぼつ新聞には出ていますね。こういう場合は、個人ではありませんから、個人のポケットへ入れるのでないのだから、それは全然関係ありません、しかし、結果的には名簿作成に対して大きなファクターとなっておったということ

えてください。

○松浦参議院議員　買収の観念と同じように、ただいま先生御指摘いただいたとおり、権限のある者が請託を受けて入れるもの、このようなものでございます。

○岡田(正)委員　そこで、いま新聞紙上にもちよこちよことこのごろ書かれておりますが、たとえば、ある団体が、おれのところの団体から名簿の上位の中へ入れてくれるのなら党へ幾ら幾らの献金をします、幾ら幾らの寄附をします、こういうことがもうぼつぼつ新聞には出ていますね。こういう場合は、個人ではありませんから、個人のポケットへ入れるのでないのだから、それは全然関係ありません、しかし、結果的には名簿作成に対して大きなファクターとなっておったということがあっても、それは関係ない、こういうことですね。

○松浦参議院議員 繰り返して申し上げておりますように、権限ある個人、これに金を渡すこととさせていただきます。関係ございません。

○岡田(正委員) これはあるいは警察の方からお答えいただく方がいいかもわかりませんが、たとえばこういう場合はどうなりますか。いまだんだんしばられてまいりまして、権限のある個人が私した場合にのみ初めてこれが効力を発生するのだ、こういうお答えであります。これで事態は明瞭になりました。さて、そこで、その個人がわざわざ、そうか、百万円くれるのかと言って百万円をポケットに入れるようなそんな単純な人はおらぬと思いますね。このごろはずいぶん知能犯が出ておるのであります。先般、銀座ですか、どこですか、ごみ箱の上に、このごろは忘れ物でもあ

〔委員長退席、塩崎委員長代理着席〕

枚にすんと落とすんですから、乱暴だと私は思っています。だから今度の新しい制度に国民がなじむように公営掲示板というものを、金がかかってもそうやって各党のポスターをつくって、それはどこの政党が一番いいのをつくるか知りません。それは自民党が金を持っていますから一番いいのをつくると思います。だがそのポスターをみんなが見てわかるようにしていただく。そうすれば少数派の政党であっても同じような条件で選挙が戦えるというものであります。そしてその公営掲示場だけの三十数万枚ではいかにぬのでありまして、やはり政談演説会その他の案内等を行いますのにもポスターは必要でありますから、だからポスター全体の数としては従来出しておったように名簿候補一人当たり十万枚ということで、掛ける候補者ということにすれば百万枚程度のポスターは自由山になり、そのうちの三五%を公営掲示場に張るというようなやり方ぐらいは今度の新しい制度とする限り、大政党には何の不安もないであります。ところが、少数派を締め出さないという大政党の態度がいろいろもやっつけてしかるべしではないかと思えますがいかがでしょうか。

○松浦参議院議員　政党は日常を通じて自分の政策を宣伝し、先生の場合でしたら先生の所属しておられる政党の名前を広め、私なら自由民主党の名前を広めるといふ形の活動をしておるわけでございます。そういう前提で、むやみやたらにポスターを張らないでも国民の皆様には選択の道がおのずから開かれてくるであらうという判断から十萬枚のポスターというものは今回の制度では削ったということでございます。しかしこれにつきましては、私どもが考えておる案がベストであるとは思っておりません。社会党で御提案いただいております案には、縮小をしなげらも一部が残っておりますわけでございます。その辺の問題については慎重に御検討をいただけたら幸せだ、こう思っております。

○岡田(正)委員　私はあえて意見を申し上げておきますが、供託金のところになったら俄然個人単

位で四百万掛けるのだとおっしゃる、それでこういうポスターのところきたら俄然政党本位でございましておっしゃる。どうも言うことが合理的とは思えないですね。それで、本来個人でやるんなら百万枚も張れたものを一辺に七万枚にばつと落としてしまふ。そんなやり方をやつて——

既成政党はよろしいですよ。既成政党は十分名前が徹底しているからいいです。けれども新しい政党ができるんというところはもうおおよそ望みはない。既成政党だけのエゴであると言われても仕方がない、私はそのくらいに思っておるのではありません。十分御検討いただきたいと思ひます。

次に、確認団体に許されまゝとこの政連カードでございますが、この政連カードがいまこの法案にありますように十人で六台、それぞれ何台ふやす、こういうあれがあるのでありますけれども、選挙を公平にやる、公平に同じ条件でやらしてあげようというのなら、街頭演説を個人個人の街宣カードを持っていくんじゃないんですから、ということになれば、宣伝をする唯一の武器というものは何かといったら、七万枚のポスターと、そして確認団体の車しかないのですよ。ということになれば、選挙事務所を各都道府県に一方所ずつ持つてよろしい、それでそれは毎日一カ所以内なら移動してもよろしい、そこまでの機度をお持ちになつておるのですから、確認団体の政連カードも各県ごとに一台置いてよろしいというふうにするべきだと思ひます。それでこそ同じスタートラインに着いたことになるんじゃないでしょうか。大きい政党が大きな力を持って選挙をやつて、小さい政党はあくまでも縮こまつて選挙をやらなければならぬ、これは公平な条件とは私は言ひにくいと思ひます。そのくらい機度は大自民党は持つてよいんじゃないですか。各県一台の政連カード配置についていかがですか。

確認団体の問題は選挙区選挙と絡んでおる問題でございます。今回は手をつけたいというのが原則でございますので、そのようにさせていただきます。

○岡田(正)委員 私が申し上げたいのは、自民党さんのように衆議院にもたくさん議員を持ち、参議院にもたくさん議員を持つておる政党もあれば、地方区に候補者を立ててもできないような新しい政党もあるではないでしょうか。たとえばいままで全国区の参議院議員の中に無所属で出ておつたような人たちが新しく政党をこしらえて戦つたという場合、どうなさいます。地方区に立てただけの余力はありません。地方区に立てただけの余力は十人以上の候補者を有する名簿提出というところにならなければありませんか。ということになつたら一体どこで戦うのです。地方区を持たなかつたら街宣カードは一台もないのです。選挙の運動カードは一台もないのです。あるのは確認団体の宣伝カードだけでしょう。これは余りにも片手落ちじゃないでしょうか。私は、大きな政党なら政連カード、少なくともドント方式を使つておつたものでしょう、ほんと来いぐらゐの気分をもっと示したらどうですか。私はそのことを要求しておきたいと思ひます。

時間がありませんので次に進ませていただきますが、選挙中におきまして政治活動として政党に入つてくださるという入党の勧誘あるいは政策の普及宣伝というものを戸別訪問の形で持つてよろしうございませうか。

○松浦参議院議員 入党の勧誘、政策の普及宣伝、それは別に選挙運動ではございませんから戸別訪問は禁止されていいない。

○岡田(正)委員 警察庁の御見解をお願いいたします。

○森広説明員 選挙運動のために行われると認められない限りは自由でございます。

○岡田(正)委員 それではいま一つ突っ込んで申し上げますが、たとえ選挙中でありましても、たとえば民社党にお願いしなさいということを行な

いで、民社党でございましてと行ってその家を訪ね、そして民社党は増税には反対をしておる政党ですからよく認識をしてくださいと言つて、それで民社党に認識したら入党していただいけませんか、入党がだめならせめて党友になつていただいけませんか、こういうようなことを話をするのは警察庁の方はよろしうございませうか。

○森広説明員 選挙運動のために政党名を言い歩く行為というのは、御承知のように戸別訪問とみなされる行為でございますが、先生の御質問のようには、政策の普及、宣伝あるいは党員の獲得という意図に出たものであれば、これは違法ではないと思ひます。しかしそれを装つて実際は選挙運動、票を獲得するためにやつておるということがその言葉だけでなくて全体的な状況から認定できる場合には、いまおっしゃるやうに違反になる場合がある、こういうことで考えております。

○岡田(正)委員 わかりました。

それでは次でございますが、入党の勧誘、入つてくださる、それから民社党はこういう政策を持つております、ぜひひとつ民社党に入つてもらいたい、こういうふうな言ひ分には投票していただきたいとか民社党をお願いいたしますとかいふことを言わないう限り、これは選挙中ですから、そういう場合は本当、真実そうであれば一つ構わない、こういうことでありますから、そのとおり真に受けておきます。

そこで、次の問題ですが、各政党の機関紙がありますね。機関紙誌、理論誌、そういうものがあるところへ通常の頒布、それからまた、新しく読んでもください、新しくとってくださいという形で戸別訪問をすることも当然政治活動としてこれは許されておることであらうと思ひますが、警察庁はいかがでしようか、法制局はいいと言ふんです。

○森広説明員 確認団体の届け出機関紙を通常の方法で頒布することは全く問題ございません。それから拡張の運動をしていくこと、これは自動車

等を使用した場合には一部制限がございますけれども、拡声機で自動車で宣伝して歩くような行為は政治活動の一つとみなされますので、その政治活動の規制に従つていただかなければなりません。個人が歩いて個別に新聞の拡張をするということにつきましては制限はございません。

○岡田(正)委員 警察庁も非常に明確な答弁をしていただきました。ありがとうございます。

続いて、時間のある限り質問をさせていただきますが、たとえば○党○支部とある看板というのは常時出してありますね。県連とかあるいはどこ支部というのを出してありますね。これは選挙中にいわゆる立札、看板等は規制をいたしますよという条項がありますが、その中には含まれない、これは法制局も、制限されません、当然それはそれでいいのです、こう言つておりますが、全くそのように考えていらつしやいますか。

○森広説明員 政党の本部の事務所あるいは支部の事務所を表示する看板につきましては、規制の対象になつておりません。

○岡田(正)委員 それでは続いて、それに似通つた問題であります。すでに張つてあるステッカー、こういう小さいのがありますね。たとえば民社党とかなんとか書いてありますね。ああいうステッカーとかシンボルマーク、民社党のマークがありますね、それからたとえば明ら世の中をつくりましようとかいうようなふだん行われておる政策普及、宣伝のポスターがありますね、そういうものは関係はありますかと言つて法制局に聞きましたら、政党名だけでは選挙運動と考へていません、自由でございまして、しかし、選挙の直前あるいは選挙中にそれをやつたらそれはやはり駆け込みポスターとみなされるおそれがあります、こういう御答弁であります、選挙中に張つて回れば、これは駆け込みというところがだれでも常識でわかります。だが、選挙より前に張つてあつたのならそれは違反でも何でもないということになりますか。

○森広説明員 大変恐縮ですが、ただいまの御質問

問の中で、ステッカー、ポスターということでございますが、それは事務所を表示したステッカー、ポスターという御趣旨でしょうか。それとも一般的なもの（岡田（正）委員「政党名」と呼ぶ）政党名で事務所を張ってないわけではございませんか。そういうものでございまして選挙運動用ポスターとは必ずしも言えないと思いますが、政治活動用のポスターでございまして、これは二百一条の六の制限を受ける、つまり事務所表示用のものについては制限ございせんが、ステッカー等もポスターの一つとみなされますので、ポスターの二百一条の六に定める制限の範囲内でしょうか。期間中には張れない、こういうことでございまして。

なお、期間前に張ったものについて期間中になかった場合にどうするかという点につきましては、これは選挙管理委員会の方の御認定で撤去の問題があるかと思っておりますので、そちらの方で答えになるかと思っておりますが……。

○大林政府委員 それは個人の選挙運動においてもよくありますことでありまして、国会報告演説会のポスターその他いろいろな平生の政治活動のポスター、これを直前に大量に張りまして、当然に選挙期間にすぐ滑り込んでまいります。こういうことは大変困りますので、その都度選挙管理委員会の方で御注意を申し上げておる、政党の滑り込みポスターにつきましても、同じような取り扱いをいたしております。ただ、事柄が事柄でございまして、いきなり撤去命令をかけるというわけにもなかなかまいらぬケースが多いと思っております。あらかじめ御注意を申し上げておるという行政施策をとっております。

○岡田（正）委員 時間が参りまして恐縮です。これでやめますけれども、ちょっと答弁が足りませんので、自治省の方の答えをいたしておきたいと思っておりますが、直前に張ったものはいけませんよ、直前というのをどこまで言うのかというのがわからぬのです。だからその直前というのの捜査取り締まり本部ができた時点から後のことを言う

のか、それより前はいいのか、年がら年じゅうだめなのか、そこをちょっと言ってください。

○大林政府委員 そこら辺は、神様ではございせんからいつからいかにぬというふうにはなかなか申し上げるわけにまいりませんが、たとえば事前運動にいたしまして、いつから事前運動になるんだというふうな話にもなります。結局そういうものは張られる時期、量、場所、そういうものを全部ひっくるめてこれだけの要素を総合すればこれは滑り込みそのものをねらったポスターではないかというふうな総合的な判断ということに相なるかと思っております。

○岡田（正）委員 時間を超過いたしました恐縮でありました。まだ質問が残っておりますが、また後日に譲らしていただきまして質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○久野委員 安藤議員。きょうは憲法の問題について質疑を申し上げたいと思っております。

この問題につきましては、参議院でいろいろ議論をされてきておりますので、できるだけ重複をしないように質疑を申し上げたいと思うわけですが、参議院で参考人の先生方がいろいろ意見をお述べになった中で、選挙制度というのは議会制民主主義の根幹にかかわるものだ、だからこの改正というのはやはり憲法を改正するのに匹敵するものなもので、こういうような御意見があったのですが、そういうような重大問題だという認識を参議院の先生方は持っておられるのかどうか、まず最初にお伺いします。

○金丸参議院議員 選挙権自体が国民の基本的な参政権でございまして、わが国が国会を国権の最高機関と憲法に規定されておりますこと、そのような点から考えまして、選挙法の改正というのは憲法に準ずる非常に大切な法律の改正である、このように認識をいたしております。

○安藤委員 そして、これもいろいろ議論になって、当委員会におきましても議論されたところで

すが、そして参議院の先生方もいろいろお答えになっておられるのですが、憲法第十五条の最高裁判例が全会一致で大法廷で認めておりますような基本的権利だというその参政権の中に選挙権、被選挙権が含まれている。ところが、無所属、無党派の全国区における立候補、これを制限するということによって被選挙権の制限になる。となると、そういう人たちに一票入れようかなというふうなことを考えている有権者の人たちの選挙権も奪うことになる。あるいは、政党要件というのが改正案にあるわけですが、その改正案の政党要件に合致しない政党、これは後からもいろいろ議論をいたしたいと思っておりますが、これは三要件を満たさないから全国区の選挙に關しては政党と認めないということになってまいりますと、まさにこれは結社の自由の問題にもかかわるというふうなことで、憲法二十一条の問題にもなってくる。やはりこれは基本的人権の規定にも大きなかわり合いを持つてくる重大な改正になると思うのです。だからその辺のところは十分御認識の上だと思っておりますが、まずその点確かめておきたいと思

います。

○金丸参議院議員 そのような認識は私も十分に持つておりました。また、参議院の本会議、委員会を通じて非常に論議されたところでございまして、十五條の第一項と憲法の四十四條との関係、二十一条の結社の自由との関係につきましまして、先般もお答え申し上げましたように、合理的な選挙制度をつくるということであれば、私どもはこれらの基本的な権利に關します制約も合理的な制約として憲法上認められるものである。また、私もこれは現在の憲法学者等の間におきましても通説と認めてよろしい、こういうふうな考えをしております。

○安藤委員 いまの御答弁の後半の部分につきましては、これからいろいろお尋ねをしていきたいと思うのですが、その前半の部分につきましては、私が申し上げました趣旨、大体同意見の御答弁をいただいたと思うのですが、そういうことに

なると、やはりこれは国民の基本的な権利に大きなかわり合いのある問題ですので、やはりこの改正案を提案をなさるについて、各党間でいろいろ議論をして詰めるということはもちろん必要ですが、やはり広く国民に、いまおっしゃったような、こういう合理性があるのだというふうな点も含めて、国民の意見を広く聞くべきではなかったかというふうな思ふのですが、そういうような措置をおとりにしたことはないと私も思っておりますが、なぜそういう措置をおとりにしなかったのだからかと、これをまずお尋ねしたいと思

います。

○金丸参議院議員 今回の改正に至る経緯につきましては、先般も御説明を申し上げましたように、私も第六次、第七次の政府の選挙制度審議会におきましても全国区の改正の問題が論議され、その中では、結論ではございせんけれども、比例代表制の方に移行していったらどうかという意見があつて、また私どもの自民党の中におきましては、申し上げましたように、非拘束式という考え方もございまして、拘束式という考え方に変わり、地方区につきましては、緊急を要すると思つており、中西案として国会に提案された経緯もございまして、今回は実は五十五年の参議院の選挙に間に合うようにしたかどうかというところで鋭意検討いたしておりましたけれども、それには間に合いませんので、遅くとも五十八年の通常選挙から適用することにしたかどうかというところで鋭意検討を重ねて、昨年の五月、御承知のように、国会に提案をいたしましたような次第でございまして。

各党のおよその御意見は、私もほぼ推察をいたしております。

国民に対する周知徹底という点につきましては、私も国会における十分な御審議を通じて明らかになされていってもそれでよろしいのではなからうか、私も党の機関紙を通じてできるだけ国民への周知には努力をいたしたわけではございまして、そのような経緯でござい

○金丸参議院議員　憲法二十一条の結社の自由は、いわば政治的な自由でございますが、私どもは、基本的に現在の全国区制の持つております弊害を除去して、そして新たに国民の政治的な意思を、とるだけ正確に国政に反映する制度として政党連立の拘束名簿式比例代表制を採用する、これが、憲法に容認される合理的な理由のある制度だ、かように考えますので、その結果として結社の自由の制約がございまして、私どもは合理的な理由による制約として憲法の容認するところである、

かように考える次第でございます。

○安藤委員 参議院の全国区の選挙については、政党三要件に合致しなければ当事者適格を認めないということですから、これは合理性の範囲を逸脱している。合理性というもので憲法の許容する範囲だという理論が仮に通るとしても、その合理性の範囲をもう逸脱しているとしたか私は思えないのです。当事者適格をとにかく認めないのですから、あなたのところは政党でないというのですから、だからどうしてもこれは問題だと思えます。

その議論をやっておりますと、参議院でいろいろなされましたように、同じようなやりとりが続きますから私は次へ進みますけれども、憲法四十四条の關係で、参議院でのやりとりを議事録で拝見しましたけれども、これは当然のことだと思ふのですが、発議者の先生方はいまの憲法二十一条は結社をしない自由も保障しているということはお認めになっておられるわけですね。そして、それが信条であるということでもお認めになっていると思ひます。うなずいておられるから同じ質問は繰り返さないことにいたしますが、そういうことになりまして、無所属だ、私は無党派だというふうな主張しておられる人たちが政党三要件をもつてこれを認めないというのは、憲法四十四条のただし書き、これに違反をする考え方はないかというふうに思ふのですが、この点どうですか。

○金丸参議院議員 無所属で立候補したいとか無所属として自分は政治的な行動を貫きたいとかいうことが信条に該当するかどうかということについては憲法学者の間でも意見が分かれております。有力な学者では信条という英語のクリードという字句から解釈して、そのような考えは一つの政治的な意見で、あるいは個人的な信念であつても憲法に言う信条には該当しない、こういう学者と、今日では相当な方がそういうものも信条と申していいのではないかと一方とございます。両説ございしますが、無所属で政治的な行動を貫きたいということが信条に該当すると思ひました。

も、合理的な選挙制度をつくる結果それが制約をされることになったといたしまして、それはやむを得ない制約である。合理的な選挙制度が憲法で容認されるのであれば、そのような制約は憲法の容認する合理的な制約と言つてよろしい。したがつて、違憲ではない。私もはいはいのな学者等の説を見てみましても、そのように判断して間違ひがなからうと思ひます。

私どもの意見に対してはまあ反対の方もございしますが、私どもが今日までいろいろ参議院でも御議論をいただき、いろいろな方の御意見を聞いてまいりまして、憲法論としては私どもはそれで間違ひない、かように考えております。

○安藤委員 結局、参議院の議論それから当委員会における議論、発議者の先生方の御答弁を拝聴しておりますと、憲法にそういう規定がある、しかしそれを法律でいろいろ規制をするについても合理的な範囲ということになれば憲法の許容する範囲だ、一口に言いますとそういうような論立てですね。

そこで、法律で決められるということは何度か繰り返しておられるのですけれども、明治憲法のもとでは、明治憲法を持ってきたんですが、選挙権というのは憲法に一言も書いてないのです。それが現在の憲法ではちゃんと選挙権というふうに、まず十五条の参政権が出てきていますね。「公務員を選定する権利、それから十五条の三項にもあります。それから四項にもあるし、それからよく出てきます四十四条関係等々にも出てくるのですが、現在の憲法は選挙権というものを直接規定しているというふうに思ふのですが、その点はどうですか。

○金丸参議院議員 わが国の憲法學說で選挙権に關します基本の規定は、第十五条の第一項というのが通説でございまして、御承知のとおりでございます。

これは国民の参政権というところからそのような解釈になつてまいるので、民主主義の原理、公

務員を選定、罷免する権利、その具体的な最も第一順位に立つべき権利が選挙権だ、こういう考え方からであることも先生もよく御承知かと思ひます。が、十五条の一項は原則的な規定あるいは宣言的な規定と私どもは考えておりますし、通説もそうだと思ひます。四十四条が被選挙資格及び選挙の資格と書いておりますように、そこには御指摘のように選挙権とはございせん。これは憲法十五条の第一項を受けて四十四条で、法律で具体的な選挙権、被選挙権の中身を決める、私どもはそういうふうに解釈をいたしておるわけでございます。

○安藤委員 明治憲法は、先ほどもちよつと言いましたけれども、三十五条——貴族院は選挙じやありませんでしたから、衆議院だけが書いてあるんですが、「選挙法ノ定ムル所ニ依リ」というふうにあるわけですね。だから、選挙法で決めることができる、こういうたてまえになつております。ところが、先ほどのお話にあるように、基本的といふふうにおっしゃるのですが、まさに基本的でいふですが、ちゃんと参政権といふのを十五条は一項で書いてあるわけですね。参政権の中には選挙権、被選挙権が含まれるというのも學說の全部が認めるところだと思ふのです。だから、ストレートに選挙権というの憲法上の権利として現行憲法はうたつていっているのです。だから、明治憲法のときは「選挙法ノ定ムル所ニ依リ」とあるから選挙法によつて選挙資格、選挙権のあり方等々を決めることができた。現在の憲法は違ひのすなわ、選挙権は憲法上の権利です。これを法律で変えることができる、制限することができる、規制することができる、これはやはりおかしいじゃないかと思ふのですが、どうですか。

○金丸参議院議員 現行憲法のもとにおきましては、選挙権は十五条の一項が規定いたしますように国民の基本的な人権だ、こう申すべきでございします。しかし、十五条の一項は選挙といふことは何らうたつておりません。公務員を選定、罷免するのが国民の基本的な参政権だとうたつて、それ

を受けまして四十四条で、法律で定めるとあるわけでございます。明治憲法の、選挙法で定めるといふ規定とは根本的には違つております。違つておりますけれども、選挙権の具体的な内容は憲法の四十四条で、法律で定めるとはっきりと規定しておるわけでございます。だから、法律によりまして選挙権の内容とかあるいは制限とかが定め得るのだ、このように私は思ひつけてございします。

○安藤委員 これは重大なことを金丸先生は言うておられると思ひます。その關係で参議院における議論の中身をちよつと申し上げたいと思ひますが、これはことしの四月十四日の参議院の公選特委員会での金丸先生の答弁です。「わが国の過去を見ましても婦人には参政権が与えられておりませんでした。また納税資格が選挙権の要件であつたこともございします。だから選挙権は法律によつて定められるというのが私は通常の国におきまして制度となつておると思ひます。」こういう答弁をしておられるのです。私、そのとおりいふとはお考えにならないと思ひますが、現憲法のもとでも納税額あるいは財産あるいは性別によつて——婦人参政権がなかったとおっしゃつてい

のです。法律で制限することができるといふふうにお考えなんですか。

○金丸参議院議員 現行憲法では、第十五条で「普通選挙を保障する。」と書いてございしますから、財産によつては制限することは憲法上不可能、こう申してよろしいと思ひます。また、男女の性別によつて左右してはならないということもございしますから、これは婦人参政権を奪うと申しましようか否定することもできないのだ。たとえ

ば選挙権の年齢を二十歳にするか二十五歳にするか十八歳に引き下げるか、これは法律の事項でございまして、国会の立法行為によつて極端に申せばいかにしてもできると思ひます。よ、国会が最も妥当と考えると選挙権の年齢は定めてよろしいのではないかと私は思ひます。

ただ、四十四条のただし書きに重要な規定がご

ざいすので、法律で定めるといたしましたが十四条のただし書きに従わなければなりませんから、明治憲法のもとにおきますように、選挙法で比較的自由に選挙のいろいろな要件が決められましたよりも現在では憲法による制約が厳しくなっております、以前よりもいば法律で裁量する範囲は憲法で狭められておる、こう申すことができるかと思ひます。

○安藤委員 それでは、現在の憲法が明治憲法と違つて、憲法第十五条で先ほどおっしゃったように参政権を国民固有の権利というふうにしつかりうたつてゐるのは、どういふような趣旨からかういふことになつたのかですね。明治憲法三十五条では、みんな「選挙法ノ定ムル所ニ依リ」ということで、全部法律に任しておつたのです。それを今度明確に憲法にそのことを規定したというのはどういふような趣旨からだといふふうに理解しておられますか。

○金丸参議院議員 新憲法が国民主権という大原則を採用したからだと思ひます。

○安藤委員 ですから、それは憲法の前文の冒頭からもそのことはきちつと書いてあるし、国民主権、主権在民といふのは、おっしゃる通りに憲法の一番大きな趣旨の一つですね。それならば、そういうふうな趣旨であるけれども、法律でいろいろ制限する、規定をすることができるといふことになる、やはりせつかつく、そういう趣旨が、また明治憲法下に逆戻りをして選挙法で決めることができるんだといふような考えになつてしまふんじゃないですか。私はそれを一番大きな問題に思つておるのです。とにかく法律で決めることができるのです、四十四条でございましていふふうにおっしゃる。しかし、先ほどおっしゃつたように憲法第十五条の規定があるから、法律で決められる範囲は狭められておるというふうにおっしゃつたですね。というところの問題じゃなくて、逆に憲法第十五条できちつと決められてゐる基本的な権利、だから、それを損なわないように四十四条で具体的に資格を決める、こ

れが憲法のたてまえじゃないですか。

ところが金丸先生のお話ですと、合理的、合理的といふふうにおっしゃるけれども、とにかく法律で決められるんだ、こういうことでしよう。法律で決められるといふところに力点を置くといふことになりまして、明治憲法の三十五条になつてしまふんですよ。「選挙法ノ定ムル所ニ依リ」になつてしまふんですよ。だから私は、金丸先生が参議院において、あるいは当委員会において、る、再三再四にわたつて、法律によって決めることができるというふうに言つておられるのを伺つておりまして、これはいいのかいなと思つたので

これはちよつと余談ですが、金丸先生はもんろん学校では旧憲法を勉強なさつたと思つたのですが、それでその辺のところがいさゝかしみついておつてそういうような考え方に立つておられるんじゃないのかという懸念をいま感じておるのです。だから、これは大問題だと思つたのです。まづ十五条を踏まえて、基本的権利だ、これを損なわれないといふ範囲で法律で資格を決めるのですよ。そうじゃないですか。

○金丸参議院議員 私は、憲法のたとえば四十四条と比較してしまつて十五条の参政権は、先般来、自然権的な、超国家的な基本的人権ではないといふことを申し上げたことがございまして、参議院におきましても、憲法の前文を受けて、第三章の規定から考へて、四十四条でもなかなか制約がでないんだ、自然権じゃないかといふ非常に強い御主張がございましてしたけれども、私はわが国の通説はそうでないと思つております。十五条はやはり政治的な権利を抽象的に宣言した規定であつて、具体的な選挙権や被選挙権は四十四条で定めるのだ。旧憲法はいわば選挙権を与えるような考え方であつたかも知れません。しかし、新憲法は国民主権だから選挙権は当然持つんだ。しかし、具体的な選挙権といふものはどうして決めるのかと言へば、国会が法律で決めるのですよ、こう書いてあるのだと思ひます。だから、私は、何ら矛盾でもないし、むしろ多くの学者が私どもの考えと同じ考えをお持ちになつておる、この点は間違いないところだと思ひます。

○安藤委員 主権在民、国民主権の原則を踏まえて、現行憲法第十五条が国民の参政権、選挙権、被選挙権を規定している。ですから、せつかつくの憲法のその精神、その規定、これを損なわないように、積極的に生かすようにと言つた方がいいのかもしれません、そういうふうに四十四条で資格について法律で定める、こうなつておるわけですよ。その点はいいのですか。

○金丸参議院議員 私どもは、損なうとかなんとかいうのはございませんで、合理的な選挙制度をつくる結果、ある面の制約が生ずることは憲法上やむを得ないと申しましようか、認められておるのだ、こういうふうにしておるわけでござい

○安藤委員 合理的、合理的とおっしゃるけれども、だから立法裁量とか、この国会でそれを法律によつて決めることができるのだとよくおっしゃるのには立法裁量といふことを言つておられる趣旨だと思つたのですが、その立法裁量によつても、その合理的とおっしゃる中身によつても、やはり先ほど私が言ひましたように、国民主権の大原則をこの国民の参政権という形で、選挙権、被選挙権を保障するといふ形で規定してゐる十五条のこの国民の権利、十五条で保障されておるこの権利、これを規制するとかあるいは制限するとかあるいは損なうとか、こういうような方向で法律で決めることはできない。立法裁量権だといつたつて、そこまで踏み込むことはできない、おのづから制約がある、これは当然のことだと思つたのです。最高裁の昭和五十一年四月十四日の判決でもそのことは明確に言つております。だから、やはりそういう立場に立つべきではないのか。

金丸先生の御発言は、十五条に抽象的に書いてある、それを具体化するのが四十四条だとおっしゃるのです。そうじゃないのですよ。十五条にきちつと、国民主権の大原則に基づいて、権利とし

て規定してあるのです。これを損なわない範囲でさらにそれを助長するといふのか、しつかりと根づかせるといふのか、制度化するといふのか、そういう範囲で法律で資格を決めることができるというのが四十四条の解釈。そうでなかつたらおかしいですよ。法律で決められると四十四条に書いてあるから法律で決めることができるのだ。しかもそれは合理的だ。無所属を切り捨てて何で合理的か。結社の自由をうたつてある二十一条に違反して何で合理的か。選挙権、被選挙権を奪つて何で合理的か。これは当然の疑問が出てくるじゃないですか。どうお考えですか。

○金丸参議院議員 何遍も繰り返すようでございますけれども、私どもは、十五条の第一項は国民の参政権の基本原則を規定したもので、抽象的な国民の参政権を規定したもので、選挙の資格、被選挙の資格は四十四条が法律に一任しておるのだ、このように解釈するのがやはり自然だと思ひます。ただ、無条件かと申しますと、四十四条にもただし書きがございまして。これは重要なただし書きでございまして。それはただし書きの制約の範囲内において四十四条で憲法は具体的な被選挙の資格、具体的な選挙の資格といふものは法律で定めると書いてあるものでございまして、それが定めるものが選挙権を制限するとか制約するとかいふことにはならないのではないかと、私はかように思ひます。

○安藤委員 具体的に資格をどうするかといふことをやるのが、法律で決めるというのが四十四条、選挙権、被選挙権について。しかし、具体的にその資格を法律で定めるについては、憲法第十五条に規定してある国民の基本的権利である参政権、選挙権、被選挙権、これを損なうようなものであつてはならぬ。だからこそ四十四条の後段のただし書きでこういう差別をしてもならぬといふことをもう一遍書いてあるのですよ、これは二十一条との関連もあつて。だからそれを資格を定めるといふ——資格を定めるのですよ、これはあくまでも、権利をどうしようとする問題じゃ

ないですよ。権利というものは選挙権、被選挙権、先ほど言いましたように無所属の立候補を認めないというのは、被選挙権、選挙権を侵害するものです。そういうものを侵害しない範囲で法律で資格を定めることができるというのがこの規定です。それが考えたって。心得間違いないです。だから私は、明治憲法の発想を金丸先生が持つておられるので、明治憲法第三十五条の、選挙法によってこれを定める、法律でこれは決めることができるのだ、その考え、立場に立っておられるのじゃないかと思わざるを得ないと言います。どうですか。

○金丸参議院議員 繰り返してございますが、十五条と四十四条、憲法の前文との関係につきましては、私の考えを申し上げたとおりでございます。十五条は大事な国民主権のもとにおける参政権でございますけれども、その具体的な内容は、四十四条で、憲法が規定するところから法律で定めればよろしいのであり、選挙の手続は憲法のこれまた四十七条で定めるようになっておるわけでございますから、私も、これらに有機的な関連のもとに解釈をしてみたいという、私が申し上げるような解釈でも何ら選挙権を制約するとか、あるいは国民の権利をどうとか、憲法上問題になることは万ない、かように思っています。

○安藤委員 あしたの朝までやっておっても、見解の相違ということになるかとも思うのですけれども、やはり確かめておきたいことがあるのです。

先ほど来おっしゃってみえておるように、憲法第十五条は、選挙権、被選挙権は国民の基本的権利であるというふうに規定をしている、これはいずれですね。——うなずいておられるからいいのでしょうか。

それで、その基本的な権利を制限するというのが四十四条あるいは四十七条によって認められておる、法律で選挙権を制限するの、そういうふうにお考えなんですか。

○金丸参議院議員 それにつきましては、法律の

制定に当たりまして、国民のそのような権利を制約する合理的な理由がなければならぬ。私も、現行憲法が政党政治を前提にしておるものでございまして、それに基づいた拘束名簿式の比例代表制は合理的な制度である、その結果として国民の権利のいわば制約がございまして、合理的な制約として憲法の容認するところである、こういうふうに考えておることは繰り返して申し上げたとおりでございます。

○安藤委員 時間が来ましたがあれですが、そうすると、選挙権そのものが四十四条によって合理的な範囲であれば制限することができる、そういうことですね。これは大間違いだと思ふのです。ちゃんと明文で資格についてはと書いてあるのです。選挙権そのものを制限してもいいとはちっとも書いてないですよ。ここが私が一番問題にしているところです。もう一遍御答弁いただいても同じかと思うのですが……。

○金丸参議院議員 それでは訂正いたします。憲法は、選挙権と何ら書いておりません。私は端的に選挙権と申し上げましたが、四十四条は被選挙の資格及び選挙の資格ということでございますので、その制約は選挙の資格に対する制約だ、こういうふうに訂正をいたします。

○安藤委員 そうしますと、やはり十五条が参政権を基本的権利として認めている。参政権の中には選挙権、被選挙権がある、いいですね。

それで、先ほど来いろいろありまして、いまの御答弁で、四十四条は、選挙人の資格を法律で定めることができる、しかし、ただし書きの制限がある、こういうことですね。

そうすると、本改正案は、法律で資格を定めるところではなくて、無所属立候補を認めないというところによって選挙権、被選挙権そのものを制限していると言わざるを得ません。いまおっしゃったことと違いますよ。はっきりしてききました。

○金丸参議院議員 被選挙権というの憲法にはないのでございます。被選挙の資格があるわけでございます。被選挙の資格と選挙の資格が憲法の

四十四条ではっきりと書いてございまして、それは憲法四十四条の規定に基づいて、合理的な理由があれば制約することができる、こう私は申し上げておるわけでございます。先生がせっかく選挙権、被選挙権とはいいやないかとおっしゃいますから、私は御説に従って、憲法に書いてないから訂正すると申し上げたわけで、これを通俗的な言葉で申しますと、選挙権なんです。通俗的な言葉で言えば被選挙権なんです。それを厳密に、選挙の資格じゃないかとおっしゃいますから、私は訂正すると申し上げたわけでございまして、実質は、選挙権と言ひ、選挙の資格と言ひしても同じこととでございます。

○安藤委員 そうしますと、これまで参議院でもいろいろ議論をされてきた、それから当委員会でも議論をされてきたが、憲法第十五条、これは公務員を選定する権利ですね、「及び」以下は省略して、これは参政権だというのははっきりしております。参政権の中には選挙権、被選挙権が含まれておるのだというのが通説の認めるところじゃないのですか。この十五条にそのようにしてうたわれている。だからこそこの三項にも「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」というような規定もあるのです。だから、やはりこの第一項は、選挙権、被選挙権を憲法が基本的な権利として定めている、これは間違いないところでしょう。参議院の議論でもずっとその点は、発議者の先生方、認めてこられておるじゃないですか。先ほどから抽象的とかいろいろ言っておられるのですが、最高裁の判例もあるし……。だから、ちゃんとうたっているのですよ。そして、その範囲で四十四条が、ただし書きの制限を受けながら、選挙人の資格を定めるだけなんです。四十四条で、選挙権というのを出てきておるのじゃないのです。ここが間違っておる。だから、その辺のところ、法律で決められる、法律で決められると云って、四十四条を振り回しなされるのが明治憲法の発想だというふうに私は言わざるを得ぬ、こういうことなんです。

時間が来ましたが、終わります。
○久野委員長 次回は、明七日午前十時三十分公聴会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十五分散会